

城里町環境基本計画 (案)

環境にやさしく、
豊かな自然と共生するまち



令和3年3月



はじめに

「環境にやさしく、
豊かな自然と共生するまち」をめざして



本町の地勢は、東部は那珂川沿岸に開けた沖積平野地帯で、農地や宅地、工業用地などに利用され、国道 123 号沿線を中心に、多くの住民が居住しています。中西部は、八溝山系の南縁部の標高 200m 前後の丘陵地帯となっており、藤井川をはじめとする那珂川支流の多くの河川が起伏の激しい地形を作り出し、山林や農地、レクリエーション施設などに利用され、自然や歴史を感じる地域となっています。

しかしながら、私たちが快適で豊かな生活を送るために、資源やエネルギーの大量消費や廃棄物の大量発生が環境に多大な負荷を与え続けてきた結果、生活環境や自然環境をめぐる状況や社会情勢が変化し、循環型社会形成への取り組みの推進が求められるなど、町民の環境に対する意識も急速に高まっています。

そのため、本町では平成 31 年 3 月に「城里町環境基本条例」を制定し、この条例に定める理念を実現するため、令和 3 年 3 月に「城里町環境基本計画」を策定いたしました。

また、本町は関東甲地域の 40 団体（73 市町村）と民間事業者 2 社で構成される、「廃棄物と環境を考える協議会」に加盟しており、地球規模の環境保全について積極的に取り組み、2050 年までに二酸化炭素（CO₂）の実質排出量をゼロとすることを目標とした「ゼロカーボンシティ」を目指すことについて、協議会の構成自治体として賛同し、共同表明いたしました。

こうしたなか、この計画における本町の望ましい環境将来像「環境にやさしく、豊かな自然と共生するまち」、「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、積極的に計画の推進に努めてまいります。

町の豊かな自然環境を守り、自然と共に生きる社会を構築し、より良い環境づくりを進めることは、将来の世代に対する私たちの使命です。今後とも、町民及び事業者の皆様、並びに町がそれぞれの責務を果たし、三者の協働により、環境の保全と創造に取り組みながら人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指してまいりますので、より一層のご協力をお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定に際しまして、貴重なご提言をいただきました城里町環境審議会委員の皆様、並びにアンケート等にご協力をいただきました多くの方々に心より感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

城里町長 上遠野 修

目次

第1章 城里町環境基本計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけと役割	4
3 計画の対象範囲と分野構成	5
4 計画の期間	5
5 計画の構成	6
6 計画の推進主体	7
第2章 城里町の環境	9
1 地域概況	10
1.1 地勢	10
1.2 気象	11
1.3 人口・世帯数	11
1.4 産業	11
1.5 交通	12
2 自然環境	13
2.1 生物多様性	13
2.2 自然とのふれあい	28
2.3 農地	29
2.4 歴史的・文化的環境	30
3 生活環境	32
3.1 大気環境	32
3.2 水環境	34
3.3 土壌・地下水汚染	39
3.4 有害化学物質・放射性物質による環境汚染	39
3.5 環境美化	40
4 地球環境と循環型社会	41
4.1 気候変動(地球温暖化)対策	41
4.2 循環型社会	47
4.3 その他の地球環境問題	50

5	環境保全活動	51
5.1	環境教育及び環境学習	51
5.2	環境保全活動	60
6	環境に対する町民・事業者の意識(アンケート調査結果)	70
6.1	町民の環境意識	70
6.2	子どもたちの環境意識	74
6.3	事業者の環境意識	81
第3章	計画の目標と施策体系	83
1	本町の望ましい環境将来像	84
2	基本目標	85
2.1	自然環境の保全	85
2.2	生活環境の保全	85
2.3	脱炭素社会の形成	85
2.4	環境保全活動の推進	85
3	環境施策の体系	86
第4章	環境施策とリーディングプロジェクト	89
1	自然環境の保全	90
1.1	環境施策の方向	90
1.2	リーディングプロジェクト	
	「生物多様性～里山保全～」プロジェクト ～生物多様性地域戦略～	93
2	生活環境の保全	95
2.1	環境施策の方向	95
2.2	リーディングプロジェクト	
	「生活環境チェック」プロジェクト ～暮らしの環境保全～	98
3	脱炭素社会の形成	100
3.1	環境施策の方向	100
3.2	リーディングプロジェクト	
	「気候変動対策！～ごみ減 CO ₂ 減～」プロジェクト	
	～気候変動適応計画～	104

4 環境保全活動の推進	107
4.1 環境施策の方向	107
4.2 リーディングプロジェクト	
「学ぼう！城里環境学習」プロジェクト ～地域循環共生圏登録～	110
環境指標と数値目標	112
 第5章 計画の推進体制及び進行管理	 113
1 計画の推進体制	114
2 計画の進行管理	116
 資料編	 117
資料1 城里町環境基本条例	118
資料2 城里町環境基本計画策定の経過	123
資料3 城里町環境審議会委員名簿	124
資料4 用語解説	125

文中の___が付いている語句については、P.125 より用語の解説があります。

第1章 城里町環境基本計画の基本的事項

この章では、本計画の位置づけや役割、対象範囲といった、この計画の基本的な事項を示しました。



1 計画策定の背景

本町は、水戸市に隣接する利便性の高い恵まれた立地にありながら、広大な森林や山間を流れる河川、那珂川沿いの田園など、豊かで美しい自然環境・景観も残されており、ふるさとのかげがえのない貴重な財産となっています。これらの自然は、森林の保水機能などにより地域の恵みを支えており、豊かな自然環境が町の発展に大きく寄与しています。一方で、ライフスタイルの変化から、里山の荒廃や子どもたちの日常的な自然体験が減少し、また、大量の廃棄物や河川の水質汚濁などでも環境に負荷をかけ、自然環境を悪化させてきました。さらに、土砂災害や河川の氾濫などによる危険性も秘めているため保全・整備が必要となります。町民の“ふるさと”である地域資源を将来にわたって継承し、自然と共存していくため、家庭、学校、地域、職場、野外活動などあらゆる場や機会を通して、一人ひとりの環境保全意識の高揚を図り、自然・景観をととも守っていくために行動するとともに、自然環境を優先した整備に努める必要があります。

環境問題は、本町に限らず世界規模で急速に進んでいます。特に地球温暖化が原因とされる猛暑や豪雨などの異常気象は、人々の健康や日常生活だけではなく、生物の生育・生息環境を脅かし、農作物への被害や土砂災害など経済的損害も甚大であり、深刻な状況であることを痛感させられています。

また、省エネルギーの推進や、新エネルギーの活用についても、国や県はもとより、町民と協力しながら検討するなど、積極的な環境対策を進めることも必要です。そして、ごみの減量化や再資源化及び適正な処分や環境保全活動に取り組み、さらに、産業廃棄物の適正処理や不法投棄の防止に向けての啓発活動や監視にも努めていますが、町民一体となって取り組む必要があります。

日本が環境問題の解決に向け動き出した公害対策基本法の制定から50年余り、環境関連法の整備により、大気汚染や水質汚濁などの公害問題は改善してきました。しかし、昨今、地球温暖化や海洋汚染、生物多様性の保全など、国境を越えた複雑な環境問題もあります。私たちは、この地球上で持続可能な暮らしをしていくための方策を進めていかなければならない時代に直面しているのです。

日本では、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018年4月に閣議決定された第五次環境基本計画を推進しています。この計画には、人類の発展と地球の持続の両立を実現するため、2016年から2030年までの間に達成すべき「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：通称SDGs^{エスディージーズ}）」の考え方を盛り込んでおり、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に関連し合う分野で横断的な重点戦略を設定しています。そして計画の推進にあたって重要なことは、これまで以上にパートナーシップ（あらゆる関係者との連携）が必要となってくるということです。

自然災害による河川の氾濫や土砂崩れなど、全国各地で災害ごみも増え、加えて

2020年は世界中に拡大している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、活動自粛やステイホームの呼びかけで、各地のイベントや行事、環境美化活動など屋内外での環境活動も制限せざるを得ませんでした。学校も休校となり毎年行っていた環境活動や環境教育についても中止や規模が縮小となりました。

近年、全国各地で世界規模の気温上昇が要因とされる、集中豪雨や台風の巨大化などによる災害も発生しています。このような状況を踏まえ、環境大臣より2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロへの参画を促され、「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。今後、二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向け、関係機関の協力を得ながら、環境保全への積極的な取り組みを推進してまいります。

本町では平成31年3月に「城里町環境基本条例」を制定し、城里町の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。この計画に基づき、町・町民・事業者などが協働し、目標に向かって環境保全に取り組み、城里町の自然豊かな環境を将来へと引き継いでいくことが求められます。将来の子どもたちが豊かな生活を送りつつ自然の恵みを受け続けられるよう、本町に関わるすべての人が協力して実行するために「城里町環境基本計画」を策定することとしました。

◆城里町環境基本条例 第3条 環境の保全等に関する基本理念

- 1 環境の保全等は、現在及び将来の町民が健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、町、町民、事業者及び滞在者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、町、町民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

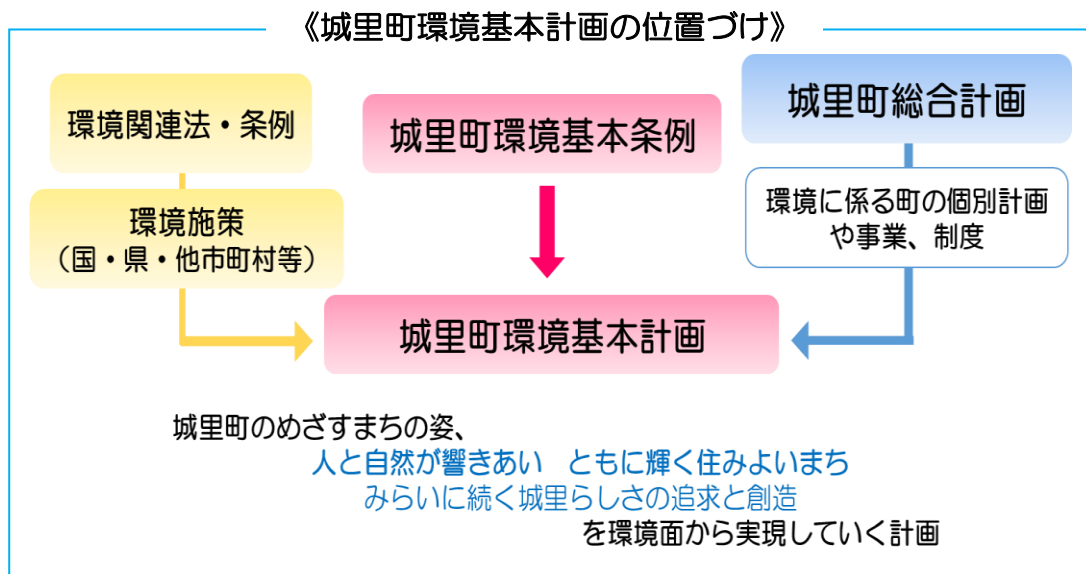
2 計画の位置づけと役割

本計画は、城里町環境基本条例第8条（資料編 p.120）に基づく計画であり、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第3条に定める「環境の保全等に関する基本理念」にならい、同条例第7条に定める「基本施策」に基づいて、基本的な計画を定めるものです。

また、「城里町総合計画」に示す本町の将来像『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち みらいに続く城里らしさの追求と創造』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられます。さらに、本町の個別計画・事業の立案や実施にあたり、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

環境を保全していくためには、町、町民、事業者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と、環境の保全に関する取組を示し、主体的な行動を促進します。



3 計画の対象範囲と分野構成

本計画で対象とする環境の範囲は、「城里町環境基本条例（平成31年3月）」に係る環境全般を対象とします。

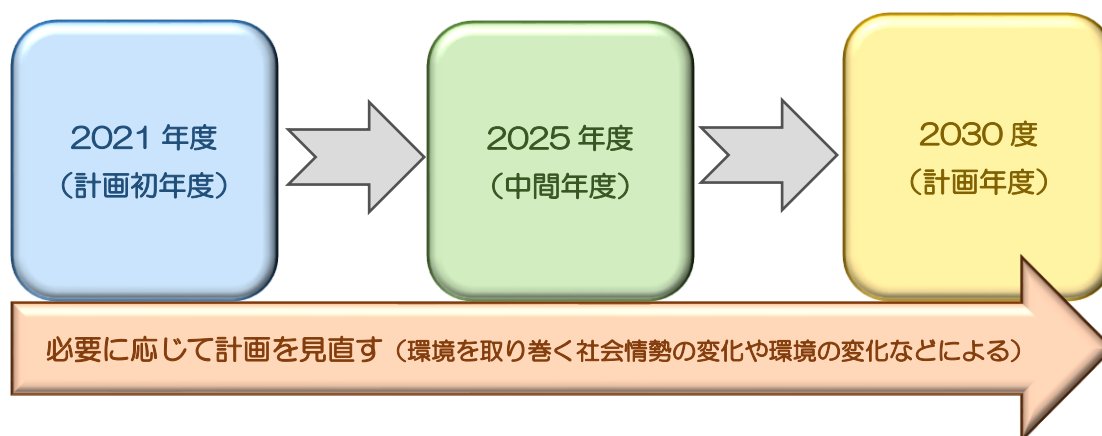
分野構成は、対象とする環境の範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

環境分野	環境要素
自然環境	生物多様性（動植物）、農地、森林（山林）・平地林、水辺（水生生物）、自然公園、自然の活用、歴史的環境
生活環境	大気環境（大気、悪臭、騒音・振動）、水環境（河川、地下水など）、土壌・地盤環境、放射性物質による環境汚染、環境美化
地球環境	地球温暖化対策、気候変動対策、ゼロカーボンシティ、再生可能エネルギー、廃棄物の適正処理、3R（廃棄物の排出抑制と有効利用など）
環境保全活動	環境教育、環境学習、環境保全活動

4 計画の期間

本計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。



5 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。

第1章 城里町環境基本計画の基本的事項

本計画の位置づけや役割、対象範囲といった、この計画の基本的な事項を示しました。

第2章 城里町の環境

地域概況など環境の現状を整理しました。

環境保全活動では、町内の小中学校における取組や町民、団体及び事業所の取組の一部を紹介しました。最終項には、町民及び事業者を対象とした環境に関するアンケート調査結果を抜粋して掲載しました。

第3章 計画の目標と施策体系

本計画の目標である環境将来像と4つの分野の基本目標を示すとともに、環境施策の方向及び内容を体系化し、計画全体の概要を示しました。

第4章 環境施策とリーディングプロジェクト

本計画を推進していく中で、4つの環境分野を構成する環境要素について、第2章でまとめた現状と課題、第3章で示した目標、環境施策の方向を基に、環境施策と町・町民・事業者（認定農業者含む）の取組について示し、全体を先導していく施策も示しています。また、全体の取組を促進する施策（リーディング・プロジェクト）として位置づけ推進していくものです。プロジェクトの設定は、町民の声（環境意識調査結果）を重視し、取り組みやすい内容を組み込みました。

第5章 計画の推進体制及び進行管理

計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくための方策を示しました。

6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、町、町民、事業者（認定農業者含む）とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

(1) 町の役割

町は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努めるとともに、広域的、地球的規模での取組を必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力していきます。また、環境に関する情報の調査・収集・提供や環境の保全に関する意識の啓発を行うとともに、町民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

(2) 町民の役割

町民は、日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量、悪臭の発生防止その他環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に自ら努め、町が実施する環境に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(3) 事業者（認定農業者含む）の役割

事業者（認定農業者含む）は、その事業活動を行うにあたり、十分環境に配慮するとともに、その事業活動に係る製品などの使用及び廃棄に伴う環境負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用を図り、必要な措置を講ずることに努めます。また、環境の保全等に自ら努め、町が実施する環境の保全等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

第2章 城里町の環境

この章では、地域概況など環境の現状を整理しました。

環境保全活動では、町内の小中学校における取組や町民、団体及び事業所の取組の一部を紹介しました。

最終項には、町民及び事業者を対象とした環境に関するアンケート調査結果を抜粋して掲載しました。



1 地域概況

1.1 地勢

本町は、2005年2月1日に常北町、桂村、七会村が合併して生まれた町です。茨城県の西北部に位置し、南部は水戸市及び笠間市と接し、北東部は那珂川を境に常陸大宮市、那珂市と接しており、西部は栃木県茂木町に接しています。面積は161.8km²で、全体の61%を森林（山林）、18%を耕地が占めています。

東部は那珂川沿岸に開けた沖積平野地帯で、農地や宅地、工業用地などに利用され、国道123号を中心に、多くの住民が居住しています。中西部は、八溝山系の南縁部の標高200m前後の丘陵地帯となっており、藤井川をはじめとする那珂川支流の多くの河川が起伏の激しい地形を作り出し、山林や農地、レクリエーション施設などに利用され、自然や歴史を感じる地域となっています。



スダジイ



上古内の茶畑

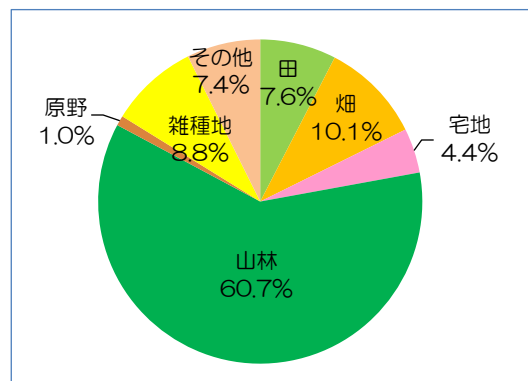
本町の中心にどっしりと根を張る常緑の大樹「スダジイ」は、雄大で存在感があり、将来に向かってはばたく本町の姿を象徴する木です。推定樹齢は350～400年です。城里町役

場敷地内にあり、幹周が4mを超え、7～8mに広がる枝葉と半球状の樹冠も魅力となっています。

本町のおよそ18%を占める耕地では、農作物などを作るのに適した土地が那珂川や藤井川沿いにあり、茨城三大銘茶「古内茶」、茨城県三大伝統野菜「レッドポアロー（赤ネギ）」、そして「ななかいの里コシヒカリ」などの特産物や名産物があります。

◆地目別土地面積（2019年度）【出典：茨城県行財政関係資料編】

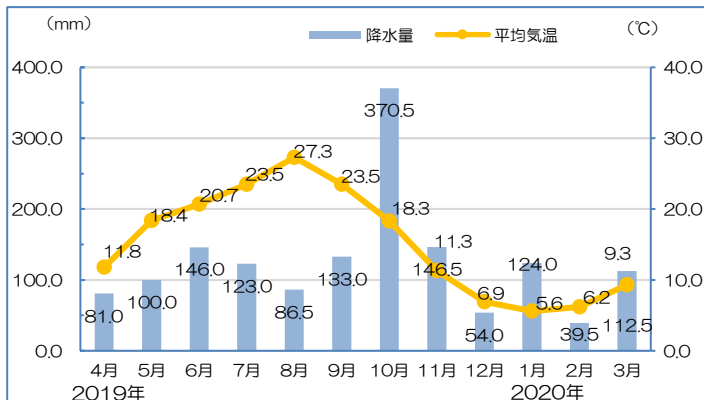
地目	面積 (km ²)	割合 (%)
田	12.3	7.6
畑	16.3	10.1
宅地	7.2	4.4
山林	98.2	60.7
原野	1.6	1.0
雑種地	14.3	8.8
その他	11.9	7.4
合計	161.8	100.0



1.2 気象

本町は、やや温暖な気候であり、いわゆる太平洋岸気候で、夏は高温多湿でむし暑く、冬は晴れた日が続いて乾燥し、梅雨期や秋は雨が多いのが特色となっています。

◆2019年度の平均気温と降水量【出典:水戸地方気象台(水戸)】



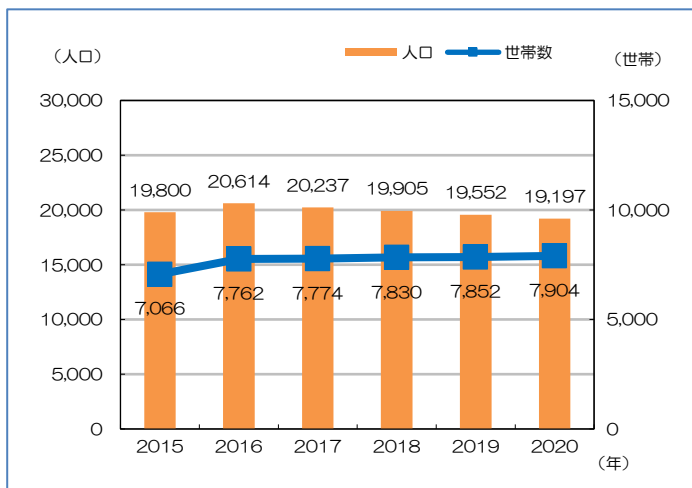
※本町には水戸気象台の観測所がないため、水戸のアメダスデータを引用

1.3 人口・世帯数

本町の人口は 2020 年4月 1日現在、男性 9,521 人、女性 9,676 人で総数 19,197 人です。世帯数は 7,904 世帯です。

2015 年以降の本町のデータでは、2016 年に 20,614 人まで人口が増加しましたが、その後は減少に転じています。一方、世帯数は 2015 年に 7,066 世帯で、横ばいとなっています。

◆人口と世帯数【出典:城里町町民課】

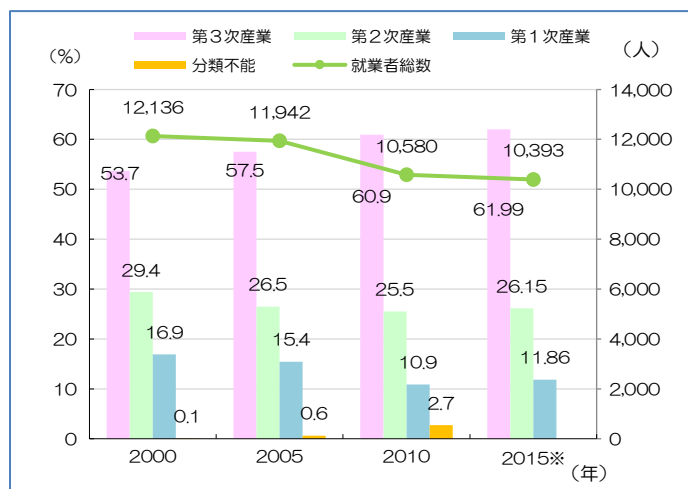


1.4 産業

2015 年国勢調査における本町の産業別就業人口の割合は、農業を主とする第1次産業が 11.86%、製造業を主とする第2次産業が 26.15%、サービス業等の第3次産業が 61.99%です。

2000 年以降、第1次産業及び第2次産業の就業者割合が徐々に減少しています。

◆産業別就業者数【出典: 城里町ホームページ (2019年12月19日更新)】



※2015年のみ出典：茨城県政策企画部統計課普及情報 (国勢調査結果：平成27年10月1日現在)

1.5 交通

本町では、国道123号、主要地方道4路線、一般県道6路線の計11路線が主要道路となっています。国道123号は、交通量の増加によりバイパス整備が進められました。一般県道については一部未整備区間があり、町道については幅員の狭い区間があることから、今後、計画的・段階的に整備を進めていく予定となっています。

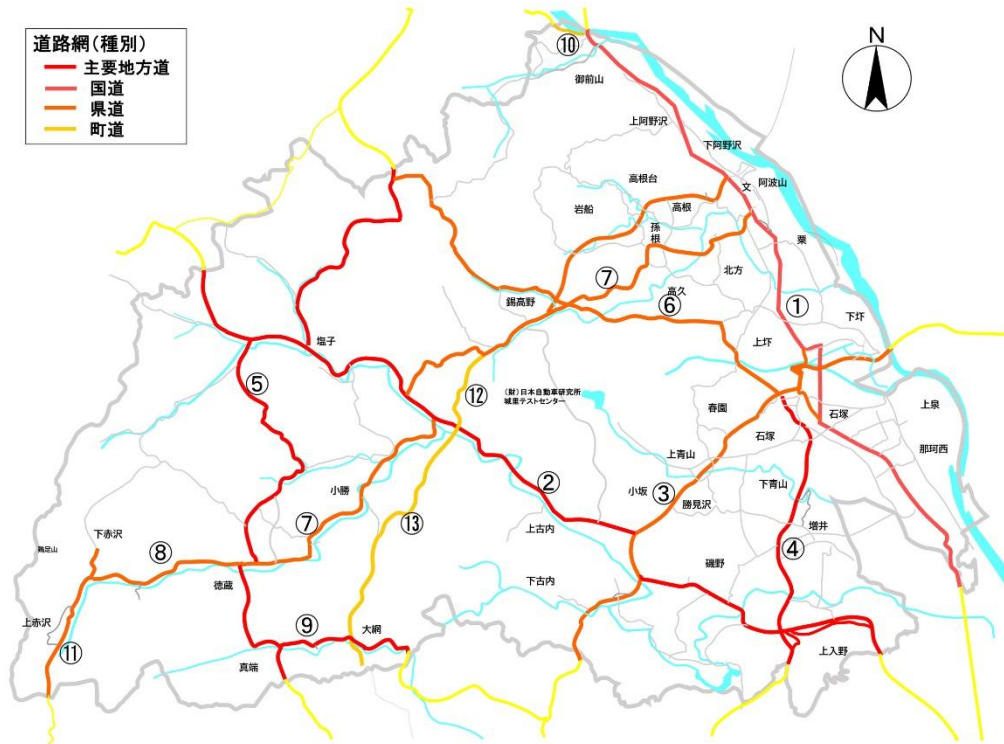


◆幹線道路【出典：城里町地域公共交通網形成計画（平成29年3月 一部修正）】

No.	路線名	路線番号	種別	No.	路線名	路線番号	種別
①	国道123号	123	国道	⑧	鶏足山線	225	一般県道
②	水戸茂木線	51	主要地方道	⑨	真端水戸線	113	一般県道
③	日立笠間線	61	主要地方道	⑩	赤沢茂木線	212	一般県道
④	石岡城里線	52	主要地方道	⑪	鶏足山片庭線	226	一般県道
⑤	笠間緒川線	39	主要地方道	⑫	広域営農団地農道1号線	84	町道
⑥	錫高野石塚線	246	一般県道	⑬	広域営農団地農道2号線	90	町道
⑦	阿波山徳蔵線	112	一般県道				

◆道路網図（国道123号バイパス）

【出典：城里町地域公共交通網形成計画（平成29年3月 一部修正）】



2 自然環境

2.1 生物多様性

(1) 自然公園・保全地域

① 御前山県立自然公園

那珂川の一部と鶏足山塊の御前山、井殿山を中心とした公園区域になっています。

清流那珂川と御前山とがおりなす光景は、京都の嵐山に似ているところから「関東の嵐山」と呼ばれ親しまれており、アユの釣り場としても知られています。御前山は、江戸時代に御留山として保護され、ケヤキ、モミ、アラカシなどのカシ類が樹林をなし、加えて温・暖両帯の植物が豊富に生育しています。文化景観としては、佛國寺、徳蔵寺、龍谷院、白山神社などがあります。

② 環境保全地域

本町には、自然が豊かに残されている地域として茨城県が指定した「自然環境保全地域」、「緑地環境保全地域」があり、その地域の周辺の自然的・社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要なところとして、自然保護指導員の協力による保全活動を行っています。

自然環境保全地域になっている「清音寺自然環境保全地域」は、スダジイ・シラカシ・アカマツ・モミの生育する自然林と、樹齢の高いスギ・ヒノキの人工林が生育していて、ムラサキシジミ・オオムラサキなどが見られます。

「小松寺自然環境保全地域」には、スダジイ・シラカシなどの常緑広葉樹とコナラ・クヌギなどが生育していて、ムヨウラン・ミヤマウズラなどが見られます。



清音寺自然環境保全地域の案内板

◆自然環境保全地域

【出典：茨城県生活環境部環境政策課
(2018年4月26日更新)】

名称	住所
清音寺自然環境保全地域	城里町下古内
面積	指定年月日
22.7ha	昭和52年2月3日



小松寺自然環境保全地域の案内板

緑地環境保全地域の「青山緑地環境保全地域」は、スギ・ヒノキの大径木にケヤキ・エノキなどの落葉樹、シラカシ・ヤブツバキなどの常緑樹が生育する森林です。豊富な植物相の下にモンキアゲハやムラサキシジミなどが生息しています。

◆自然環境保全地域

【出典：茨城県生活環境部環境政策課
(2018年4月26日更新)】

名称	住所
小松寺自然環境保全地域	城里町上入野
面積	指定年月日
9.37ha	昭和52年2月3日



青山緑地環境保全地域の案内板

◆緑地環境保全地域

【出典：茨城県生活環境部環境政策課
(2016年3月18日更新)】

名称	住所
青山緑地環境保全地域	城里町上青山
面積	指定年月日
6.59ha	昭和58年3月31日



アラカシ



ムラサキシジミ

レッドデータブックのカテゴリー

コ ラ ム

環境省では希少野生生物保護のために「絶滅のおそれのある野生生物」（レッドデータブック）を1991年に発行し、おおよそ5年ごとに掲載種の見直しを行ってきました。

茨城県でも2000年に県独自のレッドデータブックを発行し、2012年に植物編、2016年には動物編の改定版を発行しました。

絶滅の可能性の大きさによって貴重な生物を絶滅、絶滅危惧ⅠAから情報不足まで7段階に分けて掲載し、保護や保全を求めています。

茨城県のレッドデータブックのカテゴリーの定義は以下のようになっています。

カテゴリー	定 義
絶滅	茨城県ではすでに絶滅したと考えられる種（飼育下・栽培下でのみ生育している野生絶滅を含む。）
絶滅危惧ⅠA	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧ⅠB	絶滅危惧ⅠA類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧ⅠB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足① 注目種	最近茨城県内での生育が確認された種であるが、県内の分布域がまだ十分に調査されていない種。
情報不足② 現状不明種	最近の情報がなく、生育状態が不明の種。

【出典：茨城における絶滅のおそれのある野生生物 植物編（2012年改訂版）
茨城における絶滅のおそれのある野生生物 動物編（2016年改訂版）】



ベッコウトンボ
絶滅：茨城県



オオキトンボ
絶滅：茨城県

(2) 本町で見られる動物

本町が接している那珂川では春にアユが、秋にはサケが遡上し、ウグイ、オイカワ、モクズガニなども多く生息しています。また、ヤマセミやイカルチドリなどの野鳥も観察できます。

河原には茨城県で極めて記録が少ないアイヌハンミョウやカワラバッタが生息しています。草原性のギンイチモンジセセリや、幼虫がカワラケツメイという植物を食べるツマグロキチョウの記録もあります。



ツマグロキチョウ
絶滅危惧ⅠB類：茨城県



アイヌハンミョウ
絶滅危惧Ⅱ類：茨城県



カワラバッタ
絶滅危惧Ⅱ類：茨城県



遡上してきたサケ



オシドリ
準絶滅危惧：茨城県

桂川や藤井川では那珂川本流からサケが遡上し、藤井川ダムではオシドリが見られます。

那珂川にそそぐ各河川の中流から下流域ではカワセミの姿を見かけることが多く、カジカ、ヨシノボリ、ヤリタナゴ、ギバチなどの魚類や水生昆虫のコヤマトンボ、アオサナエ、オナガサナエなどいろいろな種類のトンボの幼虫（ヤゴ）が見られるほか、カワゲラ、トビケラの仲間も多く生息しています。

平野部では、水田周辺の水路にタガメ、ミズカマキリ、タイコウチなどの水生昆虫が多く、メダカやシマドジョウなどの魚類も生息しています。



カワセミ



カジカ

準絶滅危惧：茨城県



ヤリタナゴ

絶滅危惧Ⅱ類：茨城県



タガメ

準絶滅危惧：茨城県

丘陵から平野にかけての河川中流域では、ゲンジボタルが広く生息し、初夏に美しい光を見ることができ、丘陵地の林では、オオタカ、サシバが営巣しており、水田や草地などを狩り場として利用しています。平野部や丘陵地の湧水域には、トウキョウサンショウウオやホトケドジョウが生息している地域もあります。

山間部の休耕田や湿地には、ハッチョウトンボ、オゼイトトンボなどのトンボ類や両生類のイモリが見られ、ため池にはゲンゴロウ、セスジガムシやオオイチモンジシマゲンゴロウなどが確認されています。

御前山県立自然公園では、アオグラやサンコウチョウなどの野鳥が見られ、アオマダラタマムシの記録もあります。また、渓流域にはムカシトンボが生息し、カジカやヤマメの姿を見ることができます。



トウキョウサンショウウオ
準絶滅危惧：茨城県



ホトケドジョウ
絶滅危惧Ⅱ類：茨城県



ハッチョウトンボ
準絶滅危惧：茨城県



ゲンジボタル
準絶滅危惧：茨城県



ゲンゴロウ
絶滅危惧ⅠB類：茨城県



アオマダラタマムシ
絶滅危惧Ⅱ類：茨城県



ムカシトンボ
準絶滅危惧：茨城県

本町を流れる藤井川及び桂川は最終的に那珂川中流域に接し、ともに河川における一般的な魚類相の垂直分布を示す傾向にありました。上流域ではヤマメ、アブラハヤ、カジカなどが見られ、中流域になると、カワムツやアユも多く、中流域から下流域では、オイカワ、ニゴイ、フナ属などのコイ科魚類が多く見られるようになります。

◆城里町河川魚類調査（藤井川：2020年7月、桂川：2020年10月）

確認魚種		地点名	藤井川			桂川		RDB	
			上流域	中流域	下流域	上流域	下流域	茨城県カテゴリー	環境省カテゴリー
			古内～七会	小松～古内	藤井～小松				
サケ科	サケ			○		○			
	ヤマメ	○							
アユ科	アユ		○	○		○			
コイ科	アブラハヤ	○							
	カワムツ	○	○	○	○	○			
	オイカワ		○	○	○	○			
	ウグイ		○	○					
	ニゴイ			○		○			
	カマツカ		○		○				
	ギンブナ		○	○		○			
	キンブナ		○	○			準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	
	ゲンゴロウブナ			○					
	コイ	○	○	○		○			
	タモロコ		○	○					
	モツゴ			○					
	タイリクバラタナゴ			○					
ヤリタナゴ		○	○			○	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	
メダカ科	ミナミメダカ	○	○	○			準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	
ドジョウ科	ドジョウ		○	○	○				
	シマドジョウ	○			○	○	準絶滅危惧		
カジカ科	カジカ	○	○			○	準絶滅危惧	準絶滅危惧	
ハゼ科	ヨシノボリ属		○	○	○	○			
	ヌマチチブ			○					
	ウキゴリ		○	○	○				
ギギ科	ギバチ	○	○		○		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	
ナマズ科	ナマズ		○	○					
ウナギ科	ニホンウナギ	○	○	○		○	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類	
ヤツメウナギ科	スナヤツメ	○					絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	
サンフィッシュ科	オオクチバス	○	○	○					
	ブルーギル		○	○					
地域別種類数		11	20	23	8	12			

◆上流域で確認された主な魚類		
 <p>カジカ 準絶滅危惧：茨城県、環境省</p>	 <p>ギバチ 絶滅危惧Ⅱ類：茨城県、環境省</p>	
 <p>シマドジョウ 準絶滅危惧：茨城県</p>	 <p>オオクチバス 特定外来生物</p>	
◆中流域で確認された主な魚類		
 <p>アユ</p>	 <p>タモロコ</p>	 <p>カワムツ 国内外来種</p>
◆下流域で確認された主な魚類		
 <p>ドジョウ</p>	 <p>ミナミメダカ 準絶滅危惧：茨城県 絶滅危惧Ⅱ類：環境省</p>	 <p>ヤリタナゴ 絶滅危惧Ⅱ類：茨城県 準絶滅危惧：環境省</p>

貴重な動物

カテゴリー	種名
① 絶滅危惧ⅠB類	鳥類 : ヤマセミ 昆虫類 : オオイチモンジシマゲンゴロウ、ゲンゴロウ、セスジガムシ、ツマグロキチョウ
② 絶滅危惧Ⅱ類	鳥類 : イカルチドリ、サシバ 魚類 : ヤリタナゴ、ホトケドジョウ、ギバチ 昆虫類 : タカネトンボ、ヒメアカネ、カワラバッタ、アオマダラタマムシ、アイヌハンミョウ、ガムシ、ギンイチモンジセセリ、ウラキンシジミ、オオムラサキ
③ 準絶滅危惧	鳥類 : オシドリ、カイツブリ、オオタカ 両生類 : トウキョウサンショウウオ、アカハライモリ 魚類 : ニホンウナギ、キンブナ、シマドジョウ、ミナミメダカ、カジカ 昆虫類 : キイトンボ、オゼイトンボ、ムカシトンボ、モートンイトンボ、サラサヤンマ、タガメ、ミヤマアカネ、ハッチョウトンボ、ヤママユ、ハラビロトンボ、ヨツボシトンボ、ヤマトタマムシ、ゲンジボタル、ウラクロシジミ、ウラゴマダラシジミ、クロミドリシジミ

(3) 本町で見られる植物

本町には自然公園や自然環境保全地域・緑地環境保全地域があり、そこは多くの貴重な植物の生育地域として注目され、特に御前山は茨城県内で古くから有名な植物観察地となっています。

御前山は御留山として常緑広葉樹林が残されてきました。アラカシなどの常緑広葉樹が目立ち、サカキも生育し、スギ・ヒノキの混じる林床には、暖地に生育する常緑のキシノオシダ、ベニシダなどのシダ植物が多く、モミやスギの針葉樹も生育しています。また、ケヤキなどの落葉広葉樹林の林床には、春にカタクリやニリンソウ、アズマイチゲ、イチリンソウなども一面に花を咲かせ、沢沿いにはカンスゲ、カテンソウ、ミズナ、リョウメンシダ、コクサギ、アオキなどが見られます。

佛國寺周辺にもカシ類やスギ・ヒノキの林内にはフタバアオイ、ウスヒメワラビ、リョウメンシダなど多くの植物が見られ、崖にはカタヒバなどが着生しています。

鶏足山では、スギ林のほかにコナラなどの落葉広葉樹林もあり、アカシデ、イヌシデ、ウリハダカエデ、ヤマツツジ、トウゴクミツバツツジ、リョウブなどが生育し、山頂にはオノオレカンバなども見られます。また、清音寺・小松寺・青山の保全地域でも貴重な植物を観察することができます。

本町に生育が確認される茨城県指定の絶滅危惧植物には次のようなものがありますが、なかには最近確認されていない種類もあり、それらは絶滅が心配です。

貴重な植物

カテゴリー	植物名
① 絶滅危惧ⅠA類	ヌリトラノオ、ヒトツバ、ギンバイソウ、ヒナラン、クマガイソウ、ヒタチクマガイソウ
② 絶滅危惧ⅠB類	シシラン、コジキイチゴ、ナガハシスミレ、ヒカゲツツジ、キバナノアマナ、キンセイラン、コケイラン
③ 絶滅危惧Ⅱ類	オオバノハチジョウシダ、オオカナワラビ、オニカナワラビ、エドヒガン、リンボク、モリイバラ、ウシタキソウ、ヒイラギソウ、オオヒキヨモギ、オミナエシ、キキョウ、アキノハハコグサ、マルバダケブキ、ミヤコアザミ、ハイチゴザサ、マメツタラン、セッコク
④ 準絶滅危惧	カタヒバ、イワヒバ、ハイホラゴケ、シノブ、クモノスシダ、マルバベニシダ、イノデモドキ、ウスヒメワラビ、コゴメヤナギ、オノオレカンバ、イチリンソウ、アズマイチゲ、ムカゴネコノメ、タコノアシ、フジキ、クロガネモチ、オオバチドメ、コイケマ、キジョラン、カリガネソウ、ミヤマママコナ、シデシャジン、キクタニギク、コオニユリ、ギンラン、キンラン、ヒトツボクロ、ヤマブキソウ



町の花：ヤマユリ



町の木：スダジイ



町の鳥：ウグイス

【出典：城里町ホームページ】



ヌリトラノオ
絶滅危惧 I A 類：茨城県



クマガイソウ
絶滅危惧 I A 類：茨城県



コジキイチゴ
絶滅危惧 I B 類：茨城県



キクタニギク
準絶滅危惧：茨城県



キンラン
準絶滅危惧：茨城県



ヤマブキソウ
準絶滅危惧：茨城県

城里町生き物マップ

いろいろな生き物たちの観察エリア



河原の虫



草原の虫



林の虫



湿地の虫



ホタル



水中の虫



溪流の虫





(4) 外来種について

①生態系被害防止外来種

外来生物の中で侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある外来種を「生態系被害防止外来種」として指定しています。生態系被害防止外来種は「緊急対策外来種」、「重点対策外来種」、「その他の総合対策外来種」、「産業管理外来種」、「侵入予防外来種」、「その他の定着予防外来種」に細分されています。

生態系被害防止外来種の中で、緊急対策外来種に指定されている身近なものではアメリカザリガニやミシシippアカミミガメがいます。アメリカザリガニは食害により水辺の植物を消滅させ小動物を捕食し、生態系そのものを破壊して問題となっています。ミシシippアカミミガメはかつてミドリガメとして販売され、ペットとして大量に飼育されていましたが、長生きすることで野外に放されたり、逃げ出したりしたものが野外で定着し増えて在来のカメの生息域を奪うなどの被害を与えています。



アメリカザリガニ
緊急対策外来種



ミシシippアカミミガメ
緊急対策外来種

②特定外来生物

「特定外来生物」とは、外来種の中で特に被害のおそれ大きいものを指定しています。飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを、生きている個体だけではなく、卵、種子、器官なども含んで規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしています。

本町でも、那珂川の河川敷などにはアレチウリが繁茂して在来の植物群落に覆いかぶさり脅威となっています。また、道路沿いや空き地などにはオオキンケイギクが繁茂する心配もあります。



アレチウリ
特定外来生物



オオキンケイギク
特定外来生物

河川やため池では、人為的に放たれたオオクチバスやブルーギルが、水路をとおして生息域を拡大し定着して在来の魚を捕食し、数が激減するなど大きな被害を与えています。



オオクチバス
特定外来生物



ブルーギル
特定外来生物

見つけたら

特定外来生物のクビアカツヤカミキリは各地で生息域を拡大してきており、茨城県でも2019年8月に古河市で初めて確認されています。幼虫はバラ科のサクラ、モモ、ウメなどの樹木の内部を食害し弱らせ枯らせてしまうため、茨城県では早期発見、駆除を呼びかけています。

見つけたら役場や茨城県などの公の機関に報告してください。

大きさは25~40mm程度で全体に黒色、胸が赤いことが特徴です。

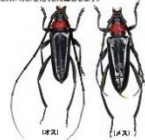
県民のみなさまへ 特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の 早期発見および駆除について ～被害の拡大防止にご協力をお願いします～

2019年8月に、茨城県内ではじめて特定外来生物クビアカツヤカミキリが確認されました。クビアカツヤカミキリは、サクラやモモなどの木を食害して弱らせ枯らせてしまう害虫です。これ以上の侵入を防ぐため、発見時のご連絡と丁寧な駆除にご協力をお願いします。

1 クビアカツヤカミキリとは

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラ・モモ・ウメなどの樹木の内部を食害し弱らせ、枯らせてしまう特定外来生物です。成虫は、体長約11mm程度で黒色の甲殻をもち、胸部に赤い斑紋や黒い線が特徴的な形質がとらわれていますが、繁殖力が強く、一定定着してしまうと駆除が困難となり、被害が広がります。茨城県の茨城県では、2019年8月、古河、野田、成東、水戸などで被害が確認されています。茨城県では、2019年8月に古河市のハナモミで初めて被害が確認されました。今後、被害の拡大が心配されています。

クビアカツヤカミキリの成虫(標本)
写真は最大サイズの成虫の標本です。体長は25~40mm程度、胸部は赤い、黒い斑紋が特徴です。幼虫は樹木の内部を食害し弱らせ、枯らせてしまう害虫です。発見時のご連絡と丁寧な駆除にご協力をお願いします。



被害を受けた樹木
被害を受けた樹木の木を採取したところ、幼虫による食害の痕跡が確認されました。発見時のご連絡と丁寧な駆除にご協力をお願いします。



茨城県及び近隣の被害発生状況(2019年9月末現在)
(色が付いているところが被害発生している地域です)

2 被害を受けるおそれのある樹木

クビアカツヤカミキリは、主にバラ科の樹木を侵害すると言われており、国内ではサクラ、モモ、ウメの被害が確認されています。被害を受けた樹木は、発見が遅れればなり、また定着して駆除を行わないでいると手遅れになってしまいます。

3 被害が発生する可能性のある場所

河川、川沿い、公園、学校、農地(果樹園)、庭、山林など、被害を受けるおそれのある樹木のある場所に注意してください。



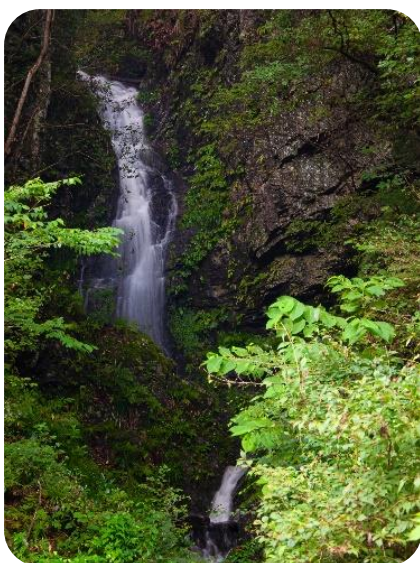
【出典：茨城県ホームページより(2020年3月発行)】

2.2 自然とのふれあい

御前山県立自然公園には荒沢不動の滝などの観光スポットがあります。

御前山には全長 3.7km の御前山ハイキングコースが、鶏足山にも全長 5km の鶏足山ハイキングコースが整備されています。その他にもいくつかのハイキングコースがあり、自然の中を散策することができます。

城里町総合野外活動センター「ふれあいの里」では、自然の中を散策ことができ、キャンプ場が整備され、キャンプやバーベキューなどを楽しむことができます。



荒沢不動の滝



御前山ハイキングコース

御前山で日本初の記録

御前山県立自然公園では、1994年に日本で初めてタンポヤンマタケという冬虫夏草が記録されました。タンポヤンマタケは1926年に西イリアン（ニューギニア島西部）で初めて見つかった種でそれ以降記録がなく、御前山で見つかったものが世界で2例目、日本で初めての記録でした。

このニュースは、ナショナルジオグラフィック日本語版創刊年の1995年6月号に「日本新発見」として掲載されました。

コラム



2.3 農地

本町の農地では、昼と夜の気温の差や良い水、良い土などの気候や風土を生かした農作物を栽培しています。

平野部の水田では、冷たい川の水を利用した灌水方法によるコシヒカリなどの銘柄米が栽培されています。畑地では、しろさとトマト、レッドポアロー、古内茶が栽培され、レッドポアローは明治時代から長い間受け継がれてきた茨城県三大伝統野菜の一つであり、那珂川流域の独特な土である沖積土と農家の人々の工夫によって作られています。また、古内茶も茨城三大銘茶の一つであり、本町の西部から東部を横断するように流れる藤井川沿いで有機肥料を使用し、除草剤などの農薬を使わない栽培をしています。

丘陵地では、ソバが盛んに栽培されており、古内茶とともにブランド化されています。

農作物については今後の地球温暖化の影響により、現在栽培されている品種が将来栽培できなくなることが懸念されています。



水田



レッドポアロー



しろさとトマト



ソバ畑



茶畑

2.4 歴史的・文化的環境

本町の指定及び登録文化財は、国指定が2件、県指定が8件、町指定が46件、国登録の有形文化財が1件、総数57件あります。平重盛のお墓と伝えられる石塔『伝内大臣平重盛墳墓』や那珂西城という城の石塔『那珂西城跡』など、町内の各所に深い歴史に触れることができる貴重な文化財が点在しています。また、町内各所にある城跡や文化財は、地域の歴史や文化を知るうえでも重要です。



小松寺唐門

一方、有形の文化財だけではなく、町指定の無形民俗文化財『古内大杉ばやし』や『八木節源太おどり』のように、各地区に継承されてきた郷土芸能や祭りなどの伝統行事も貴重な文化遺産です。長い歳月をかけて人々にはぐくまれてきた郷土の伝統・風土を理解するうえで、欠くことのできない郷土芸能や伝統行事を今後も保存・継承していくことが必要です。

◆指定文化財

【出典：城里学ぶっく（平成29年3月 一部修正）】

指定区分	種類	名称	所在地	指定区分	種類	名称	所在地
国指定	彫刻	木造薬師如来及両脇侍像（附銅造胎内仏）	石塚	町指定	建造物	徳蔵寺大師堂	徳蔵
				〃	史跡	宝篋印塔	下古内
〃	〃	木造浮彫如意輪観音像	上入野	〃	〃	下坏館跡（櫻山）	下坏
				〃	〃	高久館跡	高久
県指定	史跡	伝内大臣平重盛墳墓	上入野	〃	〃	平治館跡	北方
				〃	〃	孫根城跡	孫根
〃	〃	那珂西城跡	那珂西	〃	〃	毘沙門塚古墳群	高根
〃	彫刻	木造弘法大師像	徳蔵	〃	〃	大山城跡	阿波山
〃	〃	両界曼荼羅版木	徳蔵	〃	〃	頓（徳）化原古墳	北方
〃	〃	鑄造十一面千手観音菩薩像	塩子	〃	〃	万歳藤	上坏
				〃	〃	赤沢江跡	城里町
〃	工芸品	礼盤	徳蔵	〃	〃	伊藤益荒・伊藤斎宮自刃の碑	小勝
〃	〃	銅鐘	塩子				
〃	無形文化財	栗野春慶塗	栗	〃	〃	黒澤止幾生家	錫高野
				〃	名勝	佛國寺奥ノ院	塩子
町指定	建造物	唐門	上入野	〃	彫刻	十一面観音立像	上入野
〃	〃	観音堂	上入野	〃	〃	十二神將軍	石塚
〃	〃	高根山大山寺山門	高根	〃	〃	悪路王面形彫刻	高久

指定区分	種類	名称	所在地	指定区分	種類	名称	所在地
町指定	彫刻	鹿島神社本殿彫刻	高久	町指定	工芸品	香象	那珂西
//	//	壁面観世音像	孫根	//	絵画	両界曼荼羅	那珂西
//	//	木造聖観音菩薩立像	大網	//	//	絹本著色両界曼荼羅図	那珂西
//	//	木造大日如来坐像	那珂西	//	//	イコン「至聖生神女」	上坏
//	//	木造地藏菩薩半跏像	春園	//	無形民俗文化財	古内大杉ばやし	下古内
//	//	木造降三世明王像	那珂西	//	//	八木節源太おどり	下赤沢
//	//	神像	小坂	//	無形文化財	桂雛	阿波山
//	書跡	大山義勝載書	高根	//	有形民俗文化財	徳蔵寺の駕籠	徳蔵
//	//	黒澤止幾の東海道五拾三次の歌	錫高野	//	天然記念物	藤の群生	岩船
//	工芸品	刀剣（常州水戸坂東太郎鑢正入道ト伝）	粟	//	//	小勝のかや	小勝
//	//	刀剣（常州笠間住正次）	粟	//	//	スダジイ	石塚
//	//	刀剣（市毛徳鄰作）	増井	//	//	エンジュ	上入野
//	//	刀剣（市毛徳鄰作）	増井	国登録	建造物	島家住宅主屋	上古内



頓（徳）化原古墳
史跡・町指定



宝篋印塔
史跡・町指定



古内大杉ばやし
無形民俗文化財・町指定



那珂西城跡
史跡・県指定

3 生活環境

自然環境を保全するためには、私たちの生活や事業活動から発生する大気汚染や水質汚濁、土壌汚染など公害問題の改善が重要です。

また、これらは私たちの快適で健康的な生活環境の保全にもつながります。

3.1 大気環境

(1) 一般環境大気

大気汚染物質には、硫酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質などがあり、これらの主な発生源は、工場・事業場及び自動車などからの排出ガスによるもので、工場・事業場については、「大気汚染防止法（平成 29 年 6 月改正）」などの関係法令に基づき規制されています。

本町には、茨城県が設置する一般環境大気の常時監視測定局がないことから、今回、国道 123 号沿いの石塚交差点付近で、2020 年 6 月 10 日から 6 月 16 日までの 1 週間にわたって大気汚染物質について測定しました。各測定項目ともに、「環境基本法（平成 30 年 6 月改正）」に基づく大気汚染に係る環境上の条件（環境基準）を達成しています。近隣で設置してある茨城県及び水戸市の一般環境大気局の測定値を比較してもおおむね同様のレベルにあります。

（各表にある城里町以外の結果については茨城県と水戸市が設置する一般環境大気の常時監視測定局の測定値を引用しております。）

<環境基準値>

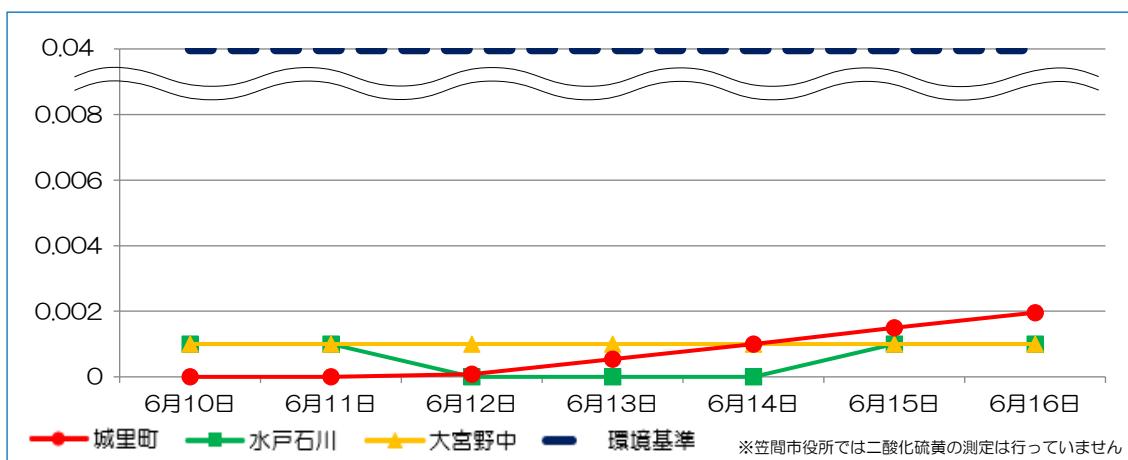
【出典：環境基本法（平成 30 年 6 月改正）】

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること

◆二酸化硫黄（日平均値）

【出典：環境省大気汚染物質広域監視システム】

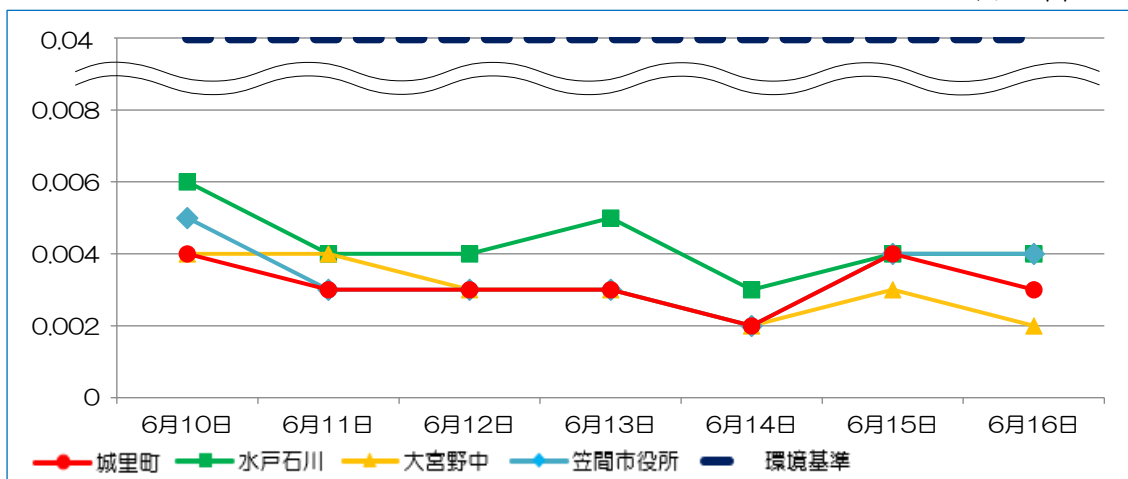
単位：ppm



◆二酸化窒素（日平均値）

【出典：環境省大気汚染物質広域監視システム】

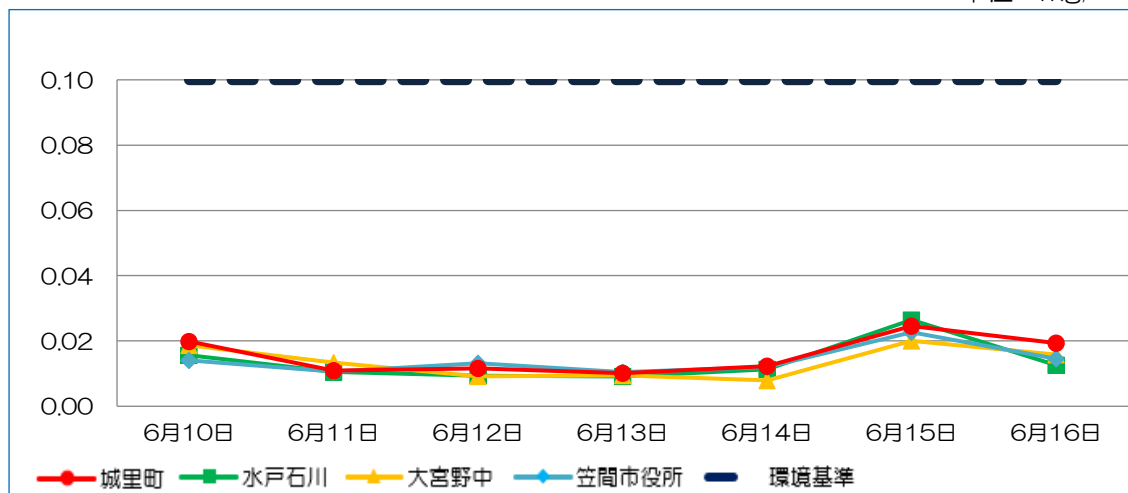
単位：ppm



◆浮遊粒子状物質（日平均値）

【出典：環境省大気汚染物質広域監視システム】

単位：mg/m³



(2) 悪臭

本町に寄せられる大気関係の苦情や相談には、野焼きや堆肥による悪臭に関するものが多く、指導をするなどの対応をしています。

「悪臭防止法（平成23年8月改正）」では、工場・事業場を発生源とする悪臭について規制されていますが、事業活動が原因ではない野焼きや堆肥散布などを発生源とする悪臭については規制がありません。ただし、野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正）」により、廃棄物処理を目的としない風俗慣習上又は宗教上の行事として行うものや農林業などを営むうえでやむを得ない焼却、たき火などの軽微なものなどを除き禁止されています。野焼きは、不快になる悪臭の発生ばかりでなく、ダイオキシン類の発生などを招くこともあります。近隣同士のトラブルを防ぐためにも、町民や事業者のモラルの向上を図っていくことが必要です。

(3) 騒音・振動

「騒音規制法（平成26年6月改正）」や「振動規制法（平成26年6月改正）」では生活環境を保全する観点から、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺地域や、その他住民の生活環境を保全する必要がある地域について、工場・事業場及び建設作業での騒音や振動の規制の対象となる地域を指定し、規制を行っています。著しい騒音や振動を発生する施設として、法の対象となっている施設（特定施設）を設置する指定地域内の工場等は設置の届け出や規制基準の遵守が義務づけられています。本町では、苦情や相談があった場合に騒音・振動の調査を行っていますが、現状ではそういった苦情や相談などは報告されておりません。

3.2 水環境

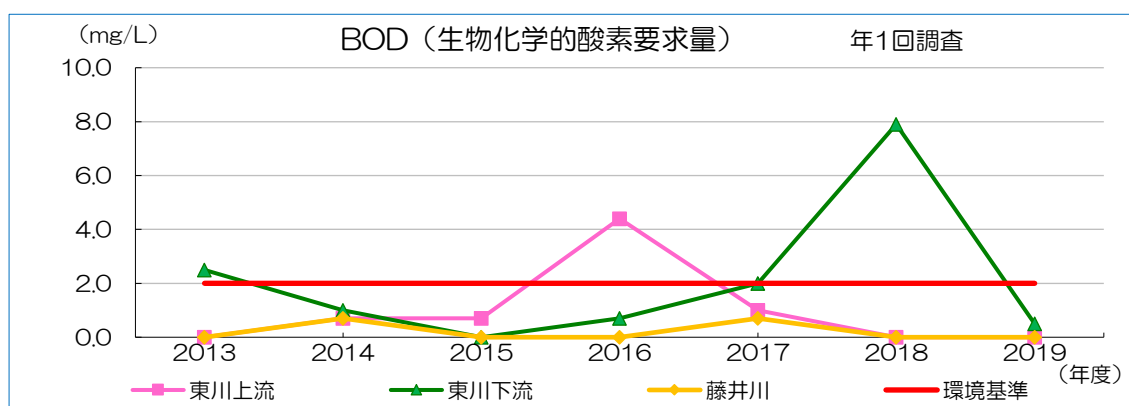
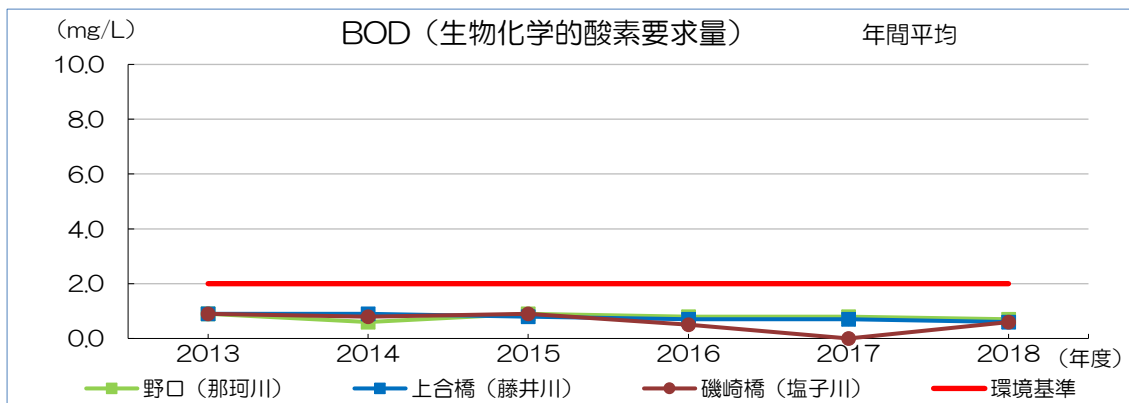
(1) 河川の水質汚濁

河川や湖沼、海域には、「環境基本法（平成30年6月改正）」に基づき生活環境の保全を目的として水質汚濁に係る環境基準が設定されています。また、河川についても、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準が設定されています。

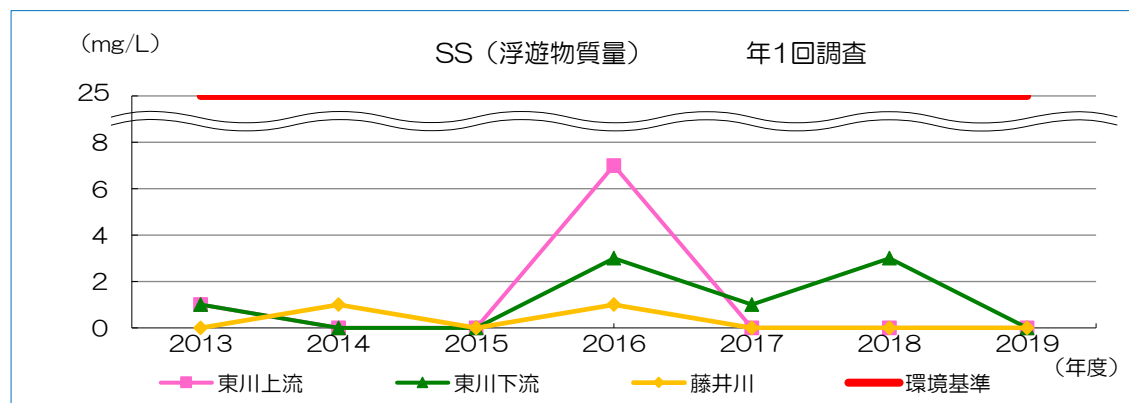
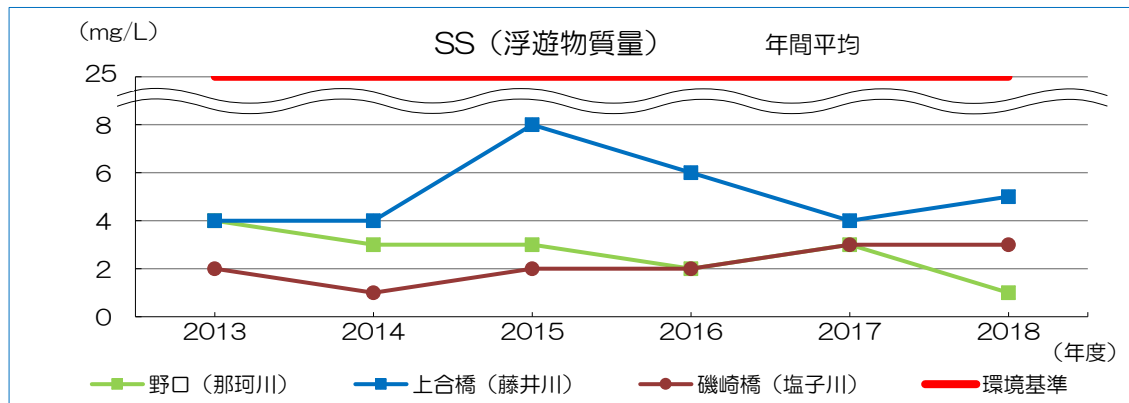
茨城県では毎月、那珂川や那珂川に流入する藤井川及び塩子川について、水質測定を実施しています。また、本町では東川上流及び下流、藤井川について年1回の水質測定を実施しています。

茨城県環境白書によると、2013年度から2018年度までの環境基準点の測定結果は、河川の水の汚れの指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）について、那珂川や藤井川及び塩子川では環境基準を達成しています。一方、本町で実施している年1回（2013年度から2019年度まで）の調査地点（東川上流・下流、藤井川）は、BODについては、東川の上流で2016年度、下流では2013年度及び2018年度が環境基準を超えていましたが、SSは環境基準を超えていませんでした。

◆那珂川水域における水質調査結果（BOD） 【出典：茨城県環境白書・城里町町民課】



◆那珂川水域における水質調査結果（SS） 【出典：茨城県環境白書・城里町町民課】



(2) 水生生物からみた水質の状況

2020年度に、本町を流れる河川で、環境省「水生生物による水質の調査法」に基づいて調査を実施し、採取生物から水質判定を行いました。結果は、藤井川の上流及び中流、桂川の上流及び下流において、水質階級Ⅰ「きれいな水」、藤井川の下流が水質階級Ⅱ「ややきれいな水」という判定でした。

これらの結果から、藤井川の上流域及び中流域、桂川の上流域及び下流域とも、水質階級Ⅰの指標生物の優占度が高く、特に良好な水質であることが示されました。藤井川の下流であっても「ややきれいな水質」を保っていることがわかります。

◆ 城里町内の河川における指標生物による水質判定
(藤井川：2020年7月調査、桂川：2020年10月調査)

指標生物種		藤井川 上流				藤井川 中流				藤井川 下流				桂川 上流				桂川 下流			
水質階級Ⅰ	1																				
	2																				
	3	○				○				○				○							
	4	○				○															
	5	●				○															
	6					○				●											
	7																				
	8	●				●				○				○				●			
	9									○				○				○			
水質階級Ⅱ	10																				
	11																				
	12	○				○				●				●				●			
	13	○				○				○											
	14	○				○				○											
	15	○				●				○											
	16	○												○							
	17																				
	18	○				○				○											
水質階級Ⅲ	19																				
	20																				
	21																				
	22																				
	23																				
	24													○							
水質階級Ⅳ	25																				
	26					○				○											
	27																				
	28																				
	29																				
	30																				
水質階級の判定	水質階級	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
	1. ○印と●印の個数	4	6			5	5		1	1	6		1	4	1	1		3	1		
	2. ●印の個数	2				1	1				1			1	1			1	1		
	3. 合計(1欄+2欄)	6	6	0	0	6	6	0	1	1	7	0	1	5	2	1	0	4	2	0	0
この地点の水質階級は		I です				I です				II です				I です				I です			

*水質評価にあたっては、○が確認種、●が確認優占種上位2種となります。

◆今回の調査で確認できた指標生物

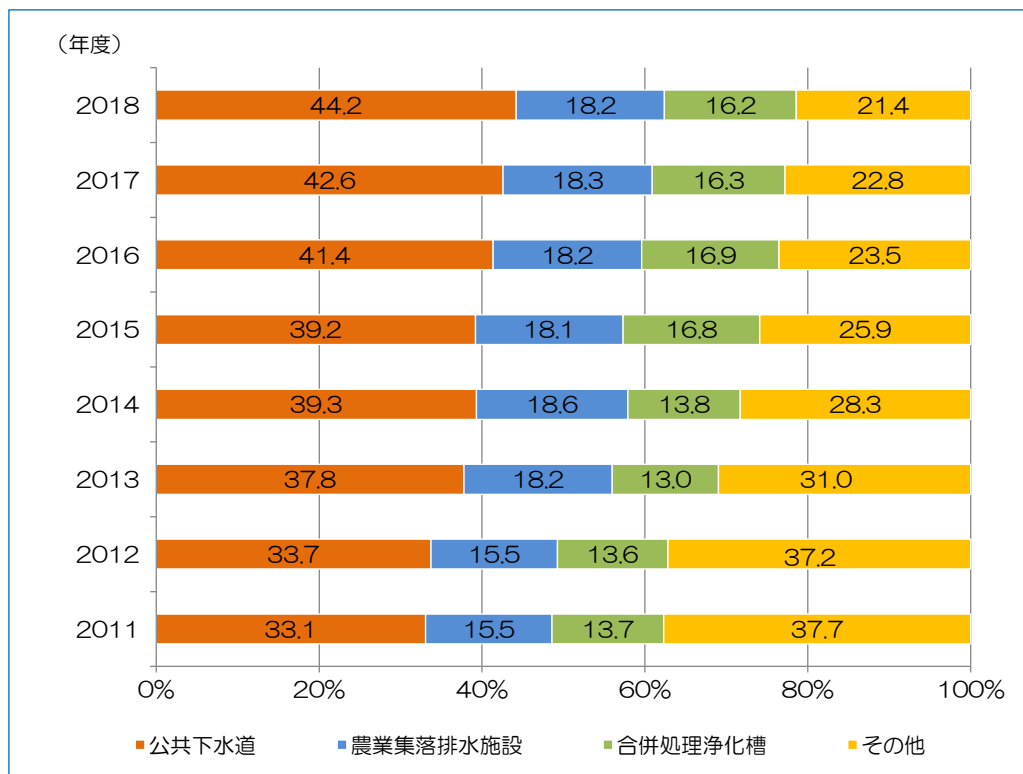
指標生物種	
水質階級 I	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>ヘビトンボ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>サワガニ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>カワゲラ</p>  </div> </div>
水質階級 II	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>カワニナ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>コオニヤンマ</p>  </div> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>スジエビ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>マシヅミ</p>  </div> </div>
水質階級 III	<p>ミズカマキリ</p> 
水質階級 IV	<p>アメリカザリガニ</p> 

(3) 生活排水処理状況

本町の生活排水処理普及率は、2018年度で公共下水道が44.2%で、茨城県平均61.6%と比較するとやや低い状態です。農業集落排水施設や合併浄化槽を合わせると78.6%になります。生活環境からの水質汚濁、河川などの公共用水域の水質汚濁について処理環境が確保されているといえます。

本町では、「一般廃棄物処理基本計画（令和元年度改訂版）」において、公衆衛生の向上を図るとともに、豊かな自然環境を保全するため、公共下水道の整備を進め、農業集落排水処理施設等の集合処理施設の対象区域外となる世帯に対し、合併処理浄化槽の新設又は単独処理浄化槽からの切り替えを促進しています。

◆生活排水処理普及率【出典：城里町一般廃棄物処理基本計画（令和元年度改訂版）】



3.3 土壌・地下水汚染

人の活動により発生する土壌汚染の主な原因は、工場などから漏洩した有害物質、農薬や化学肥料の使用、有害物質が含まれた廃棄物を不法投棄したことで有害物質が溶け出し地下に浸透することなどによります。工場、事業場に対しては、有害物質の地下浸透の禁止などについて関係法令に基づき規制しています。土壌汚染は地下水汚染も引き起こす可能性があるため、地下水汚染と併せて考える必要があります。

茨城県では、毎年調査地区を選定し、地下水の水質汚濁に係る環境基準に関して測定・監視をしており、環境基準を超過した物質については、継続的に汚染状況を監視しています。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染は、生活排水や家畜排せつ物の不適切な処理、農地への過剰施肥によるものが主な要因とされています。

ほう素は、ガラス、セラミックス、洗剤の製造など、様々な製品の原料としても用いられています。自然由来のほう素による地下水汚染は主に化石水の混入によりますが、温泉水や地熱水の混入が原因となる場合もあります。

2019年度の地下水調査結果では、環境基準を超える地点はありませんでした。

◆町内の地下水調査結果の状況（2019年度地下水監視調査）【出典：城里町町民課】

※下限値未満の項目は記載していません

井戸所在地	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ほう素
常北地区	0.98	<0.02
桂地区	5.6	0.03
七会地区	0.40	<0.02
環境基準	10 以下	1 以下

3.4 有害化学物質・放射性物質による環境汚染

(1) 有害化学物質による環境汚染

化学物質の中には、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのあるものもあり、ごみ焼却の過程で生成されるダイオキシン類による人への健康影響や、環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）の影響によると思われる野生生物の生殖異常報告が社会問題となっています。茨城県では大気や土壌など環境中のダイオキシン類濃度、河川水の化学物質（環境ホルモンなど）濃度について測定・監視をしています。「ダイオキシン類対策特別措置法（平成26年6月改定）」では、大気排出基準が適用される廃棄物焼却炉等の設置者に対し、測定・報告を義務づけています。また、有害化学物質による環境汚染を未然に防止するため、事業活動について関係法令により規制していますが、家庭については、農薬の取り扱いや野焼きなどから、意図せずに環境汚染を引き起こしてしまう可能性があるため、有害化学物質に対する理解が必要です。

その他、主に建築材料として使用されているアスベスト（石綿）については、アスベスト繊維を一定期間吸い続けた場合、健康被害が生じることがわかっており、現在は製造や使用などが原則禁止されています。また、建築物の解体の際など飛散防止について、「大気汚染防止法（平成29年6月改正）」をはじめとした関係法令により規制されています。

（2）放射性物質による環境汚染

2011年3月11日の東日本大震災時に発生した福島第一原子力発電事故以来、町内の放射能汚染の現状把握のため、国や茨城県など関係機関において空間線量の測定をしています。事故以来、町内の空間線量は、城里町石塚に設置された固定局において常時監視しています。測定開始以来、空間線量の数値に異常値は検出されておりません。今後も、国や茨城県などの測定結果を基に、緊急時には関係各所と連携をとって対処していきます。



町内に設置されている
モニタリングポスト



設置場所

【出典：茨城県放射線テレメータ・インターネット表示局 現在の測定結果 地図より】

3.5 環境美化

ごみのポイ捨ては、不法投棄に該当します。タバコの吸い殻や空き缶などをポイ捨てすることにより、ごみが散乱した状態になります。また、道路や空き地の雑草を放置して荒れた状態にしておくと更に不法投棄されてしまうといった悪循環が起こります。不法投棄が増えると景観を損なうだけではなく、水辺や山林などを汚染し、動植物にも影響しかねません。意識調査の結果でも、ごみのポイ捨てや不法投棄について注目度が高く、住環境の悪化や防犯・防災上、問題となっています。

本町では、地域の環境美化の促進を図るため、毎年、春と秋の年2回、「環境美化クリーン作戦」を実施しています。町内の全自治会の協力で一斉に本町の環境美化活動をしており、今後もきれいな町づくりをしていくためには、環境美化活動を推進するとともに、ごみを捨てられない環境づくりを協働で行っていく必要があります。

4 地球環境と循環型社会

環境問題の多くは、私たちが快適で豊かな生活を手に入れるために、資源やエネルギーを大量に使い、大量生産、大量消費、大量廃棄を行い、環境に多大な負荷を与えてきたことが原因です。

かけがえのない地球と豊かな自然環境を保全するためには、資源やエネルギーの利用について、持続可能な社会の構築が必要です。

4.1 気候変動（地球温暖化）対策

地球温暖化の進行は、気候の変化に大きな影響を与え、様々な災害の発生が予想されています。すでに、世界各国で大規模な集中豪雨による洪水被害や猛暑が続くことによる干ばつ被害など、地球温暖化の影響と思われる異常気象が発生し、被害も深刻化しています。地球温暖化は、まさに生物の生存基盤に関わる重要な問題であり、人類共通の緊急な課題です。

国際的には、1997年に京都で開催されたCOP3で採択された「京都議定書」により、2008年から2012年の5年間（第一約束期間）に、1990年比で、先進国全体の温室効果ガス排出量を少なくとも5%（日本は6%）削減する目標が掲げられ、その後2013年から2020年を第二約束期間として京都議定書が継続されました。

2015年、すべての国が参加する形で、2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みとして「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度未満にすることなどが打ち出されました。

（1）温室効果ガス排出量の削減目標

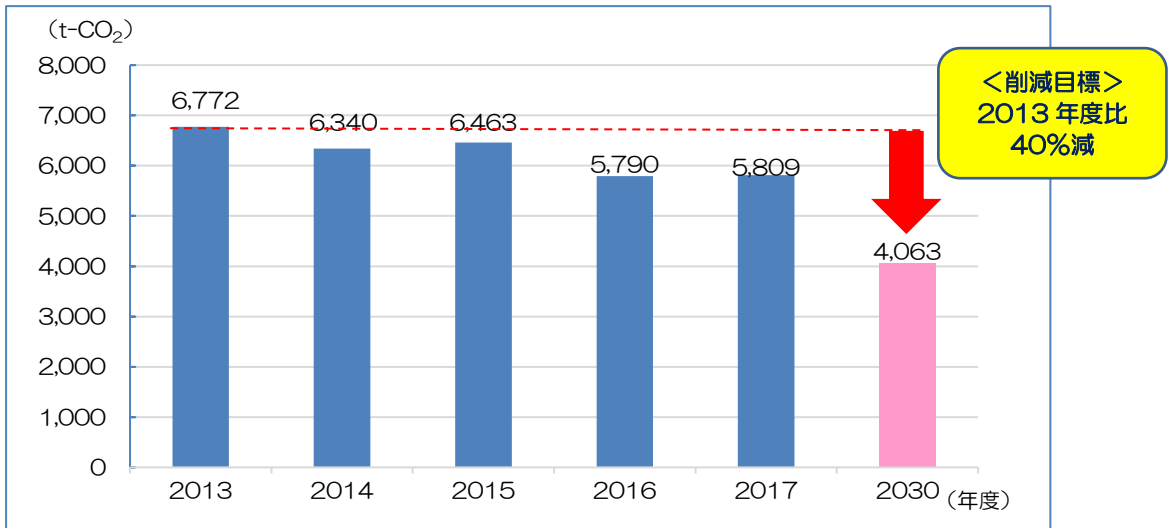
日本は現在、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%、長期的な目標として2050年度までに1990年度比で80%削減する目標を掲げています。

本町の「城里町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（平成31年2月）」において、基準年度である2013年度の事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量は、6,772t-CO₂となっています。それ以降は減少傾向を示し、2017年度の総排出量は5,809 t-CO₂と2013年度比14.2%減となっています。ガス種別にみると、排出されている温室効果ガスのほとんどがエネルギー起源の二酸化炭素(CO₂)であり、2013年度が6,770 t-CO₂、2017年度5,807 t-CO₂と減少しています。また、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出量はごくわずかでした。

本町では、温室効果ガス総排出量の削減目標として、国の「業務その他部門」における削減目標に準じ、2030年度に目標排出量を4,063 t-CO₂と掲げています。

◆ 温室効果ガス排出量の推移と削減目標

【出典：城里町地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉（平成31年2月）】



(2) 気候変動（地球温暖化）の緩和策

① CO₂削減のための取組

CO₂削減のための取組には、節電、エコドライブによる燃費向上や地産地消による輸送エネルギーの削減、森林整備による森林が持つCO₂吸収機能の向上などがありますが、いずれもCO₂削減の観点を強調させ、取組につなげることが大切です。

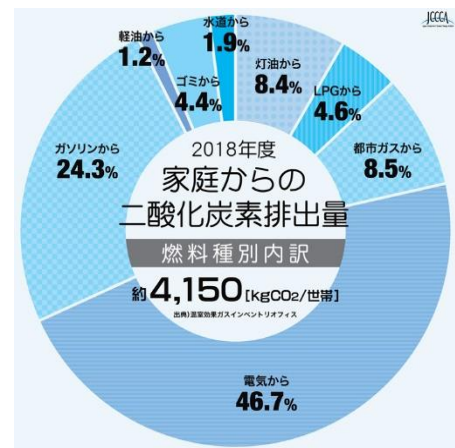
本町では、庁舎及び公共施設の日常業務から発生する温室効果ガスの削減に向け、「城里町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（平成31年2月）」を推進しています。

この計画は、2013年度を基準年度とし、2030年度までに削減する目標を設定し、職員一同が、エコドライブの推進や電気使用量の抑制、公共施設や街路における緑化など、省エネルギー行動の実践及び省資源行動の推進に努めるとともに、公共施設を利用する町民の協力のもとに地球温暖化防止を図るものです。

◆ 家庭からの二酸化炭素排出量

（2018年度・世帯あたり）

【出典：温室効果ガスインベントリオフィス全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト】



② 地球にやさしいエネルギー利用

温室効果ガス排出量の大部分を占めるCO₂は、化石燃料の燃焼による電力や動力、熱などのエネルギーを造り出すことにより排出されます。このエネルギー供給について、国では、化石燃料に頼らないエネルギー源である風力や水力、太陽光、バイオマスなどによる再生可能エネルギーの普及を進めてきました。

特に太陽光発電の普及は、政府や地方自治体による設置補助や電力買い取り制度により急速に広まり、事業者ではメガソーラーと呼ばれる1MW（1000kW）以上の大規模発電施設が次々と設置されました。町内にも、太陽光発電施設が各所に見られます。一方、メガソーラー設置の裏側では、開発による自然破壊や、将来的に耐用年数を過ぎた大量のパネルの適正処分が今後の課題となっています。

そのほか、交通手段である自動車では、電気自動車や燃料電池自動車がクリーンエネルギー自動車として注目されていますが、低価格化やエネルギー供給のインフラ整備が普及に向けての課題となっています。

(3) 気候変動（地球温暖化）の適応策

近年、日本でも確認されている集中豪雨や猛暑などの異常気象は、地球温暖化が進行すると頻発する可能性が高まることが懸念されています。これまでに実施してきた温室効果ガス排出量の削減を目的とした緩和策だけでは、地球温暖化の進行を抑えることが難しいため、2018年12月「気候変動適応法」が施行されました。この法律は、気候変動による様々な影響に備えた「適応策」を地球温暖化対策と併せて進めることとし、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化しています。

国の適応策は、農業・森林・林業、水産業分野／水環境・水資源分野／自然生態系分野／自然災害・沿岸域分野／健康分野／産業・経済活動分野／国民生活・都市生活分野の7つの分野について示されています。

本町では、土砂災害ハザードマップを作成し、避難場所の情報や地図、土砂災害に対する注意点などをホームページ上で公開し、災害時の対策を呼びかけています。これらは、適応策の自然災害・沿岸域分野に関連していることから、大雨や台風による浸水被害・土砂災害の対策に役立てることができます。

今後は、高温回避や生態系の変化に対応した水産業・農業分野に関する適応策、暑熱や感染症への影響など健康分野に関する適応策などについて国や県の動向や関係情報の収集により検討し、進めていく必要があります。

◆気候変動（地球温暖化）の適応策の例 【出典：国立研究開発法人国立環境研究所（適応策インベントリ詳細版 2013年3月19日版）より抜粋】

大分類	中分類	小分類	適応策	
食料	農業	コメ	高温回避（移植時期の移動、作付け場所の選定）	
			高温耐性の向上（耐性品種の開発・導入、栽植密度の最適化、施肥法の最適化）	
		果樹	高温回避（栽培地域の移動）	
			適地移動（栽培樹種の変更）	
			着色不良改善（シートマルチ栽培技術の導入）	
		茶・野菜	着色不良改善（環状はく皮処理）	
高温回避（冷却技術、細霧冷房、循環扇、換気の徹底）				
水環境・水資源分野	水供給		雨水貯留量の拡大 水源涵養域の森林保全と深層地下水の保全	
	水需要対策		再利用水による水利用効率性の向上 節水意識の向上、節水機器の普及	
	治水対策		災害リスクの評価、予防的措置の重点投資	
自然生態系	森林生態系・高山生態系	人工林	雄花量の多いスギ林の伐期短縮 アレルゲンの少ない森林への転換 人工林の自然林化	
		里山林等	マツ枯れ被害の早期発見・防除	
防災・沿岸大都市分野	河川	土地利用変動等に関する対策	被害を最小化する土地利用や住まい方への転換 災害危険区域の指定	
		防災体制の充実等に関する対策	広域防災ネットワークの構築（堤防・緊急用河川敷道路・高架道路等と広域防災拠点による連携） 水害危険度に関する事前情報の共有（ハザードマップや水害痕跡の明示）	
		施設整備等による対策	新規施設の整備（河道の整備、堤防強化、スーパー堤防、洪水調整施設の整備）	
			既存施設の有効活用・長寿命化（既設貯水池の堆砂除去） 施設の信頼性の向上（性能評価、老朽化対策）	
健康分野	暑熱の影響	行政等	職場・学校での取組の支援 高齢者世帯への指導（ポスターの配布、介護制度の活用）	
		個人・民間	高齢者のケア（例：民生委員、町内会、ボランティア等によるケア）	
	感染症への影響	行政等	上下水道の整備、ワクチン接種、媒介蚊対策	
		個人・民間	媒介蚊との接触忌避、媒介蚊発生環境の除去、幼虫防除、魚介類の生食時の衛生状況注意	
国民生活・都市生活分野	快適な暮らし	夏の暑さ	散水（打ち水）、ブラインドコントロール・氷枕・水枕等の使用 クールビズ ヒートアイランド対策等に係る情報の提供・活用 建物へのつる性植物の利用（緑のカーテン）など緑化の推進・実施	
			緑・生物	自治体・政府等による身近な自然等の保護対策（里山の保護、森林の健全な維持、外部からの高温に適応した種の侵入防止策等）

(4) ゼロカーボンシティの推進

本町は関東甲地域の40団体（73市町村）と民間事業者2社で構成される、「廃棄物と環境を考える協議会」に加盟しており、地球規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素（CO₂）の実質排出量をゼロとすることを目標とした「ゼロカーボンシティ」を目指すことについて、協議会の構成自治体として賛同し、共同表明いたしました。

今回新たに策定する「城里町環境基本計画」において、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを見据えた数値目標を設定します。2023年までには①分別収集を見直し、店舗と資源回収ボックスの設置などごみの減量化を図る、②身近にできる二酸化炭素排出量削減の周知など住民参加型の二酸化炭素排出抑制を目指す、③町全体の約61%を占めている森林を二酸化炭素の吸収源として里山の保全に取り組む、これらを脱炭素に向けた主な取組・政策として推進してまいります。

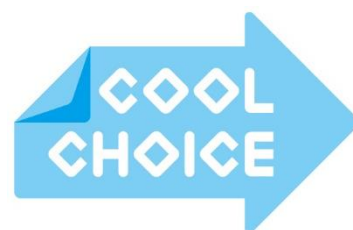
(5) COOL CHOICE の推進

本町では、2018年5月8日に環境省の地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に賛同しています。

「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは、2030年度の温室効果ガス排出量を2015年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、公共交通機関を利用するという「選択」、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」。みんなが一丸となって温暖化防止に資する選択を行ってもらうため、統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・自治体・NPOなどが連携して広く国民に呼びかけるものです。

取組の中には、費用がかかるなどすぐには難しいこともありますが、皆さんもこの取組に賛同して未来のために「地球に優しい選択」をし、できることから地球温暖化対策に取り組んでいきましょう。



環境省のホームページでは脱炭素のアクションとして、「クールビズ」「ウォームビズ」「エコドライブ」「スマートムーブ」などが挙げられています。

★クールビズとは、過度な冷房に頼らず様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルです。室温の適正化（無理せず、過度な冷房に頼らないこと）とその温度に適した軽装などの取組を呼び掛けています。軽装以外の取組としては、省エネ型エアコンへの買換え、西日よけのブラインド、日射の熱エネルギーをさえぎる効果がある緑のカーテンなど、具体的なアクションを呼び掛けています。

★ウォームビズとは、過度な暖房に頼らず、冬を快適に過ごすライフスタイルです。暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、CO₂の発生を削減し地球温暖化を防止することが目的です。冬の暖房器具使用時に室温設定を今までよりも下げるようにすれば、CO₂削減効果があるばかりでなく、電気代を効果的に節約することにつながります。このように、家庭やオフィスにとって経済的なメリットもあります。他にも「3つの首（首、手首、足首）」を温める、温かい素材を取り入れる、温かいものを羽織る、食べ物などで体の中から温める、断熱材や二重ガラスの利用、暖房の効率的な利用、そして、適度な運動で体を温めるなどの例が挙げられています。

★エコドライブについては10のすすめを、第4章で紹介しております。

★スマートムーブとは、賢い移動方法を選択し、CO₂排出の少ない移動のことをいいます。環境省が推進している5つの取組を紹介します。

1. 電車、バス等の公共交通機関の利用	電車やバスなどの公共交通機関は、CO ₂ が少ない移動手段です。通学はもちろん、旅行やちょっとした外出なども電車やバスの利用を心がけてみましょう。
2. 自転車や徒歩での移動の推奨	CO ₂ を全く排出しない自転車や徒歩などでの移動は究極のエコです。
3. エコドライブの推奨、エコカーへの乗り換え	自家用車を持つ方は、大幅にCO ₂ を削減できるエコドライブやエコカーへの乗り換えを検討しましょう。
4. エコ旅行やエコ出張の実施	長距離移動を伴う出張時や旅行時は、個人個人の工夫により大幅なCO ₂ 削減が可能です。バス、電車など公共交通機関の利用や、自転車の利用などがあります。
5. カーシェアリング、コミュニティサイクル等の利用促進	近隣の人と同じ車をシェアして必要な時だけ使う、街中を共用の自転車でスムーズに移動する、輸送時のCO ₂ 排出量を減らす努力をしている運送会社を選択するなどがあります。

【出典：環境省 COOL CHOICE ホームページより引用（一部修正）】

4.2 循環型社会

本町では、循環型社会の構築に向け、ごみ処理に関する長期的かつ総合的な事業の推進を行うために、2020年3月に改訂した「一般廃棄物処理基本計画（令和元年度改訂版）」により、ごみ処理及び生活排水処理を進めています。

（1）ごみ処理

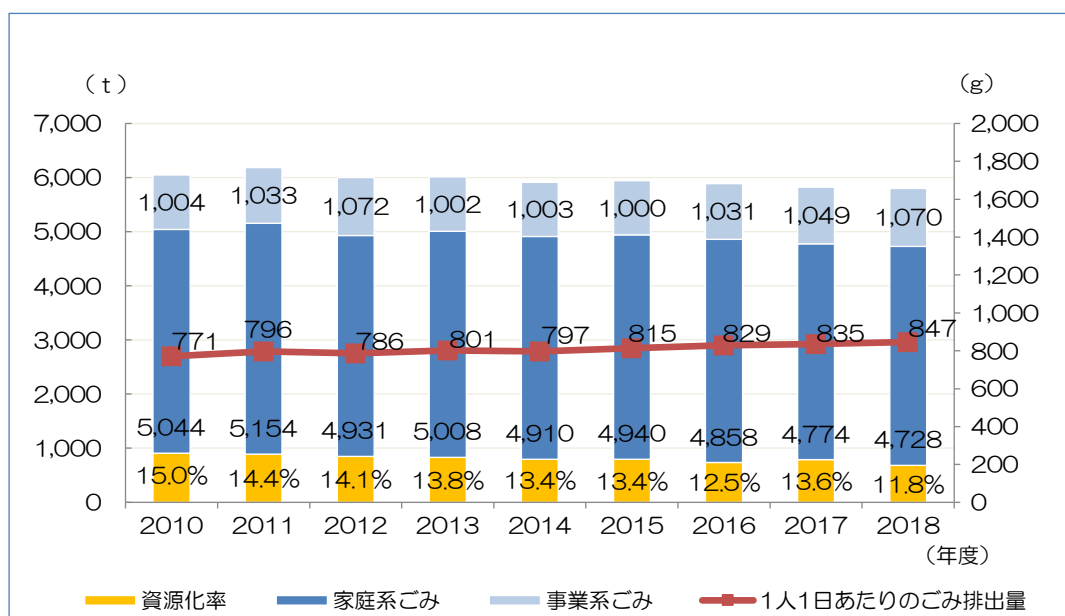
本町における家庭系及び事業系一般廃棄物（ごみ）の処理区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、小型家電、カン類、ビン類、ペットボトル等、紙類、有害ごみ、食用廃油に区分されています。

資源ごみに区分される、カン類、ビン類、ペットボトル等、紙類、金属類、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、体温計）は分別収集後、城里町環境センターで選別・破碎され、委託専門業者により資源化されています。粗大ごみも、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに分別され委託専門業者により資源化しています。

2018年度におけるごみ総排出量は5,798 t、1人1日あたりのごみ排出量は847gとなっています。

◆ 本町の一般廃棄物の排出量の状況と資源化率

【出典：一般廃棄物処理基本計画（令和元年度改訂版）】



将来的な人口減少とそれに伴うごみ処理量の減少が予測されるなかで、今後も効果的・効率的にごみ処理事業を継続していくための体制・システムづくりが必要となっています。このため、城里町環境センターは、供用開始後35年以上が経過し、老朽化していることから、新たな施設を整備しました。

ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）は、燃やせるごみ及び可燃残渣等を焼却で得られる熱エネルギーを活用する施設として、また、リサイクルセンター（マテリアルリサイクル推進施設）は、資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみの破碎、選別、圧縮、梱包等を行うことにより、ごみの再利用やリサイクルを推進する施設となります。現施設は解体後、資源ごみの一時的な保管場所（ストックヤード）として利用されます。

本町では、今後の事業計画や施設整備計画等の指針となる「一般廃棄物処理施設整備基本構想（平成 29 年 3 月）」、「城里町新ごみ処理施設整備計画（平成 30 年 3 月）」、そして「一般廃棄物処理基本計画（令和元年度改訂版）」を策定しています。この基本構想等を基に、今後の廃棄物処理計画を進めていきます。

（2）生活排水処理

本町では、町全域より発生するし尿及び浄化槽汚泥は、城里町衛生センターで処理を行っています。近年は、公共用水域の水質浄化や河川環境の保全を図るため、公共下水道の整備を進めるとともに、農業集落排水処理施設等の集合処理施設の対象区域外となる世帯に対し、合併処理浄化槽の新設又は単独処理浄化槽からの切り替えを促進しています。また、生活排水処理率の向上、合併処理浄化槽の適正な維持管理が課題となっています。

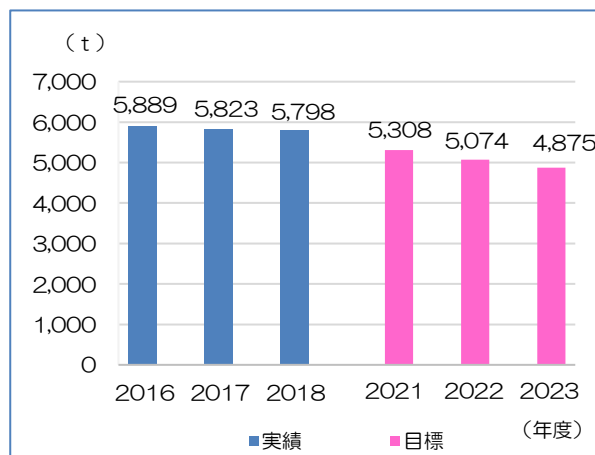
大規模災害時において、し尿等を計画的、かつ、適正に処理するため、「城里町災害廃棄物処理計画（令和 2 年 3 月）」に基づき、周辺市町村の協力体制や、茨城県内外の市町村を含む広域的な連携や民間業者との協力体制を構築することとしています。

（3）3R の推進

3R とは、「ごみの発生抑制（Reduce）」、「再使用（Reuse）」、「再資源化（Recycle）」の頭文字から取った言葉で、廃棄物の処理やリサイクルの優先順位のことです。

「一般廃棄物処理基本計画（令和元年度改訂版）」では、ごみ総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ）は、年々減少傾向を示しております。それに対して、1人1日あたりのごみの平均排出量は徐々に増加しており、ごみの分別収集など、ごみの減量に向けた施策の実施により、排出量削減の目標達成を目指していきます。

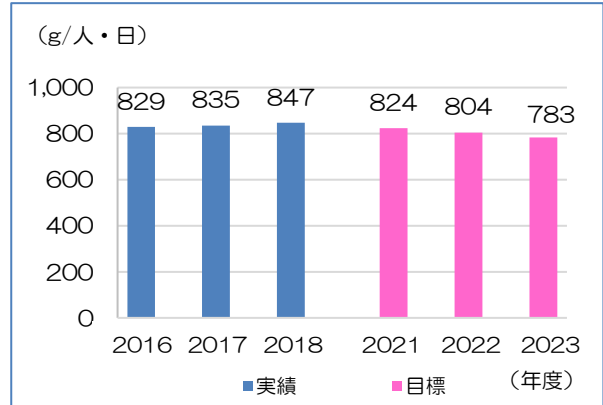
◆本町の一般廃棄物の排出量の推移と目標
 <ごみの年間総排出量>
 【出典：一般廃棄物処理基本計画
 （令和元年度改訂版）】



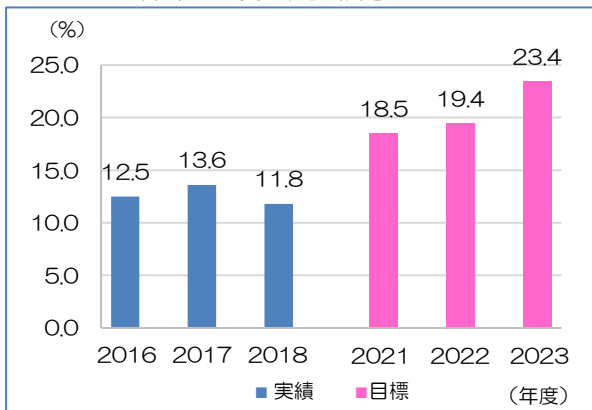
本町のリサイクル率(再資源化率)は、2018年度で11.8%でしたが、2023年度に23.4%とすることを目標にしています。循環型社会の構築に向けて、リサイクル率の減少を避けるため、リサイクルの推進に関する施策を強化していきます。

本町では、ごみの減量及び再資源化の具体的な取組として、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成25年4月施行、通称:小型家電リサイクル法)に基づき、町役場など4か所に回収拠点を設け、使用済小型家電の回収を行っています。これにより、使用済小型家電の資源化を進めています。

◆本町の一般廃棄物の排出量の推移と目標
 <1人1日あたりのごみ平均排出量>
 【出典:一般廃棄物処理基本計画(令和元年度改訂版)】



◆本町のリサイクル率の推移と目標
 【出典:一般廃棄物処理基本計画(令和元年度改訂版)】



役場内に設置されている
使用済小型家電回収ボックス



町内4か所に
リサイクルボックス
を設置



(4) 廃棄物の適正処理

3Rの推進及び廃棄物による環境汚染を防止するためには、廃棄物の適正な処理が重要です。本町では、ホームページや広報紙などで、ごみの分別方法、収集日及び城里町環境センターへの持ち込みや注意点などの周知に努めています。そのようなことにより、町民のごみ分別に対する意識はおおむね浸透してきていますが、分別方法についての理解が行き届いていない点もあり、指導の継続が必要です。

その他、 unnecessary 野焼きの禁止や廃プラスチックなどの適正処理の推進、不法投棄防止対策により廃棄物の適正処理を図っています。不法投棄については、いまだモラルのない個人や悪質なりサイクル回収業者等によるものが後を絶ちません。本町では、不法投棄の未然防止、早期解決を図るため、監視体制の強化を図り、町民の安全及び良好な生活環境の確保に努めています。また、建設事業などで発生する土砂等の埋め立て等については、茨城県や本町の条例により規制し、残土の不法投棄を防止しています。

4.3 その他の地球環境問題

その他の地球環境問題としては、酸性雨やオゾン層の破壊などがあります。

酸性雨とは、pH（水素イオン濃度指数）が5.6より低い雨水のことで、工場や自動車から大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが、大気中の水分や雨に溶け込み酸性化したものと考えられています。酸性雨は、生態系や文化財などの構造物への影響が懸念されるほか、原因となる大気汚染物質が国境を越えて広がるため、国際的な対策が講じられています。国や県でも、常時監視、定期監視などにより実態を把握し、発生するメカニズムの解明を行っているほか、原因物質の排出抑制に向けては、規制・指導などの対策を行っています。

オゾン層の破壊とは、生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する働きがあるオゾン濃度の高い大気層（オゾン層）が、フロンガスなどオゾン層破壊物質の大気中放出により破壊されることです。オゾン層が破壊されると、有害な紫外線が増加し、皮膚がんや白内障など健康障害の発生のおそれが高まるほか、生物の遺伝子障害・発育障害など生態系にも悪影響を及ぼします。オゾン層の保護対策は国際的に進められており、日本でも1988年にオゾン層保護法が制定され、オゾン層破壊物質の生産・輸出入が規制されています。また、令和元年に一部改正された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称「フロン排出抑制法」）では、冷蔵庫、エアコンなどフロン類が使用されている製品について、従前のフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から、使用、廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされています。

5 環境保全活動

今日の環境問題は、事業活動による公害問題に加え、私たちの日常生活に起因するものが多くあり、私たち一人ひとりが環境へ配慮した行動をしていくことが求められています。

環境の保全や創造のために積極的に取り組めるよう、町内では、学校における環境教育や町民を対象とした環境に関する様々な啓発活動が行われています。

5.1 環境教育及び環境学習

町内の小中学校では、環境美化活動や農業体験など地域特性を利用した環境教育、省エネ・節電への取組を通じた環境教育、河川の水質を調べる環境教育など、学校単位で特色ある環境教育が行われています。こうした取組の中には、保護者や地域の方々の協力が欠かせないものも多くあります。

(1) 学校での環境教育

ここで紹介する活動内容は、2020年8月に、町内の小中学校から回答があった、学校単位で行われている環境教育を目的とした活動の一部です。

城里町立石塚小学校

(1) 清掃ボランティア

昼休みの時間などを活用して、全校児童・職員で校内の除草作業に取り組んでいます。普段の学校生活の場面でも、花壇やプランターの中に生えた雑草に気付くと、率先して草を抜く児童の姿を見かけます。



城里町立石塚小学校

(2) 縦割り班活動による花壇作成

縦割り班ごとに校内の花壇を整備し、班のメンバーで協力して季節の花々を育てています。花壇は肥料まきなど土作りから行い、花苗植え、水遣り、花がら摘み、植え替えと、1年間を通して植物の世話や手入れを行っています。児童はこの活動から協働の大切さを、また植物の成長から生命の尊さや自然環境保護の重要性を学んでいます。



(3) マナーアップキャンペーンクリーン作戦

毎年、全校で学校や地域の美化活動をしています。計画委員会の児童が中心となり、PTAの協力を得て、低学年は校内、高学年は地域のごみ拾いなどの清掃活動を行います。自分たちの登下校路をはじめ身近な場所での活動は、生まれ育ったふるさとを大切にする心情を育み、拾ったごみを自分たちで分別する作業は、環境問題やリサイクルについて考える糸口となっています。



(4) 総合的な学習の時間 米作り体験活動

5年生児童の総合的な学習の時間に米作り体験を行っています。校内の敷地に田を耕し、稲苗を植え、稲刈り、脱穀までを行います。農業を営む地域の方の協力を得て、年間を通じた米作りについて学習を進めています。また、収穫した米は、保護者の協力により炊飯し、全員で味わいます。地域の産業に目を向けさせるとともに、農作物を育てる苦労や収穫の喜びを体験できる活動となっています。



城里町立常北小学校

(1) 体験活動

① 茶摘み体験

3年生の総合的な学習の時間で、「城里町の自慢を見つけよう」をテーマに、茨城三大銘茶の一つである「古内茶」についての学習を行っています。実際に茶畑で茶摘み体験をしたり、工場で製法や工程の見学をさせていただいたりしています。さらに、古内茶の母木「初音」がある清音寺では、その由来について、住職から話を伺っています。2つの活動を通し、地域にある素晴らしい環境や伝統ある産業に気付かせながら郷土愛を育てています。



② 農業体験

JA 水戸の方々の協力をいただきながら、主に1年生から4年生までが、生活科や総合的な学習の時間を活用し、9月上旬に大根の種まきや11月上旬の収穫を行っています。体験を通して、地域の自然や環境に目を向けることにより、その恵まれた環境や素晴らしさに気づき、豊かな自然を守っていかうとする意識と態度を育てています。



城里町立常北小学校

(2) 環境美化活動

① 学校内清掃

年に1回、各学年ごとに方面別に分かれて、可燃ごみと不燃ごみに分別しながら通学路のごみ拾いを毎年行っています。活動を行うことでボランティア精神を培い、町民として地域の環境美化に対する意識と実践力を高めています。



② 花壇整備

1年生から6年生までの異学年集団による縦割り班活動の中の一つとして、学校敷地内や正門前の花壇への苗植えや手入れを通年で行っています。各班に割り当てられた場所で、上級生が下級生の面倒を見ながら、丁寧に植え方や除草の仕方などを教えています。環境美化とともに豊かな感受性や愛校心を育てるために、毎年実施しています。



城里町立常北小学校

(3) 教科学習

- ①虫をさがそう（1年）
- ②町たんけんをしよう（2年）

1・2年生の生活科で、学校の校庭や敷地内及び近くの親水公園に住む生き物を探して観察しています。自然の中には、たくさんの生き物がいることや、生息するためには自然が必要であることに気が付くようになります。



城里町立桂小学校

(1) 縦割り班活動での
花壇整備、一人1プランター

校内の花いっぱい活動の一環として、子供たちによる花壇整備やプランターへの花苗植えを行っています。2020年度は、縦割り班活動の一つとして、赤サルビアの苗を学校花壇とプランターに定植しました。1年生には6年生が補助員として付き、手伝いながらスムーズな作業を行いました。また、本校では、一人1個のプランターが子供たちに割り当てられ、赤サルビアを定植した後の、除草作業や花殻摘みなどの作業を継続して行っています。



城里町立桂小学校

(2) 全校児童による愛校作業（校庭の除草）

自分たちが使う場所は自分たちの手で整備しようという目的で、グラウンドの除草作業を子供たちも行っています。例年、PTAの奉仕作業として保護者による除草作業を行っていますが、2020年度は、全校児童と教職員が協力して2回の除草作業を行いました。



(3) クリーン作戦（通学路のごみ拾い）

本校はバス通学の児童がほとんどですが、高根台方面から通学する児童は、毎日徒歩で登下校しています。地域の環境整備を目的に、学期に1回程度、登校時に通学路に落ちているごみ類を拾い、回収しています。



城里町立沢山小学校

(1) グリーンカーテン作り

校舎の一部でグリーンカーテン作りに取り組んでいます。植物の蒸散作用によって周囲を冷やすことが期待でき、自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策として、2020年度は、「パッションフルーツ」を育てました。来校者にも「涼」を感じてもらえています。



城里町立沢山小学校

(2) 御前山クリーン作戦

御前山遊歩道のクリーン作戦を、5・6年生で実施しています。遊歩道に落ちている枝やごみを拾い、環境美化活動を推進しています。この活動により、環境を守る意識が高まっています。



(3) クリーン作戦

本校では、子供たちが、「種から育てる」花壇経営を行っています。種から育て、育った花の苗を学校花壇に定植しています。種から育てることで受け継がれていく植物の命を感じ、自然を大切にする心が育っています。その後も、水やりや除草作業を行い、美しい学校環境作りをしながら、豊かな感受性を育てています。



(4) 総合的な学習の時間での環境学習

「水生生物による水質の簡易調査」

常陸河川国道事務所による、「水生生物による水質の簡易調査」の事業に参加しています。川の様子（水の色やにおい、川底の様子）や水質調査、指標生物（カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類）などを採取して、水生生物の調査を行いました。那珂川の水は、指標生物から「きれいな水」と「判定」でき、きれいな那珂川の水を守ろうという気持ちを育てることができました。



城里町立七会小学校

(1)花山公園探検（1年生）

生活科の学習において、夏と秋の2回、学校裏にある花山公園で探検を行っています。虫や草花を探しながら後でそれを絵に描き、夏と秋を比べることで、学校の周りの豊かな自然を感じています。この体験を通して、自然を愛する心を育てるとともに、郷土愛を育てたいです。また、この公園は地元のボランティアの方の協力で、年2回の整備を行っています。



(2)川遊び体験（2年生）

親子学習会を兼ねながら生活科の学習で近くの塩子川へ行き、保護者の方の協力で児童の安全を確保しながら、川の生き物を見たり調べたりしています。清流に住むカニなどを見ることで、身近な川のきれいさを感じるとともに、これからも川をきれいにしていこうとする態度を育てています。



(3)野鳥観察会（3年生）

総合的な学習の時間において、日本野鳥の会の方を講師にお招きし、学校周辺の野鳥の観察を行っています。講師の先生から、七会にはたくさんの貴重な野鳥がいることを教えていただくことで、七会地区の自然環境の素晴らしさを意識するとともに、その野鳥をこれからも守っていこうとする態度を育てています。



城里町立常北中学校

(1)花壇の整備

6月と11月の2回、校舎前の7つの花壇とプランターに、環境委員とボランティア生徒により花苗の植え替えを行っています。清掃時や放課後は当番を決め、全校生徒により水やりと除草を行い、環境美化に努めています。この活動を通し、豊かな感受性と、生命を尊ぶ心を育てることにつながっています。



(2)親子奉仕作業

PTA 環境整備委員会を中心に、各学年、年1回の親子で奉仕作業を実施しています。刈り払い機や剪定ばさみ、鎌などを持ち寄り、敷地内や生徒が部活動などで利用する町の施設周辺の美化活動を行っています。本校出身の保護者も多数いて、この活動を通し、愛校の精神を育てることにつながっています。



城里町立桂中学校

校内緑化推進活動

生徒会の緑化委員会で、校内の花壇やプランターに花の苗を植え、校内の環境美化を進めています。除草作業や水まきなども行い、きれいな花に囲まれた環境で生活できるようにしています。また、教室のベランダに緑のカーテンも設置しています。活動を通して、自分たちの学校を花や緑によってより過ごしやすい環境にしようという意識が高まっています。



5.2 環境保全活動

豊かな自然を守り、持続可能な社会を実現するためには、一人ひとりが環境問題についての理解を深め、家庭や学校、地域社会、職場など様々な場面で環境に配慮した活動を実践することが重要です。

町内各所で、町民や事業所による環境保全活動が行われていますが、清掃活動だけでなく、より多くの環境保全活動に町民が参加できるよう、参加しやすいしくみづくりや活動内容の提供が必要です。ここでは、各団体や事業所で行っている環境保全活動の取組の一部をご紹介します。

●個人及び団体、事業所による町内での取組をご紹介します●

(1) 七会村家庭雑排水協議会の活動

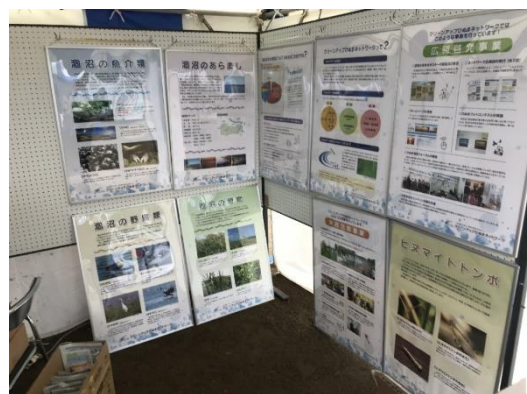
① 涸沼の水質浄化及び食用油の回収促進運動の啓発

毎年 11 月に七会町民センターにおいて、涸沼の水質浄化及び食用油の回収促進運動の啓発活動を行っております。毎年、多数のご来場者に、涸沼の植物や野鳥などをパネルで紹介し、家庭で使用した天ぷら油など植物性油（食用油）の回収促進運動の啓発を行っています。廃食用油は、城里町で回収を行っており、回収した廃食用油は、二酸化炭素の排出を削減できるバイオディーゼル燃料として再利用されています。



②しろさと町民まつりにおける食用廃油回収促進運動及び クリーンアップネットワーク活動の啓発

毎年11月に常北運動公園において開催される、「ホロルのたまご～しろさと町民まつり～」において、食用廃油回収促進運動及びクリーンアップひぬまネットワークの啓発のため、環境美化関係のパネル展示や啓発品の配布を行っております。



③ 涸沼川周辺の一斉清掃作業

毎年8月に涸沼川周辺（真端入坪内から笠間市境まで）を中心に、涸沼川周辺に住む皆様にご協力いただき、草刈りなどの一斉清掃活動を実施しています。



(2) よりよい環境を次世代へ

大蔵生コンクリート株式会社

弊社は、建築物・構造物等の取り壊しの際発生する廃棄物（コンクリート・アスファルト・がれき類）をリサイクルしています。リサイクルされた廃棄物は、再生砕石として道路の路盤材に使用されます。



太陽光発電設備により電気を送電し、CO₂削減にも努めています。年間の発電量は約4,600,000kWhで一般家庭の約840世帯分となっています。



他にも、スマートアグリを推奨して水耕栽培を行っています。オフグリット（自家消費型発電）として配電線のない場所でも設置可能です。

物・時間は限りある最良な資源であり、そこに人の知恵が加わることにより、より良い環境を次世代へとつなげることが社会的責任と捉え、日々業として営ませていただいております。

(3) 環境保全への取組み

株式会社イトウ

弊社は創業67年（当時の常北町に移転して38年）になります。現在は主に電気絶縁材料、緩衝材料を主体にしたプレス加工の製造業です。1998年にISO9001（品質）、2006年にISO14001（環境）を取得し現在に至っております。環境保全に関しましては、企業としてエネルギーの削減（特に電力）、産業廃棄物の削減、禁止成分の含有した材料の入荷阻止、そして騒音、振動、土壌汚染、悪臭等の問題により地域の方々にご迷惑をおかけすることがないように体制を整えながら生産活動を進めています。特に電力量削減に関しましては施設の補修、省エネ設備の導入を実施して参りましたが、生産量を変えることなく、ISO取得当初から比べると64%の電力削減が出来ておまして、こんなに削減できたのかと驚いているところです。また、地域住民の皆様との交流も重要なことと考えておまして、小学生の職場調査、中学生の職業体験、ペットボトルの分別提供等について協力させていただいております。

企業が持続していくためには、顧客からの信頼、社員からの信頼、そして地域の皆様からの信頼が大変重要なことと考えております。それには多くの課題があり、根本的な課題もあれば、突然発生する課題もあり、この課題を毎年抽出し、優先度を決めて克服出来るよう対応策を考慮し、実行するというのが弊社の基本的な考え方です。

その中の課題の一つですが、材料の仕入れと生産のバランスを良く管理しないと、材料を多く購入してしまい、材料の在庫量が多くなり、ひいては産業廃棄物（素材で廃棄する為、通常の廃棄費用の2倍）として多額の処理費用が発生することなどがあります。この解決策の一つとして、資材部で管理している仕入れ品の中から件数にして約50%の材料に関してバーコード管理のシステムを若手社員主体でシステム企業と計画を練り完成させました。現在その効果が出始めているところです。

今後も経営方針の中の重要項目として「環境問題」を取り上げ、企業としてのレベルアップに取り組んで参りたいと考えております。



(4) 田植えと稲刈り 農業体験



株式会社フットボールクラブ
水戸ホーリーホック



2018年2月に旧城里町立七会中学校の跡地に廃校利用として、水戸ホーリーホックのクラブハウス・練習場が完成いたしました。城里町の皆様方には大変お世話になっており、城里町の様々な活動に、共に取り組んでおります。その中で、水戸ホーリーホックのスクール生と保護者が、5月には田植え体験を、10月には稲刈りやおだげなどの体験を行っております。その子どもたちと保護者の皆様には、城里町の自然とのふれあいを通じて、農業への関心をもっていただき、併せて地域の環境保全への取組にも関心を高めていただきたいという思いから、毎年イベントとして実施しております。水戸ホーリーホックは、これからもこのような活動を通して、城里町の環境問題、課題解決に取り組んでまいります。

<田植え>



<稲刈り>



(5) 自然と触れ合う

一般財団法人城里町開発公社

城里町総合野外活動センター「ふれあいの里」

城里町健康増進施設「ホロルの湯」

城里町総合野外活動センター「ふれあいの里」は、標高 145 メートルの白雲山麓と那珂川の支流藤井川の多目的ダムに囲まれた自然豊かな施設で、1983 年にオープンした公営初のオートキャンプ場です。自然に囲まれた広大な敷地の中に、宿泊や日帰りに利用可能な充実した設備があり、魅力のあるイベントを定期的で開催しています。自然との触れ合いを目的とした体験イベントでは、「ツリークライミング」や「ニジマス釣り」など、いろいろな体験イベントや天体観測が人気となっています。



ツリークライミング

ツリークライミングでは、ロープ1本で10メートルの高さまで登り、昆虫や木の上の動物たちと同じ目線で、普段見ることのできない景色を見ることができます。

また、これら施設内の木々には農薬や殺虫剤を使用していないため、木の葉などを腐葉土としてカブトムシの飼育にも利用しています。

そして、ふれあいの里の間伐材を使い、ボンドを使わず、環境や作りやすさに配慮した設計の手作りランタン工作やキーホルダー作りのワークショップなども行われています。



手作りランタン

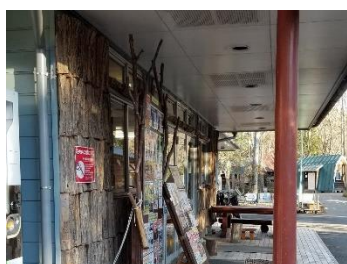
間伐材は他にも、利用者の焚きつけ材として利用し、施設内に設置されている「石やきがま」では、ニジマスなど釣った魚や焼き芋を焼く薪としても利用しています。このように、施設内の間伐材などを利用することにより、城里町で宣言したCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組む努力もしています。



石やきがま



施設では、看板やイベントの案内など、施設内のいたるところで廃材や間伐材を利用しています。これは、施設内で発生した間伐材などがごみとして排出される量を削減する取組にもつながっています。



また、施設内ではレンタサイクルもあり、町内の自然の中を走り、昆虫観察（カブトムシ、ミヤマクワガタ、カミキリムシ、セミなど）を行うことで、身近に自然を感じることができます。



レンタサイクル



サケの放流体験

毎年12月頃に、城里町のふ化場で採取したサケの卵をふれあいの里の管理棟内で育成展示しています。育成展示では、卵からふ化し、さいのう（サケの赤ちゃんに必要な栄養が入った袋）をつけた状態から、さいのうがなくなり稚魚と呼ばれるまでの過程を観察することができます。その後、2月～3月に行う放流体験で施設の利用者と一緒に放流しています。

食品ロスの削減や地産地消の取組として、「ふれあいの里」では、施設利用者に提供する食事に、スーパーなどで取り扱うことのできない、不揃い品や規格外品の野菜類を利用しています。「ホロルの湯」では、地元野菜をふんだんに使用した食事処でのメニュー開発や加工品の製造・販売を行っています。

また、「ふれあいの里」では2015年から本格的なピザ作りが体験できる「しろさとピザ作り体験」を始めました。この施設は、もともとあった建物を改装し、テーブルや窯などはリサイクル品をメンテナンスして利用しています。食材は地元の旬のものを使うことで城里の魅力を食を通して感じていただけます。



しろさとピザ作り体験

敷地内にある天文台では、ビデオ上映や天文同好会会員による星空解説のほか、400ミリ天体望遠鏡（ニュートン式反射望遠鏡）で本格的な天体観測が楽しみ、夜空に輝く星たちを眺めることができます。一度に観測できる人数は決まっていますが、担当のスタッフがその日の夜空に一番適した設定を行い、一人一人に解説をしながら、星の魅力を感じることができます。



天文台



ニュートン式反射望遠鏡

様々な体験イベントなどを通して、自然やその周辺の環境について学ぶことで、城里町の自然環境について関心を持ってもらい、自分のまわりにある生物多様性や環境について少しでも理解してもらえる施設を目指していきたいと思います。

(6) 地産地消の取組

自然とのふれあいの取組をしている、城里町総合野外活動センター「ふれあいの里」、城里町健康増進施設「ホロルの湯」、特産品直売センター「道の駅 かつら」、そして物産センター「山桜」で、農産物の地産地消の取組を行っております。各施設において、レストランで使用している農産物や、販売で取り扱っている農産物などの多くは地元で生産されています。地産地消を行うことにより、消費者の立場から、新鮮でより安価な農産物が得られること、生産状況などを確認でき安心感が得られることなどのメリットが挙げられます。生産者の立場からは、生産者が直接販売することにより、スーパーなどで取り扱うことのできない、不揃い品や規格外品の販売が可能となり、食品ロスを防ぐことが期待できます。

地産地消自体は、環境にも関係してきます。地域で生産された農作物などを同じ地域内で販売、消費、活用することで、地域活性化、そして輸送距離を短くすることにより、農作物の運搬による自動車からのCO₂を削減することにもつながります。



道の駅 かつら



物産センター 山桜



ふれあいの里



ホロルの湯

6 環境に対する町民・事業者の意識（アンケート調査結果）

計画の策定にあたり、町民（成人・中学生・高校生）、事業者・認定農業者の方々のご協力のもと、アンケートによる環境意識調査を実施しました。目的は、本町の環境が抱える課題を見いだすとともに、ご意見・ご要望をできる限り計画に反映するためです。

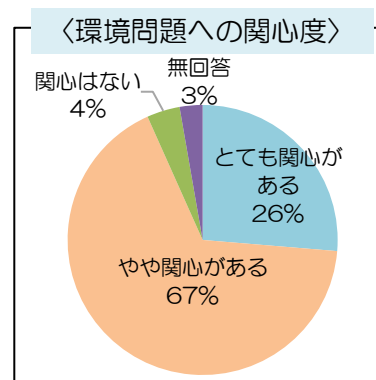
ここでは、環境の課題になる結果のほか、町民の方々から寄せられた、未来につなげたい本町の環境の魅力についても示します。

6.1 町民の環境意識

◎対象者：町内に居住する20歳以上の男女1,500人

◎回収率：61%

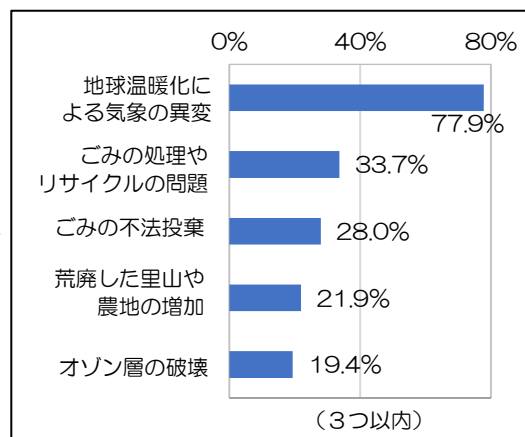
◎実施期間：2020年7月～8月



(1) 環境・環境問題への関心

〈特に対策の強化が必要だと思う環境問題〉

「地球温暖化による気象の異変」が圧倒的に多く（77.9%）、次いで「ごみの処理やリサイクルの問題」（33.7%）、「ごみの不法投棄」（28.0%）、「荒廃した里山や農地の増加」（21.9%）の順に関心が高い状況です。地球温暖化問題は、その影響が広範囲にわたることから、意識啓発と対策の強化が必要です。



(2) 環境の課題と対策

〈本町の環境の誇れるところ〉

町民が最も誇りに思っている城里町の環境（場所や風景、活動など）の上位は、「自然（緑）が豊かなところ」で、豊かな自然、野生生物がたくさんいる（棲める環境がある）本町の61%を占める緑の豊かさ、次いで「きれいな川・きれいな水」で那珂川、西田川、皇都川、桂川、塩子川、藤井川など、本町を流れる多くの川について、ホテルが生息できるようなきれいな水質、その他に「田園風景・景観」、「山」と続き、里山の風景、美しい水田風景、そして、御前山、鶏足山、八瓶山などの四季折々の山なみの変化が美しく誇れるところとして挙げられていました。

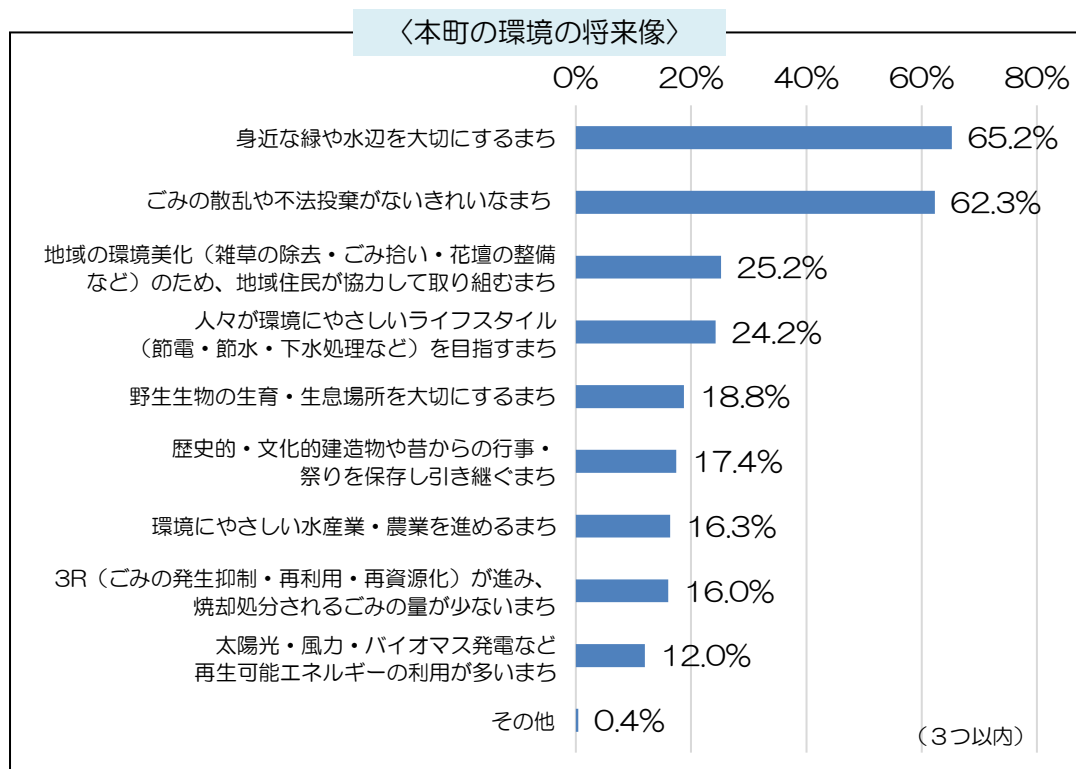
上位を占めた3つについては、町民の注目度を活用して、環境意識の向上を促進するための活動の場に利用できると考えられます。

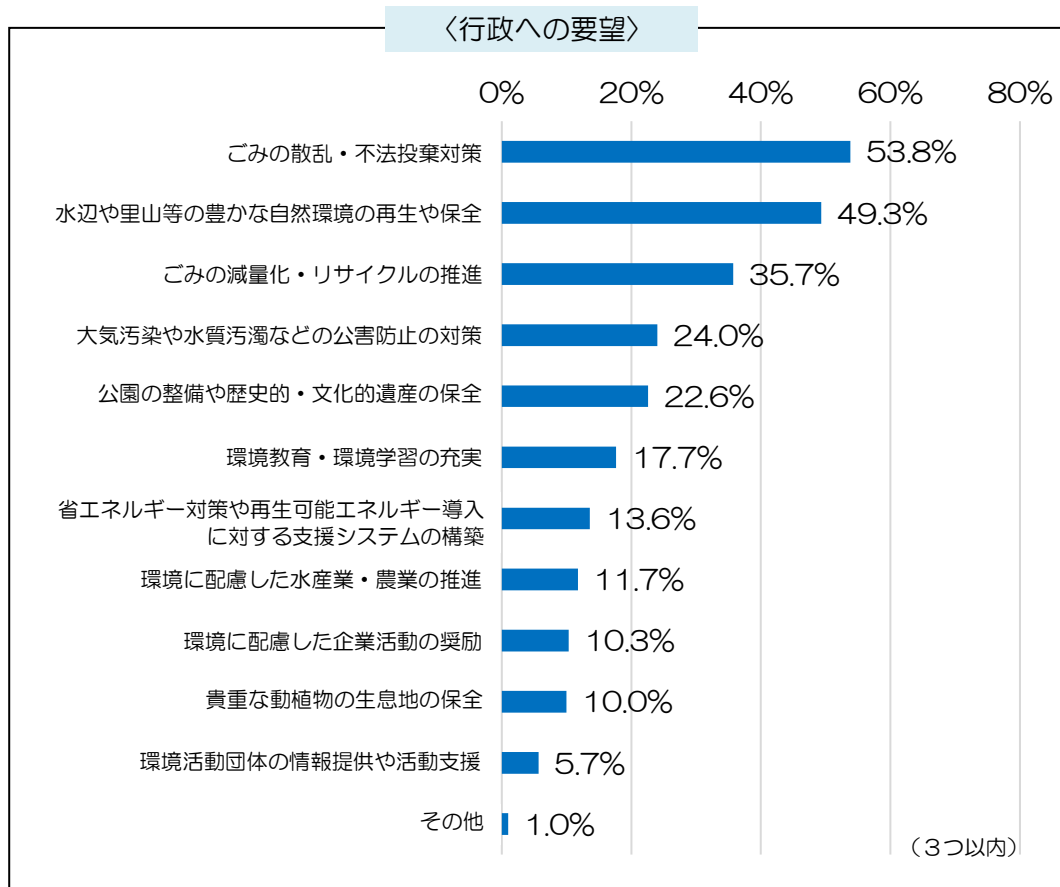
〈本町の環境の将来像〉

★総合評価

全体的に、ほぼ半数を占めたのが「身近な緑や水辺を大切にするまち」というように、町民が誇りに思っている緑や川などを大切にしていきたいという考えの表れた結果となりました。その一方で、ほぼ同様の意見として「ごみの散乱や不法投棄がないきれいなまち」という、ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしていきたいとの将来への不安も感じられました。行政への要望についてもこの「ごみの散乱・不法投棄対策」「ごみの減量化・リサイクルの推進」や「水辺や里山等の豊かな自然環境の再生や保全」について多くの回答がありました。

これらを含めて環境要素に対して、町民が考える10年後の状況として、向上することを望む環境要素、特にごみの問題については、重点的に対策の強化が必要であると考えられます。





(3) 環境保全への参加意識

〈環境保全のための町民の役割〉

環境保全のための町民の役割として、「町民一人ひとりができることから暮らしを変える取組を進める」という考えに 58.2%、「まず、行政や事業者が必要な対策を進めるべき」という考えに 25.0%の方が回答しています。ライフスタイルの改善に前向きであることから、日常生活の取組について提案していくとともに、行政や事業者が行うべき取組を進め、協働で行ったほうが効果的なものについては情報を共有し、活動を広げることが求められています。

また、「わからない・何ともいえない」との回答もあり、町民の役割についてわからない部分が出ていることがわかります。しかし、「行政や事業者が支援する活動に参加するだけで十分である」との回答もあり、環境活動の参加に消極的な面も感じられます。

自治会や子ども会など地域の組織をはじめ、学校教育の組織や勤務先(職場)の組織、個人参加を募った集団での参加も期待されることから、本町の支援体制を確立し、具体的な活動内容を提示することで町民参加の環境活動の強化が図られることが伺えました。

〈環境問題への取組の実施状況〉

★特に積極的に行われている取組（いつも行っている）

取組率が高い項目は、手軽にできる身近な取組で、かつ個人的に実施できるものが多く、個々の環境保全への意識は高いといえます。

	取組の内容	(%)
1	買い物の際は、買い物かごや、買い物袋を持参している (マイバッグの持参)	85.3
2	調理くずや残り油を排水口から流さないようにしている	74.1
3	可燃ごみと資源物(ペットボトル、古紙類等)を分別して出している	73.4
4	詰め替え商品や再使用、再生利用しやすい商品を優先して購入している	61.0
5	冷暖房の設定温度のこまめな調節や、テレビや照明をつけっぱなしにしないなど、節電を心がけている	57.6
6	車を利用する場合はアイドリングストップなどの省エネ運転をしている	52.0

※「いつも行っている」と回答した町民が50%以上の取組

★今後期待できる取組（行っていないが、今後は行いたい）

「環境にやさしい車の選択」や「商品を購入するときはエコマークのついた商品を購入する」ことに積極的な姿勢が見られるほか、「緑のカーテン作り」「生ごみの堆肥化などでごみの減量化に努めている」「雨水を溜めて花壇への散水等に有効利用している」など日常生活の中で環境を意識した取組にも期待できます。

また、環境保全団体に所属しての活動にも積極性が伺えることから、支援体制を充実させることで取組の促進が期待できます。

	取組の内容	(%)
1	車の購入にあたっては、ハイブリッドカーなど環境にやさしい車を選択	49.1
2	商品を購入するときはエコマークのついた商品を購入する	45.6
3	緑のカーテンを作っている	38.4
4	生ごみの堆肥化などでごみの減量化に努めている	37.7
5	環境保全団体に所属して、活動を行っている	36.8
6	雨水を溜めて花壇への散水等に有効利用している	36.3

※「行っていないが、今後は行いたい」と回答した町民が30%以上の取組

6.2 子どもたちの環境意識

(1) 中学生

◎対象者：町内の中学校に通う2年生 350人

◎回収率：77.4%

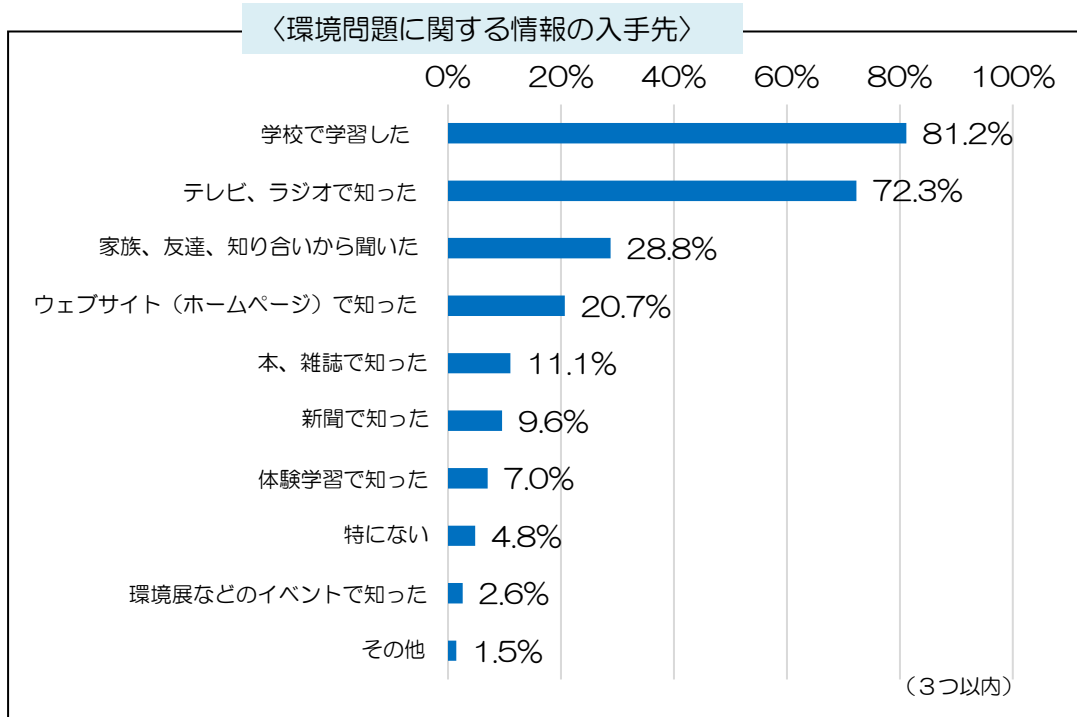
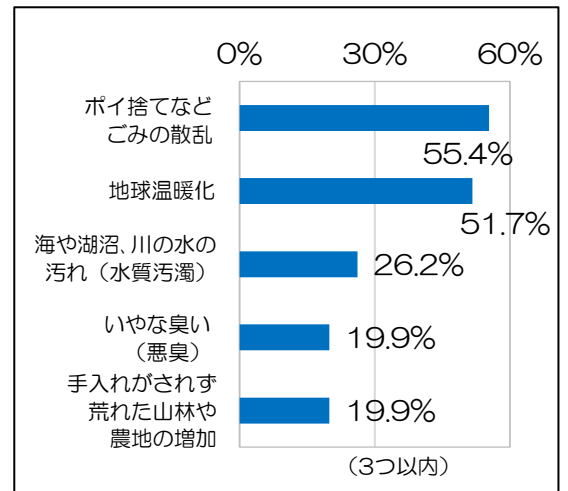
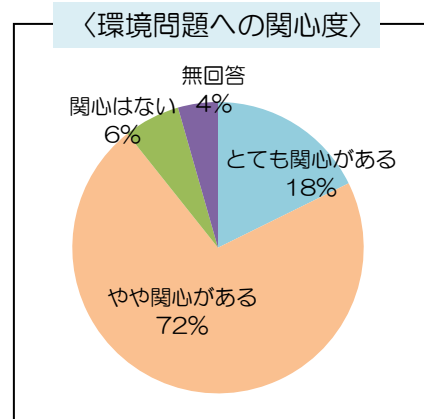
◎実施期間：2020年7月～8月

1) 環境・環境問題への関心

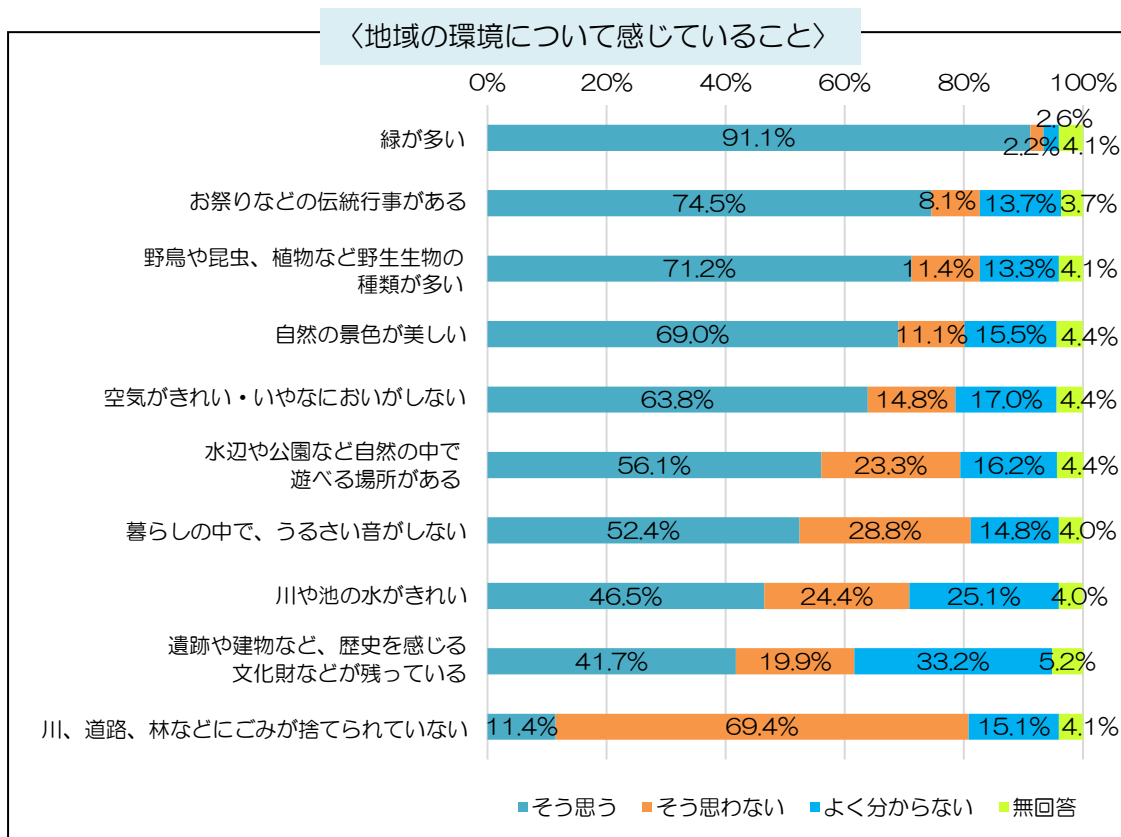
〈特に対策の強化が必要だと思う環境問題〉

「ポイ捨て（不法投棄）などごみの散乱」への関心が55.4%と最も高く、次いで、「地球温暖化」（51.7%）、「海や湖沼、川の水の汚れ（水質汚濁）」（26.2%）などが20%以上を占めました。

不法投棄について選択した子どもたちの割合は、成人町民よりも多く、学校での学習やテレビなどでそのような情報を入手し、生活の中で身近な環境についての問題を実感していることの表れだと考えられます。



2) 本町の環境の現状評価

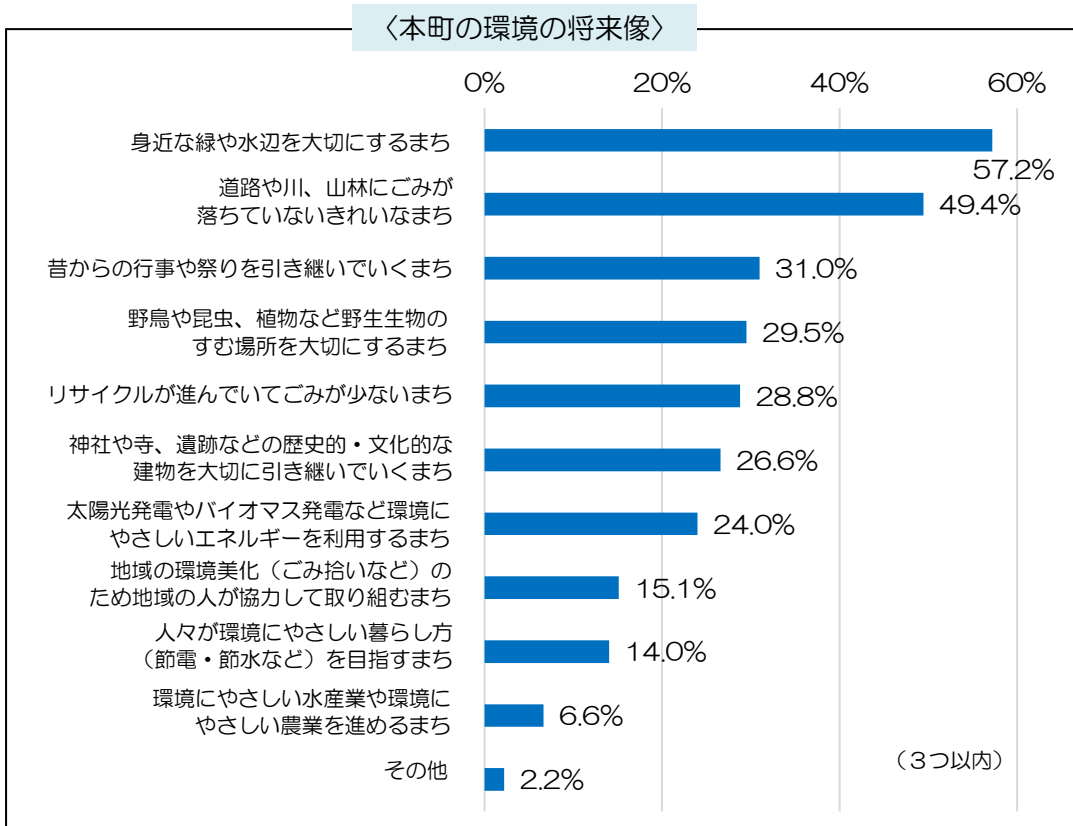


3) 環境の課題と対策

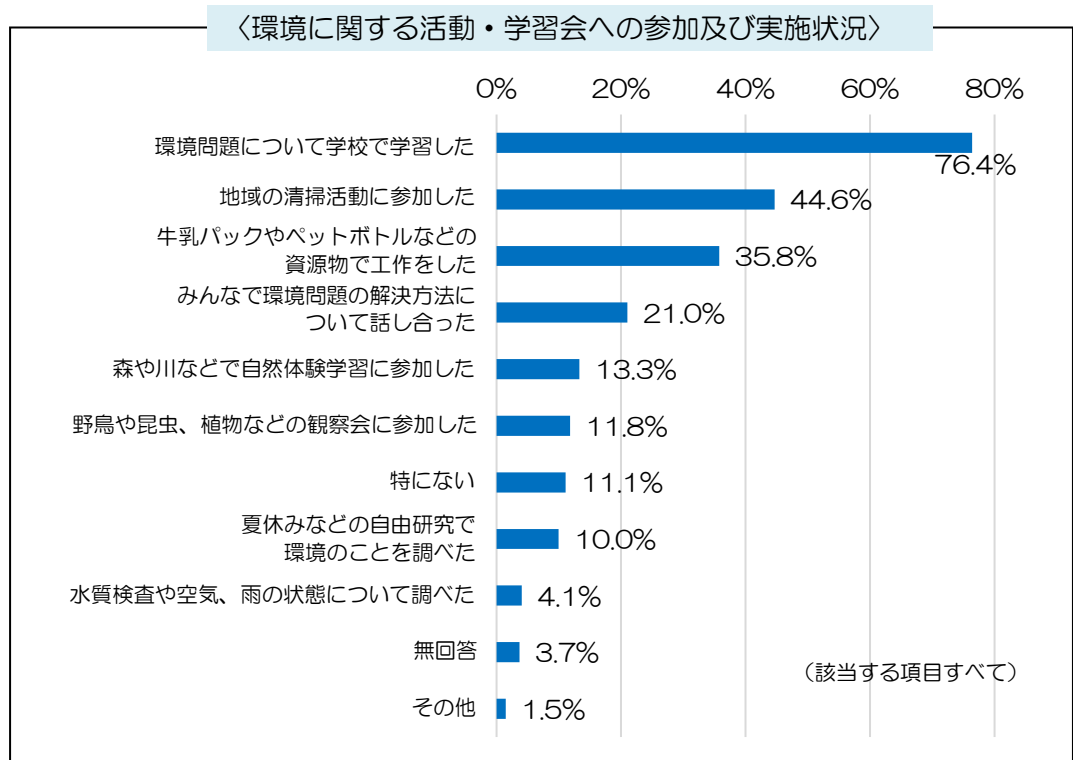
〈本町の環境の誇れるところ〉

生徒たちにとって、たくさんの川が流れている本町は、緑が多い美しい風景が好きな環境であり、本町の環境の魅力がしっかりと受け継がれていることがわかりました。

<p>第1位 川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな魚がいるから ・生き物がたくさんいるから ・水がきれいだから ・音がいい、落ち着くから 	<p>第2位 森、林、木</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素をつくり空気をきれいにするから ・きれいで落ち着くから ・葉の色や虫の声で季節を感じられるから ・涼しいから
<p>第3位 自然</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かだから ・空気がきれいでおいしいから ・景色がきれいだから ・減ったらいやだから 	<p>第4位 山</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落ち着くから ・景色がきれいだから ・自然が豊かで四季の山がきれいだから ・夕日がきれいに見えて、空気がおいしいから



4) 環境保全への参加意識



〈環境問題への取組の実施状況〉

ビン・缶・ペットボトルなど、ごみの分別や節電、節水については、7割以上の生徒が取り組んでおり、マイバッグ持参についてもある程度は身につけています。また、文房具は最後まで使い切り、物を大切に使い、壊れたら修理するよう心がけるなどの取組も学んでいます。環境問題についての情報の入手先は「学校」「テレビなど」となっています。さらに強化するためには、環境について考え、話し合う機会づくりが必要です。

〈環境問題に対する考え方〉

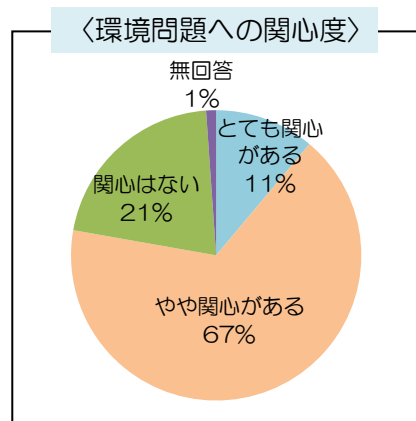
「環境保全のために、人々の環境に対する意識を高めることが重要だ（77.1%）」という考えが最も多く、「環境保全のために、節電や節水などに一人ひとりが取り組むべきだ（74.9%）」、「次の世代のために私たちが環境を守るための取組を行うべきだ（72.0%）」など、環境に対する意識啓発の強化や次世代のために環境を守るべきという考えも70%以上を占めていることから、積極的な考えを大切に、行動に移せるような環境を整えていくことが大切です。

(2) 高校生

◎対象者：町内の高等学校に通う生徒 120人

◎回収率：75.0%

◎実施期間：2020年7月～8月

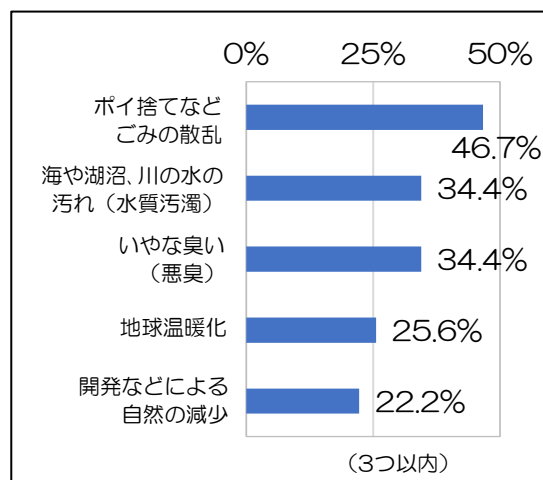


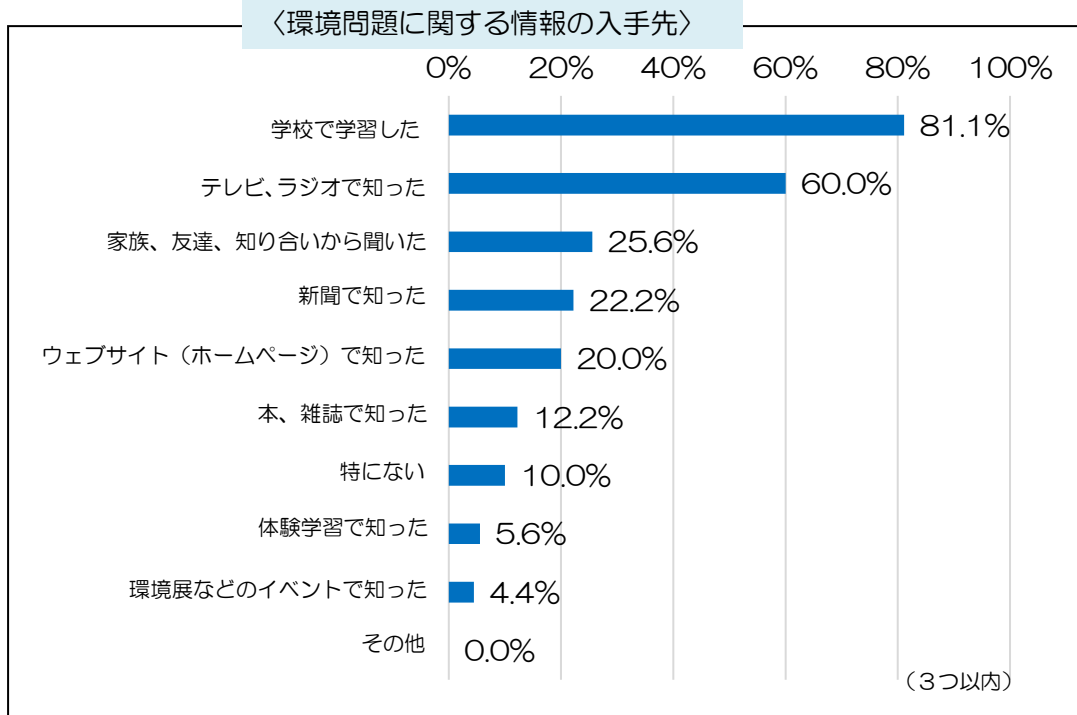
1) 環境・環境問題への関心

〈特に対策の強化が必要だと思う環境問題〉

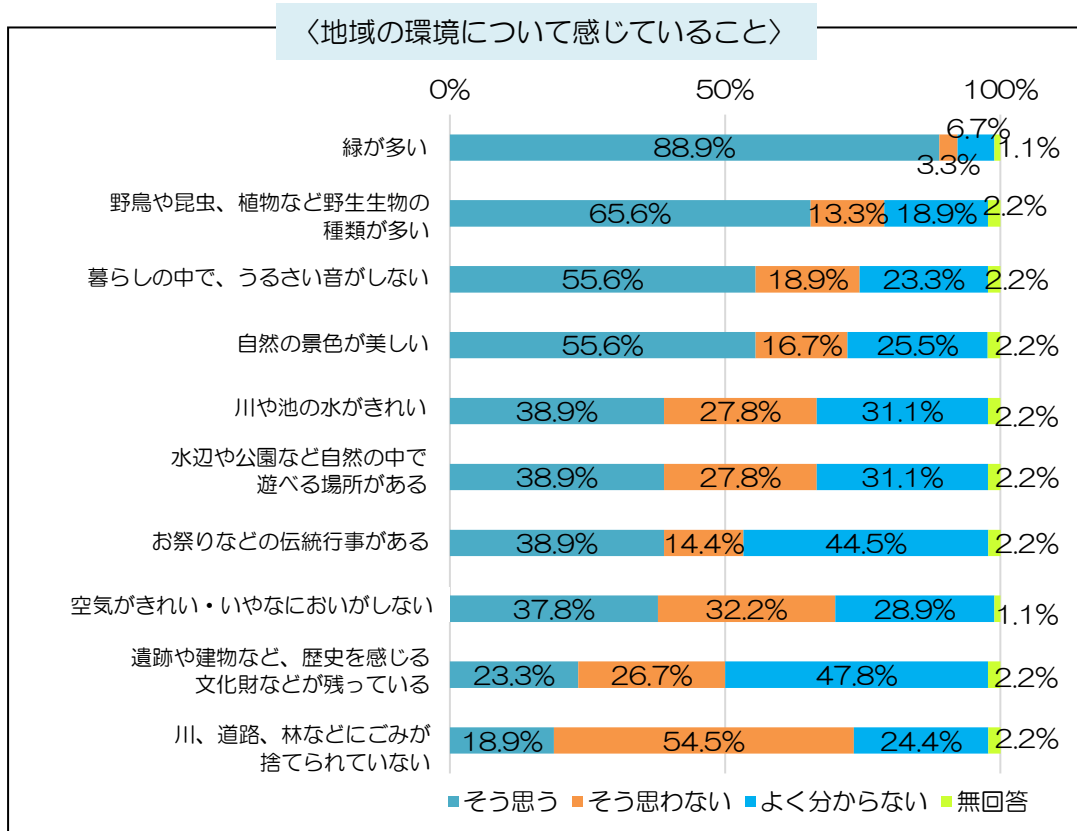
「ポイ捨て（不法投棄）などごみの散乱」への関心が最も高く、次いで、「海や湖沼、川の水の汚れ（水質汚濁）」、「いやな臭い（悪臭）」が30%以上を占めました。

不法投棄について選択した割合は、成人市民よりも多く、学校での学習やテレビなどでそういった情報を入手し、生活の中で身近な環境についての問題を実感していることの表れだと考えられます。





2) 環境の現状評価



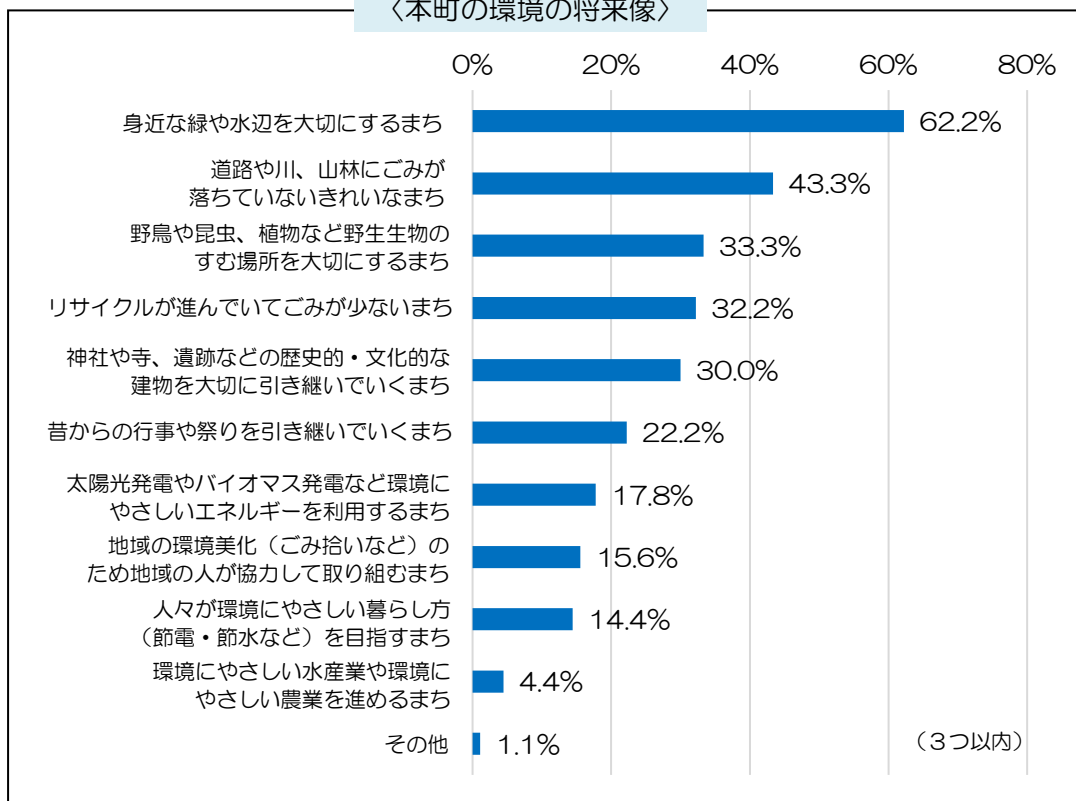
3) 環境の課題と対策

〈本町の環境の誇れるところ〉

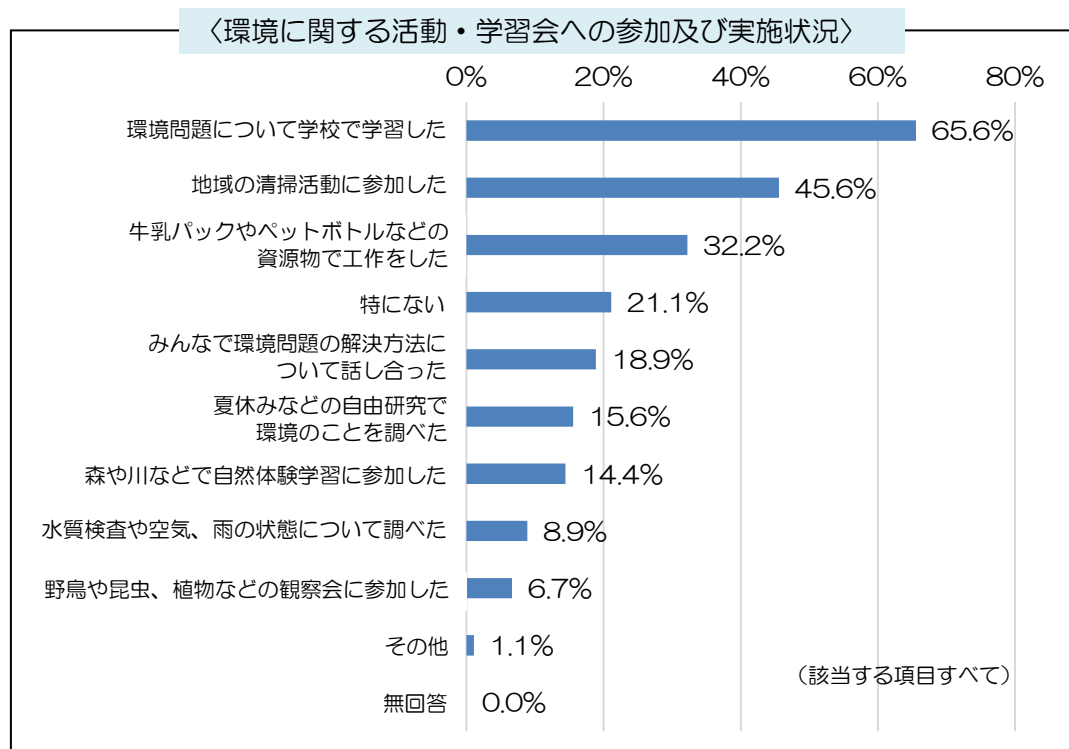
生徒たちにとって、たくさんの川が流れている本町は、緑が多い美しい風景が好きな環境であり、本町の環境の魅力がしっかりと受け継がれていることがわかりました。

<p>第1位 森、林、木</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きれい ・空気がきれい ・多くの森や林などがあれば生物たちが減少しないから 	<p>第2位 川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きれい・美しい ・釣りができる ・植物や生き物がいて、とても自然らしさがあるから
<p>第3位 豊かな自然</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きれい・美しい ・生き物がいる ・空気などがいい 	<p>第4位 風景・景色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然をみまわせるから ・きれいだから、美しいから

〈本町の環境の将来像〉



4) 環境保全への参加意識



〈環境問題への取組の実施状況〉

中学生の回答と同様で、ビン・缶・ペットボトルなど、ごみの分別や節電、節水について、7割以上の生徒が取り組んでおり、マイバッグ持参についてもある程度は身についていますが、「環境について家族や友達の間で話をしたことがある」との問いに、「している」が22.2%、「していない」が57.8%、「今はしていないがこれからはしたい」が17.8%でした。また、文房具は最後まで使い切り、物を大切に使い、壊れたら修理するよう心がけるなどの取組も学んでいます。環境問題についての情報の入手先は「学校」「テレビなど」となっています。さらに強化するためには、環境について考え、話し合う機会づくりが必要です。

〈環境問題に対する考え方〉

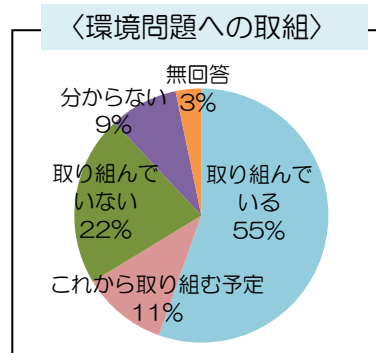
「環境保全のために、節電や節水などに一人ひとりが取り組むべきだ(78.9%)」という考えが最も多く、「環境保全のために、人々の環境に対する意識を高めることが重要だ(77.8%)」、「環境を守るために、くらしの中でできることは変えていっても良い(74.4%)」など、環境に対する意識啓発の強化や次世代のためにライフスタイルを変えてでも環境を守るべきという考えが70%以上を占めていることから、積極的な考えを大切に、行動に移せるような環境を整えていくことが大切です。

6.3 事業者の環境意識

◎対象者：町内の事業者及び認定農業者 200 事業所

◎回収率：46.0%

◎実施期間：2020年7月～8月



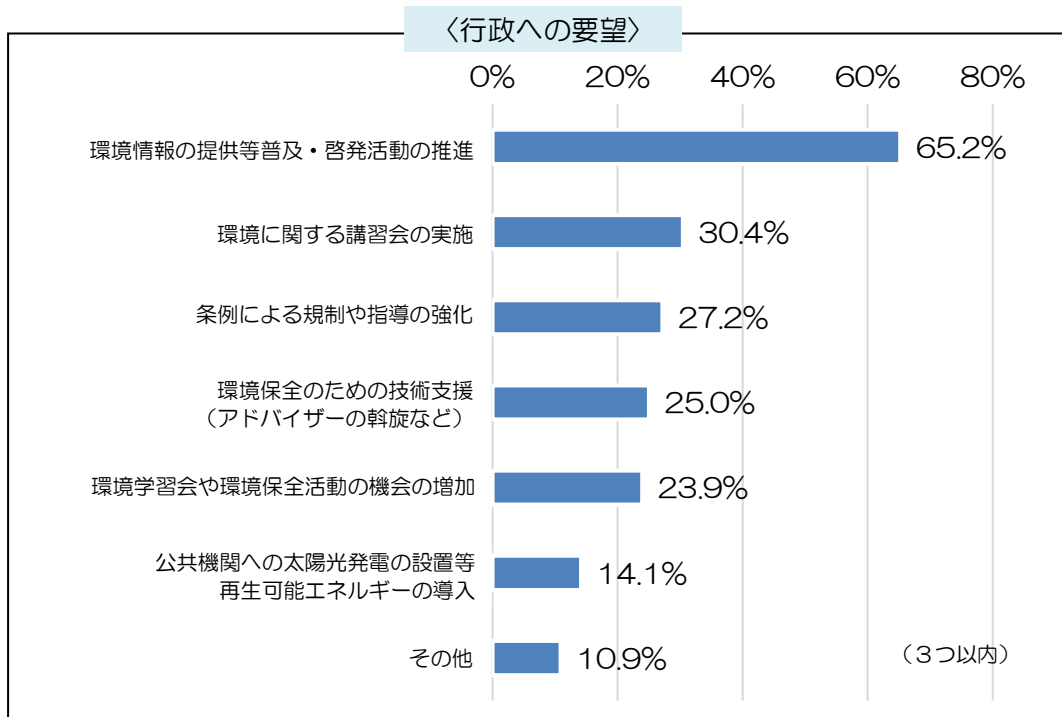
(1) 環境問題への関心

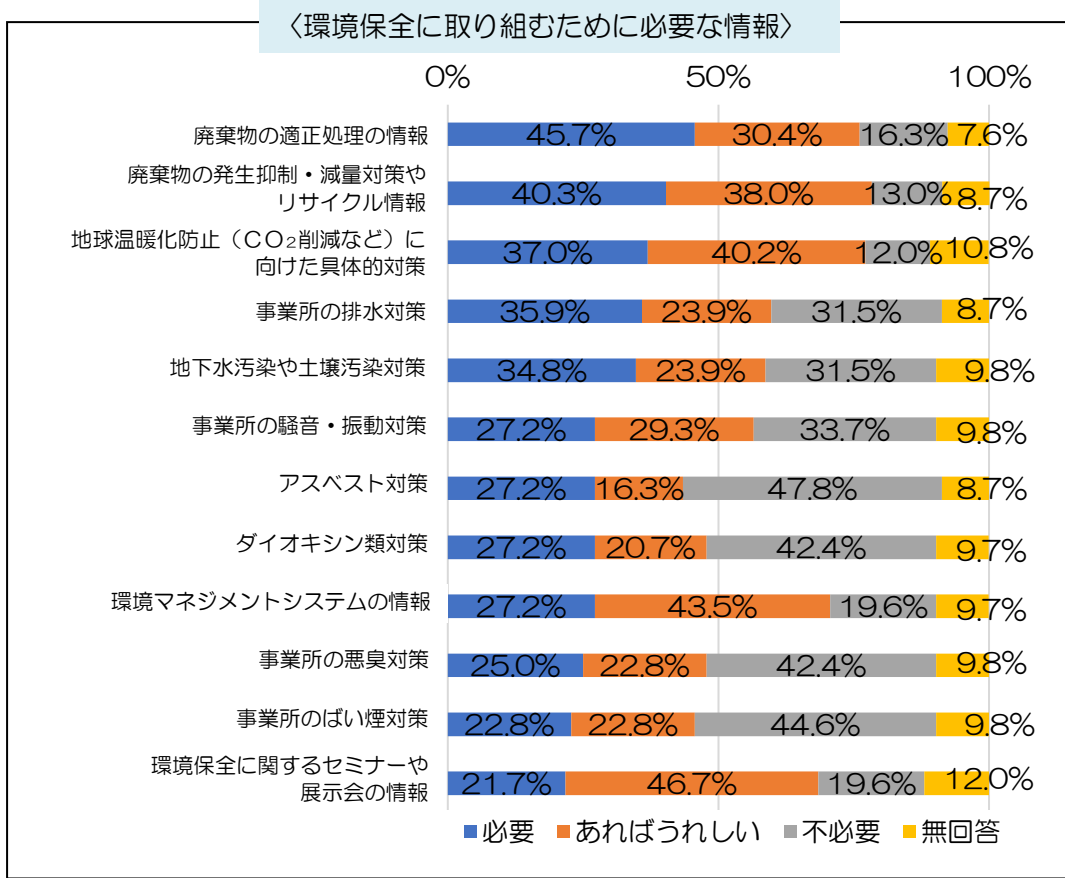
〈環境問題への関心度及び環境問題への取組の実施状況〉

回答者の業種は、23.9%が農業・漁業、次いで小売業が17.4%、その他サービス業が16.3%、建設業、その他製造業などに分類されました。半数以上の事業所が、創業年数30年以上で、従業員が1～4人の事業所が53%でした。4%の事業所が「環境関連の担当部署の設置」を、20%の事業所が「担当部署はないが担当者を設置している」、73%の事業所については「設置していない」と回答しました。しかしながら、環境問題について取り組んでいると回答した事業所は55%となっています。

このような環境問題に取り組んだ動機として、「事業所としての社会的責任を果たすため」といった回答が53.3%もあり、事業活動による環境への影響など、環境に対する意識の高さが伺えました。

(2) 環境の課題と対策





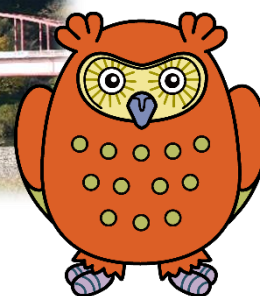
(3) 環境保全への参加意識

〈環境保全への取組の実施状況〉

実施率が高い取組（50%以上）		(%)
1	廃棄物等の適正分別及び適正処理	72.8
2	照明や冷暖房、OA 機器などの節電	71.7
3	事業所で使用する水道水や地下水の節約（節水）	59.8
4	産業廃棄物の減量化（発生抑制、リサイクル）	58.7
5	公共下水道への接続や浄化槽の設置	57.6
6	製品又は包装の回収リサイクル（家電、空き缶、空きビン、トレイなど）	50.0
今後実施が期待できる取組（30%以上）		(%)
1	マイカー通勤の自粛や低公害車導入、アイドリングストップ等、車両使用時の環境負荷低減	50.0
2	エコマーク商品など、環境に配慮した物品の購入	43.5
3	省エネ機器の導入	42.4
4	従業員等に対する環境教育	38.0
5	環境負荷の少ない容器等の利用（リターナルビン等）	37.0
6	地域環境保全活動への支援・参加（清掃・緑化・リサイクル等）	34.8
7	取引先への環境配慮の働きかけ	32.6

第3章 計画の目標と施策体系

この章では、本計画の目標である環境将来像と4つの分野の基本目標を示すとともに、環境施策の方向及び内容を体系化し、計画全体の概要を示しました。



1 本町の望ましい環境将来像

「城里町環境基本条例」に掲げた基本理念の実現に向けた最も基本的な目標を、本町の望ましい環境将来像として次のように定めます。

環境にやさしく、 豊かな自然と共生するまち

本町は、町全体の61%が森林や山林に囲まれた豊かな自然を有しています。先人たちは、この豊かな自然と共生し、知恵を絞り、苦勞を重ね、様々な産業や文化を育み、私たちに引き継いでくれました。

私たちに、この豊かな自然を保全・創造し、将来の世代に引き継いでいく責任があります。そのために、互いに協力し合い、学び合い、自ら参加して豊かな自然を未来へつなぐ、住みよい環境づくりを推進していきます。



2 基本目標

2.1 自然環境の保全

「自然環境・自然資源を積極的に保全しよう」

本町の自然環境は、私たちの生産活動や文化活動を支えるだけでなく、生物多様性を育み、大気や水質を浄化し、私たちに憩いの場を提供してくれるなど、豊かな恵みを生み出しています。将来にわたってこの恵みを享受できるように、自然環境の保全と活用を進め、『自然環境・自然資源を積極的に保全』するまちを目指します。

2.2 生活環境の保全

「河川の浄化や公害対策など環境の保全に努めよう」

私たちの身近にある、大気汚染や水質汚濁、不法投棄などの問題は、快適な生活環境や豊かな自然環境に悪影響を及ぼしています。きれいな空気や水、清潔で美しいまち並みを維持し、化学物質などからの安全性を確保するために、毎日の暮らしや事業活動から生活環境の保全を進め、『河川の浄化や公害対策など環境の保全』に努めるまちを目指します。

2.3 脱炭素社会の形成

「快適で衛生的なまちづくりを目指そう」

地球環境問題の多くは、私たちが快適で便利な生活を手に入れるために、環境に多大な負荷を与えてきたことが原因です。持続可能な社会を構築するために、地球温暖化対策や3Rを積極的に進め、『快適で衛生的なまちづくり』を目指します。

2.4 環境保全活動の推進

「地域資源として、自然環境に対する意識を高めよう」

今日の環境問題は、事業活動による公害問題に加え、私たちの日常生活に起因するものが多くあり、私たち一人ひとりが環境へ配慮した行動をしていくことが求められています。環境の保全と創造に積極的に取り組むために、環境について学び、正しい知識のもとに環境保全活動を進め、『地域資源として、自然環境に対する意識』の向上を目指します。

3 環境施策の体系

環境将来像

基本目標

環境施策の方向

環境にやさしく、豊かな自然と共生するまち

自然環境の保全

自然環境・自然資源を積極的に保全しよう

施策1 自然環境の保全

施策2 自然と調和した環境の整備

施策3 河川と水辺の整備

生活環境の保全

河川の浄化や公害対策など環境の保全に努めよう

施策1 公害防止対策の充実

施策2 不法投棄等の監視体制の充実

施策3 環境美化クリーン作戦の推進

脱炭素社会の形成

快適で衛生的なまちづくりを目指そう

施策1 ごみの減量化・再資源化の促進

施策2 ごみ・し尿の適正処理の充実

施策3 地球環境保全・温暖化対策の推進

施策4 新エネルギーの普及促進

環境保全活動の推進

地域資源として、自然環境に対する意識を高めよう

施策1 住民の環境保全意識の醸成

環境施策の内容

- ◆環境ボランティアや自然環境保全活動団体などの育成・支援
- ◆歴史的・文化的環境の保全
- ◆生物の生息環境の共有・保全
- ◆山林・農地の保全・活用に関する町民検討組織づくり
- ◆インターネット等を活用した自然環境情報の発信
- ◆親水性の高い自然護岸の整備
- ◆水害に強い河川整備
- ◆公害防止に向けた事業所への啓発
- ◆公害監視体制の強化
- ◆河川の水質汚濁防止に関する啓発
- ◆不法投棄等の防止に関する啓発
- ◆不法投棄等監視体制の強化
- ◆環境パトロールの実施
- ◆環境美化クリーン作戦活動の推進
(空き缶、空き瓶、ポスター看板等の回収、清掃、撤去)
- ◆分別収集・リサイクル促進に向けた啓発
- ◆家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法の啓発
- ◆小型家電リサイクル回収ボックスの設置
- ◆ごみ・し尿処理施設の適正な維持・管理と効率的な運営
- ◆環境基本計画の策定
- ◆地球温暖化対策実行計画の推進
- ◆新エネルギーの利活用の促進
- ◆自然学習・環境学習・環境教育の推進
- ◆環境保全に関する指導者の育成
- ◆環境美化活動の推進

リーディングプロジェクト

～計画全体を先導していく施策～

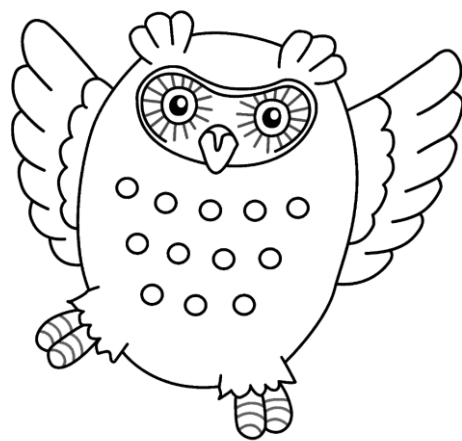
- 1.2 「生物多様性
～里山保全～」プロジェクト
- 2.2 「生活環境チェック」プロジェクト
- 3.2 「気候変動対策！
～ごみ減 CO₂減～」プロジェクト
- 4.2 「学ぼう！城里環境学習」プロジェクト

アクション

- 生物多様性地域戦略
- 気候変動適応計画
- 地域循環共生圏登録
- ゼロカーボンシティ構築



城里町マスコットキャラクター
ホルル



第4章 環境施策と リーディングプロジェクト

～リーディングプロジェクト～

- 1.2 「生物多様性～里山保全～」プロジェクト
- 2.2 「生活環境チェック」プロジェクト
- 3.2 「気候変動対策！～ごみ減 CO₂減～」プロジェクト
- 4.2 「学ぼう！城里環境学習」プロジェクト



この章では、本計画を推進していく中で、4つの環境分野を構成する環境要素について、第2章でまとめた現状と課題、第3章で示した目標、環境施策の方向を基に、環境施策と町・町民・事業者（認定農業者含む）の取組について示し、全体を先導していく施策も示しています。また、全体の取組を促進する施策（リーディング・プロジェクト）として位置づけ推進していくものです。プロジェクトの設定は、町民の声（環境意識調査結果）を重視し、取り組みやすい内容を組み込みました。

自然環境
の保全

生活環境
の保全

脱炭素社会
の形成

環境保全活動
の推進

1 自然環境の保全

～自然環境・自然資源を積極的に保全しよう～

1.1 環境施策の方向

施策1 自然環境の保全

町民の声※

- 行政、地域が一体となり、森林の手入れをし、きれいに整備したい。
- 里山の維持に努め、自然を破壊しないようにしたい。
- 野鳥、昆虫、野生生物の生息域の保全、環境美化に努め、地球環境を守る。
- 環境整備については次の世代の担い手を増やしたほうがいい。
- 遺跡の保存など、みんなで協力して伝統を守りたい。

課題

- 豊かな自然に育まれた生物多様性の確保並びに貴重種の保全。
- 山、里山、農地も含めた自然を守る。
- 郷土の歴史、文化を継承していくため、施設や周辺の環境を守る。

施策2 自然と調和した環境の整備

町民の声

- ホタルの棲む里山の水田など、今の自然を保護してほしい。
- 休耕地を有効活用したほうがいい。
- ホーリーホックのように使用しない施設を利用してくれるのはうれしい。
- ホームページや広報紙で情報を知ることができれば、意識が向上すると思う。

課題

- 生物多様性の保全のため、動植物の生息・生育状況を把握。
- 多面的機能を有する水辺や里山、農地の適正な整備。
- 間伐材の有効利用や耕作放棄地の解消、環境保全型農業の推進。
- 町及び町民主体で検討を行う組織的な人づくり。

※町民の声については、アンケートによる町民からの意見をそのまま掲載しております。





施策3 河川と水辺の整備

町民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅周辺の川が 30 年前に比べかなり痩せ細ってしまい悲しい。 ・ 台風などにより河川の川底が浅くなっていて、大雨による災害が心配。 ・ 地球温暖化によると思われる災害が近年多く発生し、特に水害が心配。 ・ 整備されていない河川が近いので大雨による災害が心配。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川や湖沼の水生植物を増やし、自然浄化機能の向上を強化。 ・ 水辺を地域観光資源として生かせる護岸整備。 ・ 水辺地における動植物の生息・生育に配慮した整備や維持管理。

■ 各推進主体の取組 ■

自然環境の保全

町の取組	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山林、河川など自然環境・資源の保全を図り、自然環境保全活動団体や環境ボランティアの育成・支援及び登録、進捗を管理し、連携・協力の見える化を目指します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的・文化的環境及び動植物の調査・保全を目指します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性を保全するために、動植物の生息・生育状況について、町民、町民団体や県などから情報を共有し保全を目指します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山林など、自然の生態系と調和について利活用を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全対策についての取組をわかりやすく伝え、自然と調和した環境を本町の魅力資源としてホームページでの情報提供や啓発活動などを発信します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川など水辺における動植物の生息・生育環境づくり及び河川の自然護岸保護のため、水生植物の維持管理活動を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動の適応策を踏まえ、生息・生育空間に配慮した河床・護岸整備を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性地域戦略及び各種取組を反映した自然環境の保全・維持を目指します。

自然環境
の保全

生活環境
の保全

脱炭素社会
の形成

環境保全活動
の推進

町民の取組

- 環境ボランティアや自然環境保全活動団体の活動に参加・協力します。
- 歴史的・文化的環境及び動植物の調査・保全に参加・協力します。
- 自然環境を保全するために、町内で確認された動植物の生息・生育状況、指定文化財周辺の環境及び動植物について、町への情報提供を心がけます。
- 森林整備など所有する森林について、適正な保全・管理を目指します。
- 県や町などが発信する動植物などの情報に注意を払い、身近な自然に配慮します。
- 河川など水辺における動植物の生息・生育環境づくり及び河川の自然護岸保護のため、水生植物の維持管理、清掃活動に参加・協力します。
- 気候変動の適応策として、耕作放棄地や休耕地の有効活用を心がけます。

事業者の取組

- 環境ボランティアや自然環境保全活動団体の活動に協力します。
- 歴史的・文化的環境及び動植物の調査・保全に参加・協力します。
- 森林の伐採を伴う事業を行う際は、関係法令に基づき緑の保護と緑化対策を心がけます。
- 森林整備など所有する森林について、適正な保全・管理を心がけます。
- 県や町などが発信する動植物などの情報に注意を払い、身近な自然に配慮します。
- 河川など水辺における動植物の生息・生育環境づくり及び河川の自然護岸保護のため、水生植物の維持管理、清掃活動に参加・協力します。
- 気候変動の適応策を各種導入した事業の運営を心がけます。



自然環境 の保全	生活環境 の保全
脱炭素社会 の形成	環境保全活動 の推進

1.2 リーディングプロジェクト

「生物多様性～里山保全～」プロジェクト ～生物多様性地域戦略～



本町には多くの河川、山林、里山が存在します。レッドデータブックなどで絶滅を危惧されている動植物も多数生息していて、貴重な動植物に関する情報の周知や生息地の保全が必要です。

また、ポイ捨てなど、ごみの散乱のないきれいなまちづくりを目指すため、森林や水辺のこまめな清掃活動を進めるとともに、ポイ捨てされるごみを減らしていくことが必要です。町民が改めて多様な動植物の生息する自然を意識し、一丸となって環境の保全に努める良い契機と考えられます。

このことから、城里町は生物多様性地域戦略に取り組んでいきます。

○ プロジェクトの概要

- ・里山などにおける自然環境及び水辺の貴重な動植物の生育・生息環境の保全（動植物の調査、貴重種の案内板の設置、生息地の保全など）
- ・河川や護岸の清掃活動の促進、広域的な清掃活動、観光地などでのポイ捨て対策、クリーン作戦（清掃活動、ごみ箱設置、観光地の美化活動など）の推進

<生物多様性地域戦略>



【出典：環境省生物多様性広報パネル】

「生物多様性基本法（平成 20 年6月）」では、自治体は、生物多様性地域戦略計画を定めるよう努めなければならない。とされています。地域における行政、事業者、民間団体、地域住民などによる様々な取組を地域の特性に応じて地域戦略を策定することが不可欠です。

自然豊かな城里町でも、生物多様性地域戦略に取り組んでいきます。

生物多様性について

コ ラ ム

地球上には、動植物や微生物など 3,000 万種を超えるといわれる多種多様な生物が、海洋や湖沼、森林など様々な環境で生息しています。生物多様性には、3つのレベルがあります。生物多様性は、持続可能な社会づくりに不可欠であり、現在の生物多様性の恵みを劣化させず、遺伝資源をはじめとする将来的な利用価値を失わないために、その保全と利用について、適切な対応を行う必要があります。本町にも、様々な生きものが生息しており、豊かな生態系を構築していますが、生物の生息地の開発、気候変動などによる生態系への影響が懸念されます。

＜生物多様性の3つのレベル＞

生態系の多様性	森林、里地里山、河川、湿原、干潟などその場所の気候や地形によっていろいろなタイプの自然が存在しています。
種の多様性	動植物から細菌などの微生物にいたるまで、様々な生きものがそれぞれの生態系を構成し、その機能を維持しています。
種内の多様性 (遺伝子の多様性)	同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。

＜生物多様性の恵み（生態系サービス）＞

基盤サービス	酸素の供給、水や栄養塩の循環、気温・湿度の調節、豊かな土壌、光合成による有機物の生産 など
供給サービス	資源や原材料（例：食べ物（魚、肉、果物、きのこ他）、医薬品、バイオミミクリー（生物模倣）、木材、品種改良 など）
文化的サービス	地域性豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統、自然景観の保全、科学や教育に関する知識 など
調整サービス	山地災害・土壌流出の軽減、暴風や洪水による被害の緩和（局所災害の緩和）、排水・干ばつ防止（水量調整）

＜生態系の危機＞

第1の危機	開発行為などによる環境の変化
第2の危機	自然に対する働きかけの減少
第3の危機	人間により持ちこまれたものによる危機
第4の危機	地球環境の変化による危機

地域固有の生物を保全していくためには、核となる十分な規模の保護地域の保全とともに、生息空間のつながりや適正な配置を確保していく生態系ネットワークの形成が重要ですが、これらの事業は生態的ネットワークを形成していくうえでも有効な手段となります。それぞれの地域においても、このような取組を積極的に推進していくことが必要です。

【出典：茨城県ホームページより抜粋】



2 生活環境の保全

～河川の浄化や公害対策など環境の保全に努めよう～

2.1 環境施策の方向

施策1 公害防止対策の充実

町民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染をなくしてほしい。 ・ 野焼きで煙とにおいがとてもひどい。 ・ 大気汚染や有害物質など、汚染物質を出さないでほしい。 ・ 環境に優しい企業を増やしてほしい。 ・ 生活排水などを流さず、鮎などの魚が棲める水源の維持と管理をしてほしい。 ・ 那珂川の水質汚染が気になる。(昔はもっとキレイだった。)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境の保全のため、大気、水質、地下水、土壌など測定・監視を継続。 ・ 生活排水や事業活動からの排水による公共用水域への負荷軽減。 ・ 公共用水域の水質調査の継続及び結果の公表と情報提供。 ・ 河川等の水質汚濁、土壌汚染、大気汚染(排出ガスを伴う事業活動)を防止するため関係法令に基づく指導。 ・ 野焼き相談窓口などの有効利用を図る施策を生み出す。野焼き相談窓口を設けるなどの防止対策。

施策2 不法投棄等の監視体制の充実

町民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみのポイ捨て防止の為、看板などを立てた方が良い。 ・ ごみの不法投棄をなくすために呼びかけを強化してほしい。 ・ 川の周辺にごみを捨てている人がいるので、パトロールを強化してほしい。 ・ 茂みなどに不法投棄が目立つので、看板だけでなく、防犯カメラをつけて対策をとり、自然や動物を守ってほしい。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の適正な排出を指導し、不法投棄の監視を強化。 ・ 不法投棄を防止するため、廃棄物の適正処理について意識啓発の促進。 ・ 環境美化活動を推進し、ごみを捨てられない環境づくりが必要。



施策3 環境美化クリーン作戦の推進

町の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場など、利用者にモラルとマナー向上を呼びかけ、ごみの持ち帰りの周知徹底に努めてほしい。 ・町での環境美化運動などを強化したほうがいい。(クリーン作戦など積極的な参加) ・資源回収(ペットボトル、古紙等)の自治会ごとのランクを広報紙に載せたり、美化活動団体、自治会など活動に優れた団体の表彰をしたほうがいい。 ・住民の意識改革が必要。環境美化デーには自治会に入っていない家庭にも町内の広報(放送や呼びかけ)でも周知すべき。中学生からの教育も大切。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町民、そして観光地の滞在者一人ひとりの環境美化意識の向上。 ・町内で行われている環境美化活動を協働で取り組む。 ・きれいな町を目指して、ごみの適正処理について意識啓発の促進。

■ 各推進主体の取組 ■

生活環境の保全

町の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」「騒音・振動規制法」「悪臭防止法」「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、これらに関わる公害発生を未然に防止するための規制・指導に努め、有害化学物質等の適切な情報の収集・提供及び指導の徹底を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の水質汚濁状況の把握・啓発により、町民の浄化意識の高揚に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・公園、観光地など利用者へのごみの持ち帰りなど、ポイ捨てや不法投棄などの防止、家庭ごみの自家焼却(野焼き)禁止など一層の啓発の推進、監視の強化を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て・不法投棄などの問題について、不法投棄防止看板の設置、広報紙やホームページを活用し、環境マナーやモラルの向上を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアU.D.(不法投棄)監視員や警察など関係機関と連携して監視体制の強化を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等について、監視カメラ設置など徹底した監視体制の強化を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化意識の高揚と環境美化クリーン作戦などの活動を継続的に推進します。



町民の取組

- 公共用水域の水質汚濁状況を把握し、浄化意識の向上に努めます。
- 浄化槽は適正に管理し、悪臭が発生しないよう配慮します。
- 公園や観光地などで発生したごみは持ち帰り、悪臭の原因となる家庭ごみの自家焼却（野焼き）は行わないよう心がけます。
- 町の広報紙やホームページによる情報提供で、家庭でできる具体的な対策について知識の向上に努めます。
- 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙などの啓発活動に関心を持ち、ポイ捨てなど、環境マナーやモラルの向上に努めます。
- 自主的及び地域で行われる清掃活動などの、環境美化活動に参加します。
- 環境美化の意識向上と、町で行う環境美化クリーン作戦活動に積極的に参加します。

事業者の取組

- 大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害発生を未然に防止するための規制・指導に従い、有害化学物質などの適切な指導を受け公害防止の徹底を目指します。
- 工場、事業場からの排水について、「水質汚濁防止法」などの関係法令に基づく公害防止対策の徹底を目指します。
- 悪臭防止法など関係法令を遵守し、悪臭防止に努めます。
- 町の広報紙やホームページによる情報提供で、具体的な対策について周知を図ります。
- 廃棄物の適正処理に努めます。
- 事業所周辺及び地域の環境美化意識の向上に努め、町で行う環境美化クリーン作戦活動に積極的に協力します。



河川調査



大気環境測定車



2.2 リーディングプロジェクト 「生活環境チェック」プロジェクト ～暮らしの環境保全～

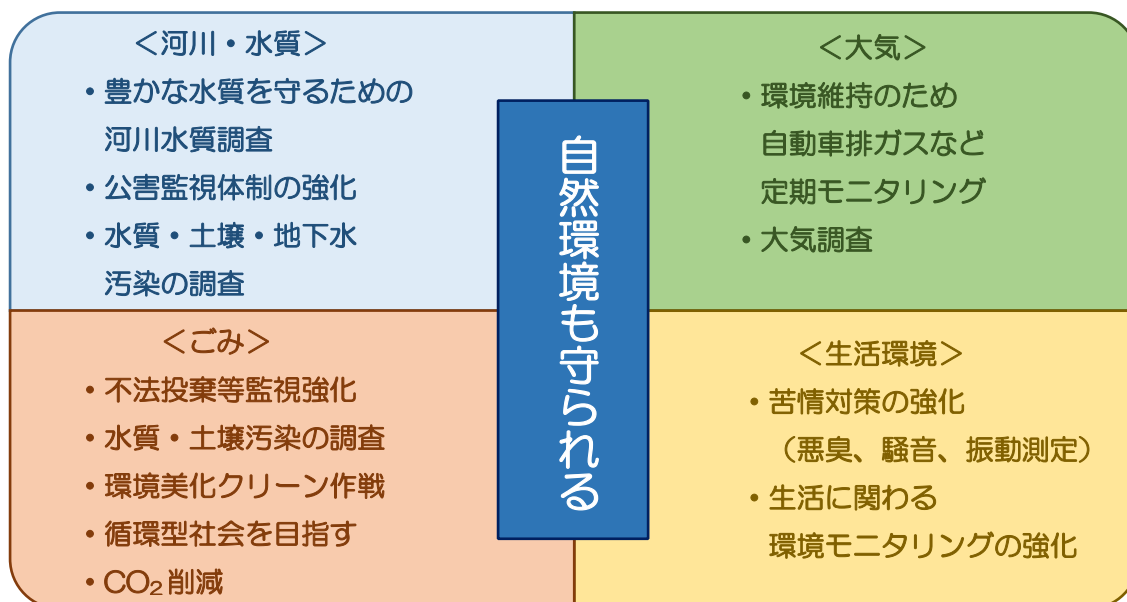


町民からは、不法投棄やごみのポイ捨ての多さ、そして看板設置など防止対策についての意見が寄せられています。花いっぱい運動やクリーン作戦など、ごみを捨てさせない環境づくりも大切です。

本町では、2020年7月にゼロカーボンシティ宣言をし、CO₂の排出量を実質ゼロにするという取組を掲げ、その吸収源としての里山の保全、ごみの分別収集を見直してごみの減量化を図り、そして、身近にできるCO₂排出量実質ゼロの周知など住民参加型のCO₂排出抑制を目指すこととしています。そのためには、まずCO₂の吸収源となる豊かな森林や里山を守るため、ごみの不法投棄等を減らし、河川などの水質汚染、不法投棄等による土壌汚染、生活に密着した大気汚染などの生活環境に関わる問題を解決していく必要があります。

○ プロジェクトの概要

- ・ポイ捨て、不法投棄防止に関する啓発の強化など
- ・不法投棄等監視体制の強化（監視の徹底、監視カメラの設置、再発防止看板の設置など）
- ・ボランティアU.D.（不法投棄）監視員や警察等関係機関と連携して監視体制を強化
- ・環境美化クリーン作戦活動の推進
（町の清掃活動、観光地の美化活動、缶、瓶、ポスター看板等の回収、清掃、撤去）
- ・公害監視体制の強化及び河川の水質汚濁防止に関する啓発など
- ・水質・土壌・地下水調査、大気環境・悪臭・騒音・振動測定の実施など



●環境美化クリーン作戦

毎年、春と秋の年2回、一斉に本町の環境美化活動を行っております。ホームページや広報紙に開催日時を周知し、町民の皆様のご協力のもと今後も継続して「環境美化クリーン作戦」を行います。



●不法投棄等について監視体制の強化

ポイ捨て、不法投棄防止に関する啓発や、不法投棄等監視体制の強化（監視の徹底、監視カメラの設置、再発防止看板の設置など）を行います。関係各所と連携して更に監視体制の強化を図ります。



●水質・土壌・地下水調査、大気環境・悪臭・騒音・振動測定の実施

水質調査や大気測定など、今後も継続して調査測定を行ってまいります。土壌調査や悪臭、騒音・振動についても、苦情や相談により測定を実施いたします。



生物多様性の保全（魚類調査）



大気環境調査



3 脱炭素社会の形成

～快適で衛生的なまちづくりを目指そう～

3.1 環境施策の方向

施策1 ごみの減量化・再資源化の促進

町民の声

- ・食物残渣の肥料化やリサイクル化の推進をしたほうがいい。
- ・古紙やダンボール、古布などもごみ収集所でリサイクルごみとして出せれば便利。
- ・ペットボトルや、紙類などもごみステーションに置ける様にして欲しい。
- ・プラスチックの再利用や発泡スチロールの分別収集など、ごみの分別をもっと細かくし、資源の再利用をしてもいいと思う。
- ・町としてもリサイクルに積極的に取り組むべき。環境保全団体と前向きに連携して取り組んでほしい。

課題

- ・循環型社会の形成に向けて、ごみの排出量の抑制や分別の徹底。
- ・廃棄物の適正処理の推進。
- ・廃プラスチックなどの適正処理の推進。

施策2 ごみ・し尿の適正処理の充実

町民の声

- ・ごみの適切な処分、生活排水の適切な処理をしたほうがいい。
- ・下水道の接続が未加入の家をなくすこと。下水道の整備を早急にしてほしい。
- ・廃棄物が安定的に処理できることを希望します。
- ・産業廃棄物などの処理方法がよくわからない。農薬の処理が難しい。

課題

- ・公共下水道及び農業集落排水処理区域内における接続、その他の区域における浄化槽の整備を推進。
- ・バイオマス資源の有効活用。
- ・町民や事業者に、廃棄物の適正処理についてさらなる啓発。

施策3 地球環境保全・温暖化対策の推進

町民の声

- 城里町で目標を立てて町民に発表。
- 家庭内で光熱費の削減と一緒に使用時の大気汚染物の排出を減らしたほうがいい。(LED 電球、グリーンカーテンなど)
- 過剰包装を考えるべき。
- 地産地消を続けていきたい。
- 二酸化炭素などの排出ガスを出さないように。
- もっと自然を増やしてほしい。自然があると動物や植物が増え、二酸化炭素を吸収して空気がきれいになる。
- 一人ひとりが節電、節水などに取り組むことが大切。

課題

- 町民一人ひとりが地球温暖化についての認識を深め、その抑制のための取組ができるよう、さらなる情報提供。
- 温室効果ガスの排出量の削減を目的とした緩和策に加え、地球温暖化による影響に備えた新たな適応策。
- 地球温暖化対策の啓発活動を実施する茨城県地球温暖化防止活動推進員の増員と活動支援。

施策4 新エネルギーの普及促進

町民の声

- 再生可能エネルギーの普及による化石燃料使用削減に努め、CO₂ を削減してはどうか。
- 太陽光エネルギーを推進するにあたっての森林伐採は本末転倒と考える。火力水力原子力再生可能エネルギーをバランスよく組み合わせ、地球に優しい発電をしてほしい。

課題

- 地球にやさしいエネルギー利用を進めるため、化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの普及促進。
- 電気自動車や燃料電池自動車の普及促進に向けて、エネルギー供給のインフラ整備。



脱炭素社会の形成

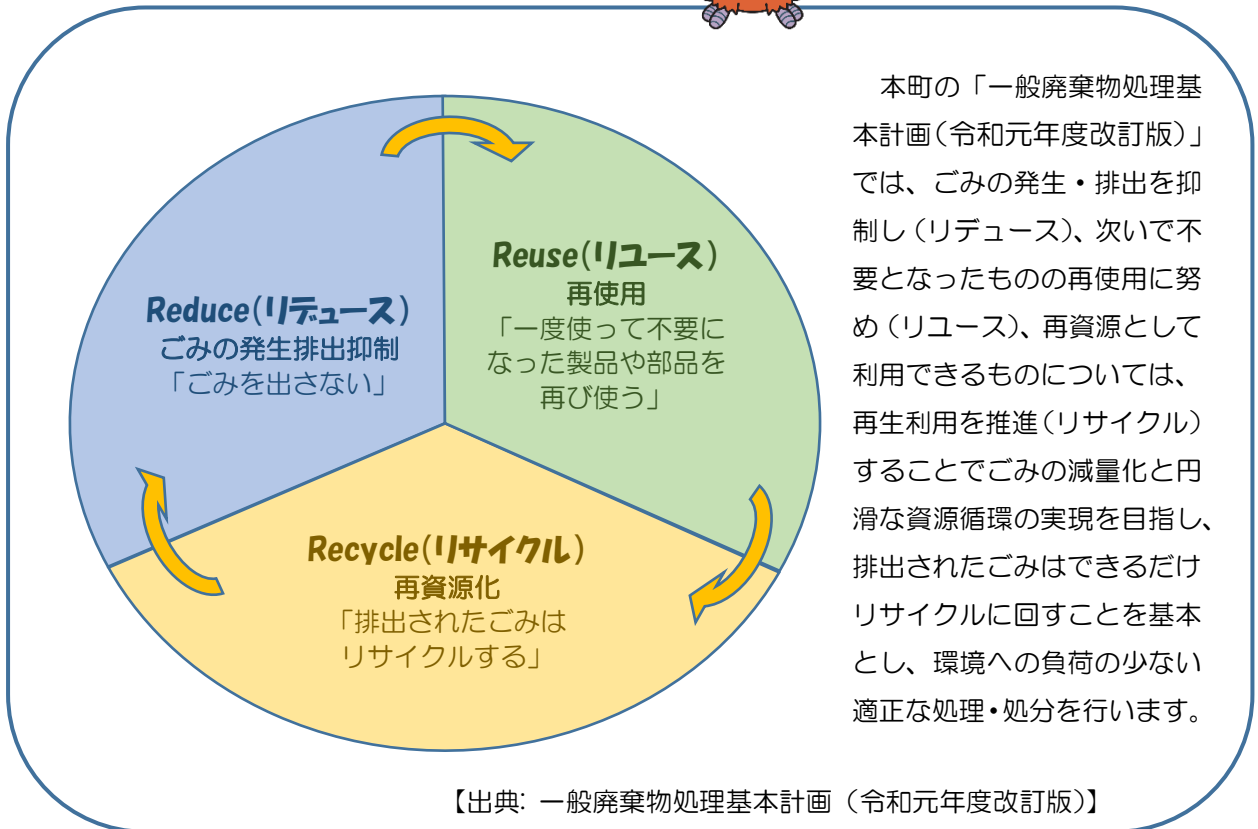
■ 各推進主体の取組 ■

町の取組
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化に起因するとされる大型台風やゲリラ豪雨の襲来及び高温・干ばつなどの迫りくる気候変動に対応するため、ゼロカーボンシティの形成に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ごみの出し方やリサイクル回収実施店の紹介など、町民・事業者への啓発に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 町民や事業者に対する環境意識の一層の啓発に努め、町ぐるみでごみの減量化、再資源化を促進し、町民や事業者に対する環境意識の一層の啓発に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> リサイクルボックスの設置など、リサイクル回収の徹底を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道及び農業集落排水処理区域内における接続、その他区域内における合併浄化槽の整備・普及の促進を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画や地球温暖化対策実行計画を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス総排出量の削減に向けて、ごみの分別収集体制を見直し、ごみの減量化及びリサイクルを推進します。
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策に向けて、イベントなどにおける過剰包装を控えるなど廃棄物の抑制、分別、再資源化などの環境に配慮した対策を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギーの利活用の促進に努めます。

町民の取組
<ul style="list-style-type: none"> 町で紹介している分別ごみの出し方について学習し、正しい処理を心がけます。
<ul style="list-style-type: none"> 資源の有効な利用やごみの減量化をするため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に努めるなど、燃えるごみ、資源ごみの分別に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> 使用済みの家電・小型家電の廃棄は協定業者に、買い替えは販売店に、リサイクルを依頼し、使用済小型家電は、リサイクルボックスの利用を心がけます。
<ul style="list-style-type: none"> リサイクルボックスの設置などのリサイクル回収に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道及び農業集落排水処理区域内では速やかに接続し、その他区域内では合併浄化槽を設置し、適正な維持管理（法定検査や清掃など）を心がけます。
<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス総排出量の削減に向けて、ごみの分別収集体制を見直し、ごみの減量化、リサイクル、省エネ行動などの取組に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> CO₂の吸収源となる、家庭でのグリーンカーテンなど温暖化対策に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 「城里町地球温暖化対策実行計画」を確認し、温暖化防止対策に協力します。
<ul style="list-style-type: none"> 策定された「城里町環境基本計画」を確認し、環境保全活動に参加・協力します。
<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギーの利活用の促進に協力します。

自然環境 の保全	生活環境 の保全
脱炭素社会 の形成	環境保全活動 の推進

事業者の取組	
• 資源の有効な利用やごみの減量化をするため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に努めるなど、燃えるごみ、資源ごみの分別に協力します。	
• 事業系廃棄物の減量化と分別を徹底し、リサイクルの推進を目指します。	
• 公共下水道区域内では速やかに接続し、その他区域内では合併浄化槽を設置するとともに、適正な維持を目指します。	
• 限りある資源を有効活用することに努めます。	
• 業務用自動車を購入する際は、環境にやさしい車の導入を検討し、運転の際はエコドライブの取組に努めます。	
• 事業所におけるグリーンカーテンなど、CO ₂ 削減となる温暖化対策に努めます。	
• 温室効果ガス総排出量の削減に向けて、ごみの分別収集体制を見直し、ごみの減量化、リサイクル、省エネ行動などの取組に協力します。	
• 「城里町地球温暖化対策実行計画」を確認し、温暖化防止対策に協力します。	
• 策定された「城里町環境基本計画」を確認し、環境保全活動に参加・協力します。	



自然環境の保全	生活環境の保全
脱炭素社会の形成	環境保全活動の推進

3.2 リーディングプロジェクト

「気候変動対策！～ごみ減 CO₂ 減～」プロジェクト ～気候変動適応計画～

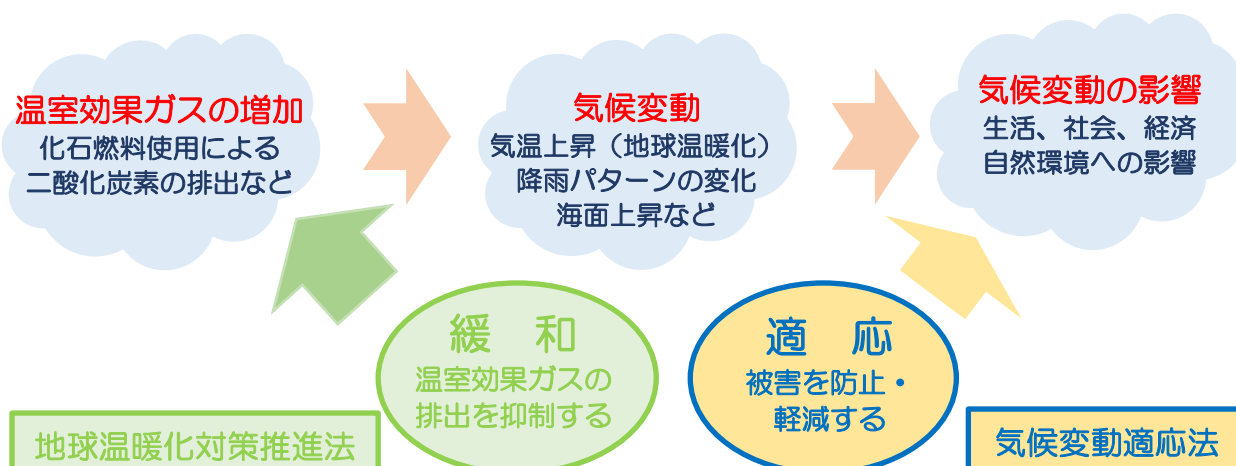
温室効果ガス排出量で増加が考えられるのは、家庭部門と業務部門（店舗・事務所など）です。一般的には、特に照明や家電製品の使用によるものが多く、省エネ型への買い替えや使用方法を見直すことで、削減効果を実感できる取組が期待されます。しかしながら、買い替えには費用がかかるなど、経済面での負担が大きくなります。



本町では、2023年までに分別収集を見直し、役場や店舗に資源回収ボックスを設置することなどでごみの減量化を図ります。地球温暖化対策の観点から身近にできる CO₂ 排出量実質ゼロを目指し、周知することで気候変動対策の適応と緩和のバランスを図ります。ごみの分別からはじめる地球温暖化対策の取組などを進め、住民参加型のカーボンニュートラルなまちづくりを目指します。

○ プロジェクトの概要

- ・ごみの分別収集体制の見直し、ごみ減量化、CO₂ 排出抑制、ごみの焼却量削減
- ・リサイクルボックスの設置（城里町役場本庁ほか、3か所に設置）
- ・気温上昇に対応する熱中症や病害虫、感染症対策
- ・大雨、台風の増水被害に対応した水害対策
- ・干ばつ被害を最小限に抑える貯水槽などの確保



緩和： 気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策

適応： 既に生じている、あるいは、将来予測される気候変動の影響による被害の防止・軽減対策

【出典：令和元年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（一部修正）】

自然環境 の保全	生活環境 の保全
脱炭素社会 の形成	環境保全活動 の推進

緩和とは？ 適応とは？



人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

気候変動適応法（2018年法律第50号）及び気候変動適応計画（2018年11月27日閣議決定）に基づき、各自治体は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を行う気候変動適応計画書の策定に努めること、とされています。

【出典：環境省気候変動適応計画から】

自然生態系		農林水産業	
現状・将来予測 希少な動植物絶滅の可能性 サング (白化現象)	考えられる適応策 森林のモニタリング、 野生動物の個体群管理 	現状・将来予測 品質低下 収量低下 コメ (白未熟粒) リンゴ (日焼け) その他にも様々な農産物に影響が現れています。	考えられる適応策 高温耐性品種への変更、 作付け時期の調整 品質低下防止のための日よけ設置
水環境・水資源		自然災害・沿岸域	
現状・将来予測 湯水 水質悪化 	考えられる適応策 節水・雨水利用などの工夫 ダム湖 水の循環装置などを使用した水質改善 	現状・将来予測 土砂災害 浸水被害 	考えられる適応策 ハザードマップ (洪水被害予測地図) の確認、 避難経路の確認 治水安全度向上のためのハード整備 雨水貯留槽など
健康			
現状・将来予測 熱中症 ヒトスジシマカが媒介するデング熱 		考えられる適応策 こまめな水分補給 エアコンの適切な使用 × 水たまりを作らない工夫 ヒトスジシマカへの注意 	

【出典：気候変動適応情報プラットフォーム】

今からできる気候変動対策（緩和策）の例 ～エコドライブ 10 のすすめ～

1. 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

2. ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

4. 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

5. エアコンの使用は適切に

車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。たとえば、車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房が必要なときでも、車内を冷やしすぎないようにしましょう。

6. ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際には、アイドリングはやめましょう（※1）。10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です（※2）。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。

8. タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう（※3）。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します（※4）。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリーナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

9. 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

※1：交差点で自らエンジンを止める手動アイドリングストップは、以下の点で安全性に問題があるため注意しましょう。

（自動アイドリングストップ機能搭載車は問題ありません。）

手動アイドリングストップ中に何度かブレーキを踏むとブレーキの効きが悪くなります。

慣れないと誤動作や発進遅れが生じます。またバッテリーなどの部品寿命の低下によりエンジンが再始動しない場合があります。

エアバッグなどの安全装置や方向指示器などが作動しないため、先頭車両付近や坂道での手動アイドリングストップは避けましょう。

※2：-20℃程度の極寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。

※3：タイヤの空気圧は1ヶ月で5%程度低下します。

※4：適正値より50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合。

【出典：環境省ホームページ「エコドライブ 10 のすすめ（全文）」より（令和2年1月27日報道発表資料）】



4 環境保全活動の推進

～地域資源として、自然環境に対する意識を高めよう～

4.1 環境施策の方向

施策1 住民の環境保全意識の醸成

町民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が高い意識を持って環境保全、保護活動に取り組めるよう、森林にすむ動植物の生態や役割について学ぶ場所を確保してほしい。 ・環境問題は低年齢からの教育が大事。 ・環境を守る方法が分からない人も多いので、具体的な対策を周知する事も必要。 ・地域ごとの環境活動に積極的に取り組んでいきたい。
------	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が環境について学ぶ機会を増やす。 ・各種イベントで環境学習会を企画し、参加しやすいスタイルを構築。 ・各学校で行われている環境教育にSDGsを盛り込む。 ・茨城県地球温暖化防止活動推進員が行う啓発活動支援と指導者の育成。 ・町、町民、団体、事業者が積極的に実践している環境活動を紹介する。
----	---

■ 各推進主体の取組 ■

環境保全活動の推進

町の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・参加しやすい環境学習のスタイルを検討し、産業祭の中での環境イベント実施を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・安全に水辺で楽しむことができる河川で環境学習会を年1回以上開催を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の見学会や学習会などを行い、下水道及び合併浄化槽などを利用することによる環境保全や発生源における水質保全対策についての学習を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策をはじめとする環境保全の普及・啓発を図り、子ども会など子どもが属する団体の活動を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校が行う環境教育にSDGsの導入を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県地球温暖化防止活動推進員などの指導者の育成を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動を推進します。



町民の取組
・ 自然観察会や体験学習などを取り入れた環境学習会に参加・協力します。
・ 子どもたちへの環境教育や、各学校で行われている環境教育の推進に協力します。
・ 茨城県地球温暖化防止活動推進員などの指導者育成の取組に協力します。
・ 環境保全団体や学校などが実施する清掃活動に積極的に参加・協力します。
・ 環境美化活動に参加・協力します。

事業者の取組
・ 地域の環境保全活動や自然観察会など環境教育に役立つ行事に協力します。
・ 自然観察会などの体験学習などを取り入れた環境学習会に協力します。
・ 事業所内での環境教育の充実に努めます。
・ SDGs の理念を事業反映に努めます。
・ 環境美化活動に参加・協力します。

コ ラ ム

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

人間活動が原因で生じる様々な問題に国際社会が協力して取り組むため、2015年9月の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、すべての国がともに取り組むべき目標で、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として2030年までの17の目標（ゴール）が設定されています。

SDGsの目標はそれぞれ関連しているため、一つの課題解決の行動により、複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境のみではなく、環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していくことが大切になります。



【出典：国際連合広報センターウェブサイト】

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、誰一人取り残さないことを目指し、様々な分野において達成すべき世界目標であり、その実現には、人と人とが力を合わせる必要があります。とても自分が関わることのできる話ではないような気がするかもしれませんが、日常生活で簡単に取り入れられる行動もあります。私たち一人ひとりが、一緒になって問題を解決の努力をして、みんなで実践すれば、世界は大きく変わります。

持続可能な開発目標（SDGs）17の目標（ゴール）		
<p>1 貧困をなくそう</p>  <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>  <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>国内および国家間の格差を是正する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>  <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>  <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>  <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>  <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> 

【出典：国際連合広報センターウェブサイト】

自然環境
の保全

生活環境
の保全

脱炭素社会
の形成

環境保全活動
の推進

4.2 リーディングプロジェクト 「学ぼう！城里環境学習」プロジェクト ～地域循環共生圏登録～

2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」(SDGs)といった持続可能な社会に向けた国際的な潮流や国内でも複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、「地域循環共生圏」を提唱しています。

本町でも、「持続可能な開発目標」(SDGs)達成に向けて、「地域循環共生圏」を構築する必要があり、そのための意思表示としてローカルSDGsの登録が必要です。



○ プロジェクトの概要

- ・環境学習・環境保全活動指導者の確保
(茨城県環境アドバイザー制度や地球温暖化防止活動推進員制度の活用、環境活動団体や環境学習会参加者からの指導者の推薦など)
- ・環境保全啓発標語の周知
(広報紙で月1回、環境に関するページを掲載、取組などを啓発する活動)
- ・水質保全活動や自然環境学習会など(SDGs含む)の実施(年1回以上)
- ・豊かな自然を守る環境イベントなどの実施(年1回以上)
- ・環境美化活動の推進及び参加グループの支援

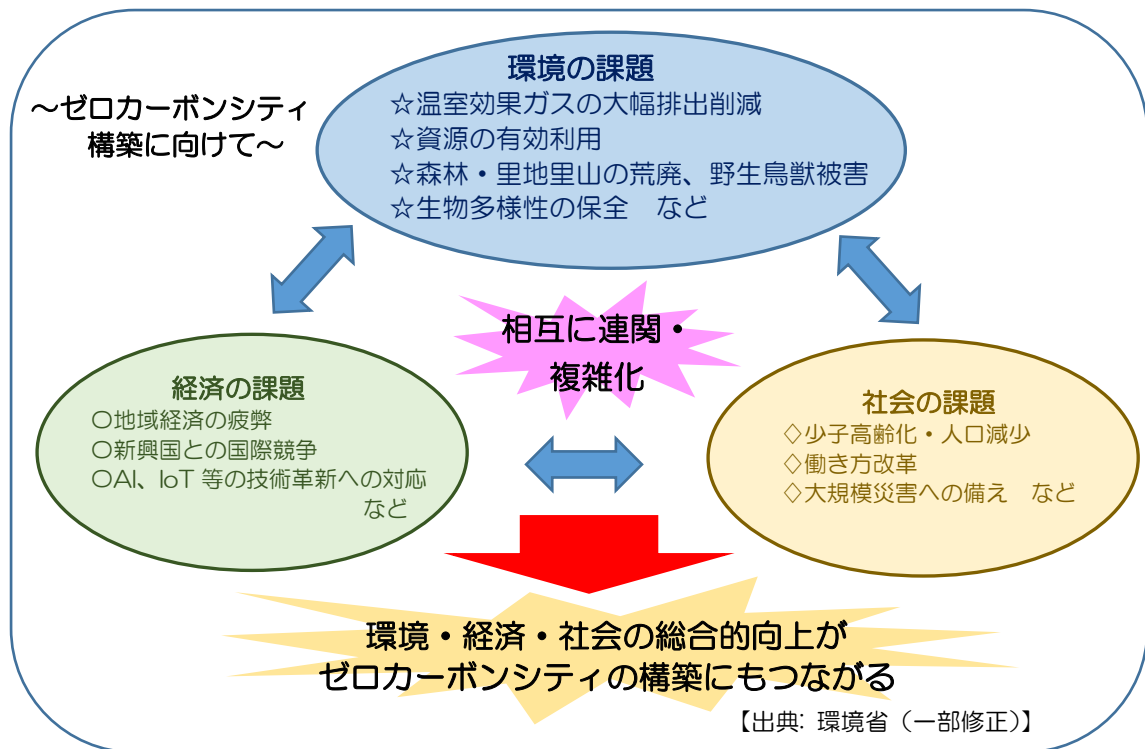
地域循環共生圏

○各地域がその特性を生かした強みを発揮
→地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
→地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



【出典: 令和2年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書】

自然環境 の保全	生活環境 の保全
脱炭素社会 の形成	環境保全活動 の推進



◆環境省ホームページより抜粋（令和2年6月26日報道発表資料）

地域循環共生圏登録制度の趣旨

ローカルSDGsの創造を目指す意欲ある企業等を対象とし、制度に登録した民間企業、協同組合、社団法人、財団法人、NPO、金融機関（以下、企業等）は、地域の構想づくりやローカルSDGs（地域循環共生圏）ビジネスの実現に向けた知見や技術の提供と、実践地域との交流、企業同士の学びあいやネットワークづくり、省庁との意見交換などに参加が可能となります。

地域と企業等の協業により目指すもの

- ・地域と企業等の協業により、地域資源を生かしたビジネスが創発される。
- ・地域の魅力や産品を、企業がビジネスとして活用することで、全国に広がる。
- ・企業のSDGs経営を支える地域との関係が生まれる。
（再エネ導入、働き方改革、サプライチェーンのリスク分散など）

地域循環共生圏に登録した際のメリット

- ①ローカルSDGsの実現に貢献できる。
- ②地域と一緒にローカルSDGsの構想を描き、結果としてその地域に裨益するローカルSDGsビジネスを創出できる。
- ③SDGs経営に取り組む事業者間のつながりができ、再生可能エネルギー調達、働き方改革、リスク分散などで連携する協業先が見つかる。
- ④SDGsやESG金融、関係省庁の取組や情報を得る機会がある。

＜環境指標と数値目標＞

「生物多様性～里山保全～」プロジェクト ～生物多様性地域戦略～			
環境指標	現状 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	計画目標 (2030年度)
汚水処理人口普及率	90.9%	92.4%	93.9%
★環境保全、水質汚濁の観点から、生活排水の水質浄化を目指す。			
河川水質環境基準達成率	100%	100%	100%
★良好な河川の水質を維持する。			
「生活環境チェック」プロジェクト ～暮らしの環境保全～			
環境指標	現状 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	計画目標 (2030年度)
基準超過事業所数 (水質・騒音振動・悪臭・排ガス)	0 現状は良好	0	0
★事業場から排出される水質・大気他について環境基準以下の徹底を目指す。			
町の環境モニタリング (水質・大気環境・悪臭・騒音・振動)	環境基準以下 規制基準以下	現状維持	現状維持
★定期的に行う水質検査、大気環境測定などで町の環境状態を把握し、モニタリングの継続・徹底を目指す。			
「気候変動対策～ごみ減 CO ₂ 減～」プロジェクト ～気候変動適応計画～			
環境指標	現状 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	計画目標 (2030年度)
分別収集体制の実用化	0	100%	100%
★ごみの分別収集の体制を見直し、実用化を図る。			
城里町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)におけるCO ₂ 削減	5,809 t-CO ₂ (2017年度)	4,936 t-CO ₂	4,063 t-CO ₂
★地球温暖化対策実行計画に基づき、CO ₂ 削減を目指す。			
「学ぼう！城里環境学習」プロジェクト ～地域循環共生圏登録～			
環境指標	現状 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	計画目標 (2030年度)
環境標語の掲載数(広報紙など)	—	年12回	年12回
★環境保全意識を高める内容や環境標語を掲載。町民へ周知・啓発を開始する。			

※数値として調査報告できるものを数値目標の表にしました。

第5章 計画の推進体制及び進行管理

この章では、計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくための方策を示しました。



1 計画の推進体制

(1) 城里町環境審議会

本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「城里町環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針等について答申を行います。

(2) 城里町 町民課

本計画の推進状況や環境を取り巻く状況の変化などに対応するため、城里町町民課が本計画の推進、調整及び進行管理をし、計画を推進するための情報収集や情報発信を行います。

(3) 町民・町民団体・事業者

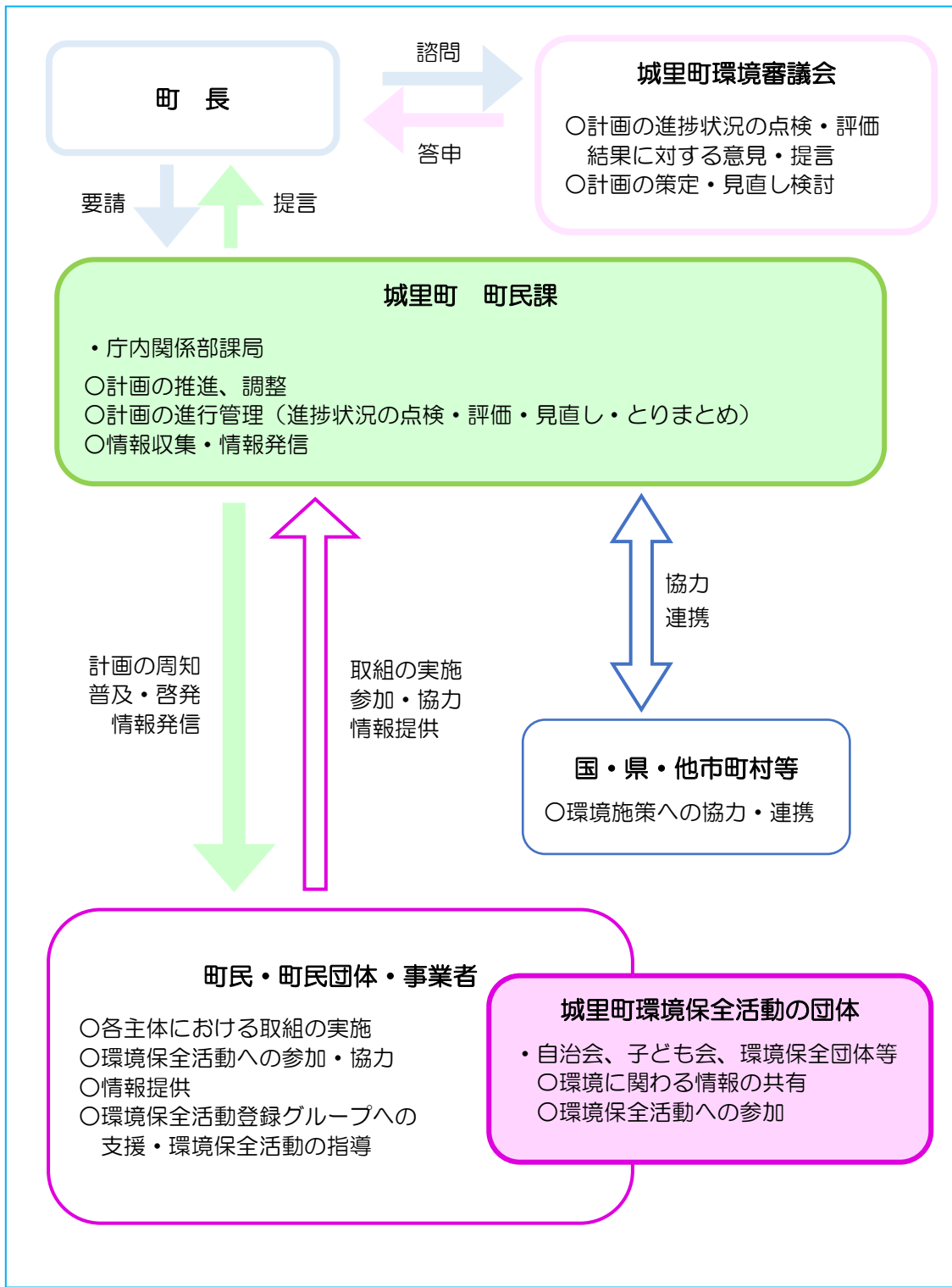
本計画を推進するために、町民及び事業者の取組を可能な範囲で実施します。

また、環境保全活動へ参加又は協力するとともに、環境に関わる情報提供に協力します。

(4) 国・県・他市町村等

本計画を推進する上で、広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県及び他市町村等と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取組を推進します。

◆ 計画の推進体制概念図



2 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

計画 (Plan)

- 町・町民・事業者等と協働で本計画を策定します。
- 計画を推進するなかで、必要に応じて計画を見直します。

実施 (Do)

- 町は、町民・事業者等へ計画を周知し、環境保全活動の普及・啓発を行います。
- 町・町民・事業者等は、それぞれの立場で計画に掲げる取組を実施します。また、環境保全活動へ参加・協力します。

点検・評価 (Check)

- 本計画の進捗状況などについて、進捗状況の評価結果に対して城里町環境審議会において意見等を収集します。

見直し (Action)

- 点検・評価結果等を踏まえ、必要に応じて計画の推進方針や施策内容の見直しを検討し、改善を図ります。

資料編

- 資料1 城里町環境基本条例
- 資料2 城里町環境基本計画策定の経過
- 資料3 城里町環境審議会委員名簿
- 資料4 用語解説

資料1 城里町環境基本条例

平成31年3月25日

条例第14号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境保全等に関する基本的施策（第7条—第17条）

第3章 城里町環境審議会（第18条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然に恵まれた本町の環境の保全及び向上（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに福祉の向上に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するものをいう。

（3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（環境の保全等に関する基本理念）

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の町民が健全で豊かな環境の恵みを楽しむと

もに、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。

3 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、町、町民、事業者及び滞在者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、町、町民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、環境の保全等に自ら積極的に取り組むとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

2 町民は、その日常生活において、良好な水質の保全、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量その他環境への負荷の低減に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する活動を積極的に推進し、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うときは、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の適正な処理を行うとともに、その発生の抑制等を進めることにより環境への負荷の低減に努めるものとする。

第2章 環境保全等に関する基本的施策

(基本施策)

第7条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境を良好な状態に保持することにより、町民の健康を保護し、安全な生活環境を確保すること。

(2) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境及び歴史的文化的な遺産を良好に

保全すること。

(3) 地球温暖化の防止，オゾン層の保護対策その他の地球環境の保全並びに資源及びエネルギーの有効利用を図ること。

(4) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進を図ること。

(5) 町民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため，環境の保全等に関する学習の機会の充実に努めること。

(環境基本計画)

第8条 町長は，環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，城里町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は，環境の保全等についての目標及び施策の方向を示すものとする。

3 町長は，環境基本計画を定めるに当たっては，町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに，第18条に規定する城里町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は，環境基本計画を策定したときは，速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は，環境基本計画の変更について準用する。

(公害の防止)

第9条 町は，町民の健康の保護及び生活環境の保全のため，公害の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 町は，公害の原因となる行為及び環境の保全上の支障を及ぼすおそれがある行為に対し，必要に応じ規制等の措置を講ずるものとする。

3 町は，公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めるものとする。

(自然環境の保全)

第10条 町は，森林，農地，水辺等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに，野生動植物の生息又は生育に配慮し，生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(良好な景観の形成等)

第11条 町は，自然環境に配慮した良好な景観の形成が図られるように，必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進)

第 12 条 町は、環境美化を促進するため、ごみの投棄、ふん害の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第 13 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、町民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第 14 条 町は、町民及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深めるとともに、これに関する活動が促進されるように、環境の保全等に関する教育の推進及び広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(町、町民及び事業者の協働)

第 15 条 町、町民及び事業者は、良好な環境の保全等に関する取組を推進するに当たっては、互いに協働するとともに、主体性を持って実施するよう努めるものとする。

2 町は、町民及び事業者が自発的に行う良好な環境の保全等に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 町は、環境の保全等に関する情報を町民及び事業者に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 17 条 町は、環境の保全等のための広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

第 3 章 城里町環境審議会

(設置)

第 18 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、城里町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(基本施策)

第 19 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項に関し、必要な調査及び審議を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 公害対策に関する事。
- (3) 自然環境の保全に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に係る基本的事項に関する事。

(組織)

第20条 審議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 城里町環境基本計画策定の経過

日付	会議名等	内容
R 2.6.30	第1回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・環境基本計画の諮問 ・計画の策定について ・計画策定に伴う調査事項について ・環境意識調査結果（アンケート実施）について
7.27		<ul style="list-style-type: none"> ・町民・高校生・中学生・事業者、認定農業者を対象とした環境意識調査（アンケート）の実施
9.24	第2回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・策定経過の報告について ・環境意識調査結果の中間報告について ・施策の体系について （環境将来像・計画の基本目標・施策の方向性）
11.5	第3回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施策及び各主体の取組（環境施策の内容）について ・重点的、優先的な取組（リーディングプロジェクト）について ・環境指標及び数値目標について
R 3.1.12	第4回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進体制と進行管理について ・環境基本計画（素案）
2月		<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画（案）
2.22～ 3.12		<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）の公表及び意見募集 （パブリックコメント）
3月	第5回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・計画（案）の答申について



環境審議会

資料 3 城里町環境審議会委員名簿

自 令和2年6月30日
 至 令和4年6月29日
 (敬称略)

所属及び役職名	役職	氏名
城里町副町長	会長	仲田 不二雄
城里町区長会会長	副会長	小山 卓臣
茨城県地球温暖化防止活動推進センター センター長	委員	猿田 寛
茨城県環境アドバイザー	//	安 昌美
茨城県環境アドバイザー	//	川島 省二
城里町議会議長	//	関 誠一郎
城里町議会総務民生常任委員会委員長	//	藺部 一
城里町商工会会長	//	廣木 和久
城里町農業委員会会長	//	富永 幸男
大蔵生コンクリート株式会社 代表取締役	//	鄭 豊之
城里町教育長	//	高岡 秀夫

資料4 用語解説

【あ行】

アスベスト（石綿）

天然に採取される繊維状けい酸塩鉱物で、「せきめん」や「いしわた」と呼ばれています。その繊維はきわめて細く、耐火性・耐熱性・電気絶縁性が高い性質があり、一時期は断熱材や保温材、防音材として建築物に多く使用されていました。しかし、アスベストを吸入すると肺がんや悪性中皮腫などの悪性疾患をはじめとした健康被害を引き起こすため、現在では使用が原則禁止されています。

硫黄酸化物（SO_x 略称ソックス）

硫黄の酸化物の総称であり、一酸化硫黄（SO）、二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）などが含まれます。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生します。大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質で、自然界においても火山ガスなどに含まれています。

一酸化二窒素（N₂O）

大きな温室効果を持つ気体であり、大気中において一時的な濃度増加の影響が小さくなるまでの時間が121年と長い気体です。一酸化二窒素は、亜酸化窒素とも呼ばれ、燃料の燃焼によって発生するほか、海洋や土壌、窒素肥料の使用や工業活動によっても放出され、成層圏で主に太陽紫外線の光化学反応により分解されて消滅します。しかし、その反応の過程で生成されるNOがオゾン（O₃）を分解するため、オゾン層の破壊にもつながります。

一般環境大気局

都道府県知事等が、大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を常時監視するために設置する測定局のうち、住宅地等の一般的な生活空間における大気の汚染状況を把握するため設置されたものです。二酸化硫黄、二酸化窒素などについて測定を実施しています。

常時監視とは、環境基準の適否状況を把握し、環境状況の変化等を把握するために、環境質の実態を体系的に調査・計測することです。

インフラ

インフラストラクチャーの略。その地域の経済発展について重要な、生産や生活の基盤になるものです。ダム・道路・港湾・鉄道・通信施設などの産業基盤、学校・病院・公園などの社会福祉や環境の施設のことをいいます。

SS（浮遊物質）

水の濁りや透明性に関する指標の一つで、水中に懸濁している不溶性物質のことで、JISでは懸濁物質、環境基準や排水基準では浮遊物質といい、2mmのふるいを通過し1μmのろ過材上に残留する物質と定義されています。

SDGs（エスディーゼーズ）

持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals」の略称です。持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015

年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて、国連加盟193か国が2016年から2030年までの15年間に持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

オゾン層

オゾンは酸素原子3個からなる気体です。大気中のオゾンは成層圏（約10～50km上空）に約90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層といいます。紫外線波長領域の中で生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしています。

【か行】

海洋汚染

国連海洋法条約では、生物資源及び海洋生物に対する害、人の健康に対する危惧、海洋活動に対する障害、海水の利用による水質の悪化及び快適性の減少というような有害な結果をもたらすおそれのある物質又はエネルギーを人間が直接的又は間接的に海洋環境に持ち込むこと、とされています。海域や海水が人間の活動によって排出された廃棄物などで汚染されることで、排出された廃棄物の中には、有毒なものや化学物質だけでなく、家庭からの生活排水などに含まれる有機物、ペットボトルやビニール袋など腐敗しにくいプラスチックごみなどがあります。

化石水

地層の堆積時に、地中に残存した海水が地下水となったものです。

化石燃料

化石となった有機物のうち人間の経済活動で燃料として用いられるものの総称です。石油はガソリンや灯油、そしてプラスチックの原料として使われ、石炭は発電などに使われています。天然ガスは発電、そして家庭用のガスとして使われています。地球上の化石燃料には限りがあり、いつかなくなってしまう。また、化石燃料を使うと二酸化炭素が増えるため、地球温暖化の原因にもなります。

環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）

生体の複雑な機能を調節するために必要な役割を果たしている内分泌系の働きに影響を与え（内分泌攪乱作用）、生体に障害や有害な影響を引き起こす作用を持つ物質のことをいいます。これまでに、魚類、爬虫類、鳥類といった野生生物の生殖機能異常、生殖行動異常、雄の雌性化、心化機能の低下のほか、免疫系や神経系への影響等が多く報告されています。

京都議定書

1997年、世界各国の政府代表者が日本の京都に集まり、第3回となる、国連気候変動枠組条約の締約国会議（COP3：Conference of Parties）を開催しました。この会議において採択されたのが、「京都議定書」という国際条約です。

京都議定書は、参加している先進国全体に対して、「温室効果ガスを2008年から2012年の間に、1990年比で約5%削減すること」を要求しています。（国ごとにも温室効果ガス排出量の削減目標を定めています。）この取り決めにより、EUは8%、アメリカ合衆国は7%、日本は6%の削減を約束しました。

空間線量

空間における放射線の量（強さ）で、一般に大気、大地からのガンマ線、宇宙線等が含まれます。

クリーンエネルギー自動車

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車など、走行時の排出ガスが少ない、もしくは全くでない環境に優しい自動車のことをいいます。

【さ行】

再生可能エネルギー

化石燃料や原子力などと異なり、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称です。太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーがあります。化石燃料や原子力エネルギーの利用は、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから、再生可能エネルギーが注目されていますが、一方で、エネルギー密度が低く、コスト高や不安定性、また現在の生活様式を継続する中でエネルギー需要をまかないきれものではないなどの欠点もあります。

里山

自然林に対し、人為的につくられ維持されてきた林を指す言葉です。雑木林なども含めて、人里や集落周辺の森林を呼びます。里山は、我が国の原風景、身近な自然環境として見直されており、保全や整備される動きが活発になっています。

酸性雨

二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与えます。

自然環境保全地域

①高山・亜高山性植生（100ha 以上）、②優れた天然林（10ha 以上）、③特異な地形・地質・自然現象（1ha 以上）、④自然環境が優れた状態を維持している河川・湖沼等（1ha 以上）、⑤植物自生地・野生動物生息地・学術的価値のある人工林等（1ha 以上）以上の条件を満たす土地の中から、その地域の周辺の自然的社会的諸条件から見てその区域における自然環境を保全することが特に必要などところについて指定されます。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

硝酸性窒素は硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在します。亜硝酸性窒素は、化合物の中に亜硝酸塩として含まれている窒素のことです。水中では亜硝酸イオンとして存在します。どちらも地下水汚染の原因物質の一つで、肥料や家畜の糞尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたものです。作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出して富栄養化の原因となります。地下水及び河川などの公共水域には環境基準が設けられています。

循環型社会

「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）」、「適正な処分の確保」により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会のことです。

新型コロナウイルス

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつです。WHOはこのウイルスによる感染症のことを“COVID-19”と名付けました。2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で全世界に広がりました。

3R（スリーアール）

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のことです。「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれます。「リフューズ（Refuse=ごみになるものの拒絶）」を加え4Rと呼ばれることもあります。

生態系

生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいいます。

生物多様性（Biodiversity）

いろいろな生き物がいろいろな自然の中に暮らし、お互いがつながっていることをいいます。生物多様性には、①種内の多様性（遺伝子の多様性）、②種間の多様性（種の多様性）、③生態系の多様性の3つがあります。生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要不可欠であるため、持続可能な発展のためにも、生物多様性への配慮は欠かせません。

施肥

作物の生育をよくし収量を増加させることを目的として肥料を施すことをいいます。

ゼロカーボンシティ

環境省では、2050年までに温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を公表した自治体を「ゼロカーボンシティ」とし、ゼロカーボンを目指す先進的な動きがさらに広まるよう、全国の自治体に対し参画を呼び掛けています。

【た行】

第1次産業

自然界に対してはたらしかけ、作物を栽培したり、採取したりする産業です。農業、林業、漁業などが当てはまります。

ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）を略して、「ダイオキシン」といいます。ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（co-PCB）という物質の総称です。廃棄物

や塩素含有物質等が燃焼する際に発生します。環境に放出されると土壌や水環境中に長期間残留し、食物連鎖を通して生物濃縮され、生体に影響を及ぼすといわれています。

第3次産業

第1次産業、第2次産業のどちらにも当てはまらない産業です。目に見えないサービスや情報などの生産を行う産業がこれに入ります。商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業などが当てはまります。

第2次産業

第1次産業が採取・生産した原材料を加工する産業で、工業や建設業、鉱業などが当てはまります。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のことです。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されています。

地産地消

地域で生産された食用の農林水産物を、その生産地域において消費するという取り組みを指します。地域特性をいかした食生活の構築と農村部の健康増進を図ることを目的に、農林水産省が進めた「地域内食生活向上対策事業」で登場した言葉です。昭和56年頃から使われるようになりました。

沖積土

河川に運ばれて低地に積もった土や砂が土となったものです。

窒素酸化物 (NO_x 略称ノックス)

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれます。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主です。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素ですが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化します。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっています。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつです。

電気自動車 (EV)

外部電源から車載のバッテリーに充電した電気で、ガソリンを使用しないため、走行時の二酸化炭素排出量はゼロになります。

【な行】

二酸化硫黄 (SO₂)

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生します。二酸化硫黄は直接、あるいは粉じんに吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与え、また、動植物や建物等にも被害を及ぼすことがあります。

二酸化炭素 (CO₂)

気体は炭酸ガスとも呼ばれています。-79℃で固体（ドライアイス）となります。水に溶けると炭酸となり、弱酸性を示します。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などにより発生します。植物の光合成により酸素に分解されます。

南極点で観測が開始された当時（1957年）、大気中の二酸化炭素は約315ppmでしたが、現在では約380ppmであり、年々増加しています。産業革命以前はおよそ280ppmでした。二酸化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定されます。

二酸化炭素排出量実質ゼロ

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することです。

二酸化窒素 (NO₂)

石炭、石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源です。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなります。

燃料電池自動車 (FCV)

水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、そこで作られた電気を動力源としてモーターで走行します。燃料となる水素は多種多様な原料から作ることができ、走行中に排出されるのは、水のみで二酸化炭素の排出はゼロになります。

野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することをいいます。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれます。ただし、公益もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しません。野焼きに当たらない焼却の例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの、農業、林業等を営む上でやむを得ないもの（籾殻、稲わら、剪定枝など、ただし農業用ビニール等は焼却できない）、たき火、キャンプファイヤー等の軽微なもの、土手等の雑草の焼却、薪ストーブや薪風呂など、廃棄物処理が目的でないものがあげられます。

【は行】

バイオマス (biomass)

「バイオ (bio=生物、生物資源)」と「マス (mass=量)」からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源での化石資源を除いたものです。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸、糞尿、プランクトンなどがあげられます。

バイオミクリー (biomimicry 生物模倣)

「バイオ (bio=生物)」と「ミミクリー (Mimicry=擬態)」を組み合わせた言葉です。生物の仕組みから学んだことを模倣・活用し、技術開発に活かすことをいいます。

ハイドロフルオロカーボン (HFC)

フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のことを一般的にフロンといい、HFC（ハイドロフルオロカーボン）のことを一般的に「代替フロン」といいます。HFCは塩素を持たないた

めオゾン層を破壊しません。しかし、ハイドロフルオロカーボン(ハフロン)は強力な温室効果ガスであり、近年ではノンフロン機器の導入が進められています。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災のための地図のことで、一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」とされています。各地域の土地の成り立ちや災害の素因となる地形・地盤の特徴、過去の災害履歴などの防災地理情報をもとに作られます。自然災害が発生した場合の被害を予測し、想定される災害の発生地点や被害が想定される地域、避難場所や避難経路などの防災関係施設の位置などを色分けして表示されています。

パリ協定

2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)」で合意された協定です。2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みになります。世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることを目的としています。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標になります。

ppm

Parts per millionの略です。ppmは、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント(%)が100分の1の割合を指すのに対し、ppmは100万分の1を意味します。例えば、空気中1m³中に1cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1kg中に1mgの物質が溶解している場合、この物質の濃度を1ppmといいます。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が10μm(μ:マイクロは100万分の1)以下のものをいいます。

フロンガス

正式名称は、フルオロカーボンといいます。炭素とフッ素の化合物で、化学的に安定かつ無毒で不燃性であるため、多くの種類が開発され、洗浄剤や冷媒、発泡剤など工業用途に広く使用されてきました。しかし、フロンガスの中には、オゾン層を破壊する性質をもつ種類や温室効果をもつ種類もあるため、生産・輸出入の規制のほか、フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)によりフロン類の回収・処理・管理が進められています。

ほう素

元素記号「B」で表され、原子番号は5、原子量は約10.81、比重は2.3(g/cc)です。主に、鉄合金等の硬さ増加剤、原子炉の中性子吸収剤、ガラスや陶器のエナメル合成などに使用され、ほう素の化合物はメッキ工場、ガラス工場、電気機器工場、印刷工場等で使用され、吸収されると胃腸障害、皮膚紅疹、中枢神経症状等の中毒症状があらわれます。

【ま行】

メタン (CH₄)

融点-184℃、沸点-164℃の無色・無臭の可燃性気体です。天然ガス・石油分解ガスなどに多量に含まれ、炭坑内にも発生して爆発の原因となります。有機性廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生します。二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガスです。また、単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の約 20 倍と大きく、回収し、エネルギー源として利用するための研究が続けられています。近年は、日本においても有機性廃棄物の処理及び温暖化防止の観点から、メタン発酵を利用した処理プラントの導入事例が多数見られるようになってきています。

【ら行】

緑地環境保全地域

自然環境保全地域の中で、①樹林地、池沼等が市街地・集落と一体になって良好な自然環境を形成している土地 (0.5ha 以上)、②歴史的、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成している土地 (0.5ha 以上)、以上の条件を満たす土地の中から、その区域の周辺の自然的社会的諸条件から見てその区域における自然環境を保全することが特に必要なところについて指定されます。

レッドデータブック (RDB)

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定し、リストにまとめたものをレッドリストといい、その中に記載された種について生息状況等を取りまとめ編纂した書物のことです。

城里町環境基本計画

令和3年3月

発行 城里町

編集 城里町 町民課

〒311-4391

茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-25

TEL 029-288-3111 (代)

URL <http://www.town.shirosato.ibaraki.jp>



城里町